

平成30年

大阪府北部を震源とする地震の記録

附編 平成30年中の風水害の記録と対応

目 次

第1章 記録について	1
第1節 作成の目的	2
第2節 作成の方法	3
第3節 記録の構成	4
第2章 地震による茨木市の被災状況	5
第1節 茨木市の特徴	6
第2節 社会的条件	9
第3節 地震の概要	12
第4節 地震による被害の状況	15
第3章 災害対応の概況	29
第1節 時系列でみる災害対応の状況	30
第2節 災害対応の項目別概況	34
第3節 災害対応予算の編成	38
第4章 各種応急対応	41
第1節 災害応急活動体制	42
第2節 情報の収集伝達	61
第3節 各種災害の応急対策	64
第4節 避難対策	70
第5節 救助救急及び医療救護対策	79
第6節 交通輸送対策	81
第7節 緊急物資の供給	83
第8節 環境衛生対策	87
第9節 ライフラインの応急対策	91
第10節 文教対策	96
第11節 自発的支援の受入れ	99
第5章 被災者の生活支援	103
第1節 支援のための調査等	104
第2節 支援の実施	112
第6章 住民等による自助・共助活動	123
第1節 活動の概要	124
第2節 避難所の運営を実施した主な自主防災会の活動	127
第7章 市及び各関係機関別の災害対応の状況	137
第1節 市各部の対応	138
第2節 関係機関の動き	154
附編 平成30年中の風水害の記録と対応	165
第1節 風水害の記録	166
第2節 平成30年台風第21号の被災者支援	189
資料編	193

第1章 記録について

第1節 作成の目的

平成30年6月18日に発生した地震で、市では、死者1人、負傷者102人、住家について、全壊3棟、半壊95棟、一部損壊13,510棟の被害が発生した。(平成31年3月31日時点)

今後発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時において、市域における被害を最小化させ、市民が必要とする行政機能を維持させるためには、本地震発生以降の市の対応について、改めて記録として整理し、今後の防災・減災の取組へ生かすことが重要である。

以上のことから、地震が発生した平成30年6月18日から、市内の全指定避難所が閉鎖される8月4日までの市の災害応急対策の活動を中心に、追加されている市の活動記録を作成することとする。

また、平成30年中の風水害対応の記録についても、附編としてまとめている。

第2節 作成の方法

本記録の作成に当たっては、以下の資料をもとに情報の整理を行った。

(1) 市災害対策本部会議資料

- ・ 災害対策本部会議報告資料

(2) 災害対応実態調査

- ・ 平成30年10月～11月にかけて、全ての部課を対象に実施

(3) 市職員に対するアンケート調査

- ・ 平成30年12月～平成31年2月にかけて、全職員を対象に実施

(4) 市災害対策部、対策班へのヒアリング調査

- ・ 平成30年11月～平成31年2月にかけて、全ての部班（8部32班※）を対象に実施

(5) 指定避難所施設管理者へのアンケート調査

- ・ 平成30年12月～平成31年1月にかけて、全指定避難所（75施設）を対象に実施

(6) 市内自主防災会へのアンケート調査

- ・ 平成30年10月～11月にかけて、全自主防災会（30組織）を対象に実施

(7) 市内自主防災会へのヒアリング調査

- ・ 平成30年10月～11月にかけて、避難所運営を実施した自主防災会（8組織）を対象に実施

(8) 市内自主防災会とのワークショップ（3回）

- ・ 平成30年11月～平成31年1月にかけて、大池地区自主防災会と共催で実施

(9) 防災関係機関に係る文献調査

- ・ 防災関係機関を対象に地震対応等の資料提供を依頼

※「部」「班」：市の災害対応上の組織体制の名称。

第3節 記録の構成

本記録は以下の内容で構成される。

第1章 記録について

→本記録の作成意図等を記述

第2章 地震による茨木市の被災状況

→地震による被害の概要を記述

第3章 災害対応の概況

→市における災害対応の概要を記述

第4章 各種応急対応

→市における初動・応急対応の実施内容を記述

第5章 被災者の生活支援

→市における被災者の生活再建支援の実施状況を記述

第6章 住民等による自助・共助活動

→住民等による災害対応の概要を記述

第7章 市及び各関係機関別の災害対応の状況

→各災害対応について、市及び関係機関ごとに活動内容を記述

附編 平成30年中の風水害の記録と対応

→平成30年に発生した風水害の記録と市の応急対応の実施内容を記述

資料編

→災害対応に関連する資料を掲載

第2章 地震による茨木市の被災状況

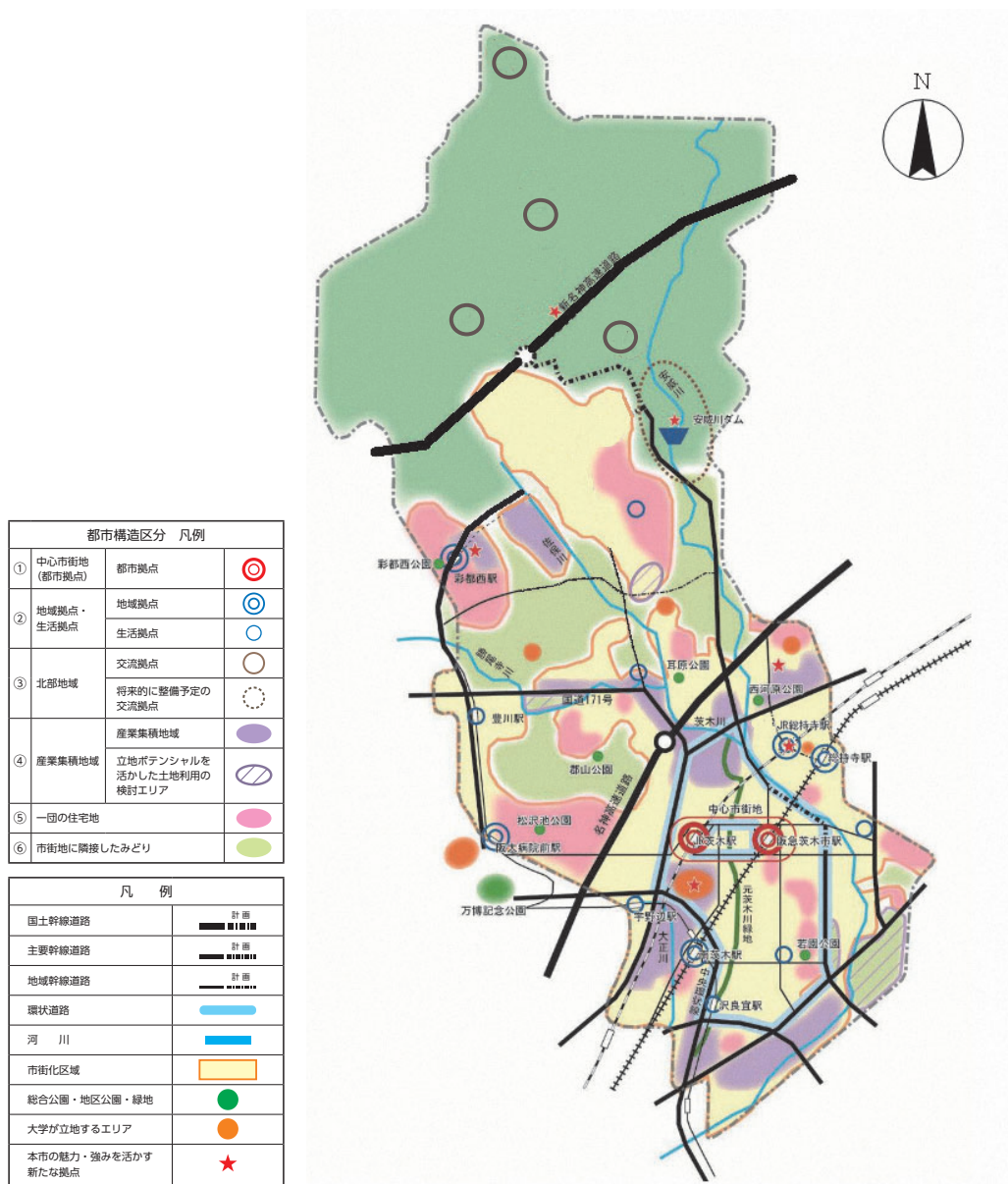
第1節 茨木市の特徴

1 茨木市の地勢

市域は、大阪府の北部地域に位置し、高槻市・摂津市・吹田市・箕面市・豊能町・亀岡市に隣接している。

市域は、南北17.05km、東西10.07kmと細長く、面積76.49km²である。

図表 茨木市の地勢（都市構造図）



(資料)「茨木市都市計画マスタープラン」平成27年3月より(駅名称等一部修正)

2 茨木市の地形・地盤

本市は中地形（中規模の地形）の単元でみると

- ①茨木国際ゴルフ倶楽部付近より北側に広がる山地
- ②山手台、茨木国際ゴルフ倶楽部～茨木カンツリー倶楽部付近の丘陵地
- ③丘陵地と低地の間に広がる台地（段丘面）
- ④市街地の大部分が立地する低地

に分けられ、それぞれ特徴ある地形と地質を示している。

（1）山地

山地は丹波層群とよばれるチャート・砂岩・粘板岩などからなる古生層（主に安威川沿いに多く分布する）と茨木複合花崗岩体とよばれている花崗岩類（茨木川沿いに多い）から構成されている。安威川流域の竜王山をはじめとする山々は、主に丹波層群の古生層類からなり、山はけわしく、山稜がとがった感じを受ける。

一方、茨木川沿いの花崗岩類の山は300m前後で一定した高さのところが多く、こういうところは風化してマサ化していることが多い。

（2）丘陵地

茨木川～安威川間に広がる山手台付近、茨木国際ゴルフ倶楽部、茨木カンツリー倶楽部などを中心とする千里丘陵地区などは、大阪層群からなる丘陵地で、山地近くでは200m以下、千里丘陵では70m以下の標高を示す。千里丘陵地区は上面がかなり平坦であるが、山地に隣接する地区の丘陵は、ほとんど平坦面を残していない。

（3）台地（段丘）

丘陵地の周辺や花園二丁目～総持寺一丁目付近などには、低地部から5～8m高い台地（段丘）が分布しており、宅地若しくは水田として利用されている。台地として明確に残るのは、中位段丘と高位段丘であり、低位段丘は低地との区別がつきにくい。中位・高位とも段丘面上は平坦で、谷の刻みはほとんどない。段丘崖も急傾斜のところは少ない。

（4）低地

市街地の大部分が立地するのは沖積層のなす沖積低地であり、南にごくゆるく傾斜した平坦地である。この沖積層の大部分は海底に堆積した土砂からなるが、陸地化したあとの川の作用で堆積した陸成堆積物が、ごく表層部に分布しており、このためよく観察すると自然堤防や旧河道といった平野部の微地形を認めることができる。

3 気候

本市は、日照が多く比較的温暖な瀬戸内気候区に属する。

平地部の年平均気温は、16℃前後であるが山地部では14℃前後とやや冷涼性を帯びている。最高気温の記録は39.1℃、最低気温は-5.5℃で、年間降水量は約1,500mm前後である。また、最大日雨量は251mmで、山地部と平地部における過去の年最大雨量をみると平地部より山地部の方が1時間雨量で約10mm、日雨量で約40mm多く、同じ市域でも平地部と山地部とでは雨の降り方に大きな差がある。

風については、夏季は南又は南西の風、冬季は北東又は西寄りの風が卓越する。

図表 茨木市の地盤と災害の特徴

中地形	茨木市における地 区	構成地質	岩盤の性質	発生しやすい災害とそ の 特 徴	開発上の留意点
山 地	<ul style="list-style-type: none"> 茨木国際ゴルフ倶楽部 室山二丁目 西安威二丁目などより北側の山地部 	<ul style="list-style-type: none"> 丹波層群チャート、砂岩、頁岩粘板岩など茨木複合花崗岩体 石英閃緑岩 花崗閃緑岩 石英閃岩など 	岩石地盤 マサ化部は 土砂地盤	<ul style="list-style-type: none"> 泥岩・頁岩・砂岩・粘板岩 チャートなどが混在して複雑な面構造をもつため、このような面が地下水の流路となり、切土などにより崩壊を起こしやすい。 花崗岩類はもともと硬岩であるが、風化マサ化部は土砂状をなす茨木市のもものは、マサ化部が深いことが多く、豪雨時には表層崩壊が多発し、それに伴う土石流が発生しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 小断層や割目が多く、これらからの崩れが起きやすい。 流れ盤側にはすべりが起きやすい。 節理や破砕面からの崩壊が多い。 風化部と未風化部の境界付近から崩れやすい。 切土のり面がガリー浸食を受けやすい。
丘陵地	<ul style="list-style-type: none"> 茨木国際ゴルフ倶楽部 室山二丁目 清水二丁目 茨木カンツリー倶楽部付近の千里丘陵地区 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪層群上部礫・砂が主体淡水粘土をはさむ。 大阪層群下部海成粘土と砂礫の互層 	土砂地盤	<ul style="list-style-type: none"> 下部では斜面災害が起きやすい。特に粘土層のMa2層中には水平方向の破砕帯があり、それを境に滑りやすい。 上部では斜面災害は少ないが、海成粘土層の所では埋設鉄管の腐食が著しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 粘土層のある部分を切土すると、滑りを起こしやすい。 海成粘土層部分では、埋設鉄管が腐食しやすいので、材質を十分吟味する必要がある。
台 地 (段丘)	<ul style="list-style-type: none"> 安威二丁目～三丁目 耳原三丁目 西福井三丁目～四丁目 宿久庄五丁目～清水一丁目 西豊川町～豊川四丁目 花園二丁目～総持寺一丁目 	<ul style="list-style-type: none"> 高位段丘 中位段丘 	土砂地盤	<ul style="list-style-type: none"> 段丘のはしの崖（段丘崖）では、崖崩れが起きやすい。 地盤は良好である。 	<ul style="list-style-type: none"> 深い切土（開削）をすると水が出て、周囲の井戸が涸れることがある。 台地上に浅い凹地があるとそのまま市街地化すると豪雨時に内水災害を受けやすい。
低地	<ul style="list-style-type: none"> 安威一丁目 東福井二丁目 中総持寺町などより南側の平野部 	<ul style="list-style-type: none"> 沖積層 氾濫平野、谷底平野、自然堤防等は砂礫よりなる。 旧河道や後背湿地は粘土やシルトからなる。 	土砂地盤	<ul style="list-style-type: none"> 地下水水位が浅くて砂質堆積物の所は、地震時に液状化しやすい。 粘土・シルト質地盤の所は軟弱地盤を形成しており、不等沈下を起こしやすい。 地震時の震動も大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧河道や後背湿地などの低地部は湿潤で、居住性が悪いだけでなく、洪水時の被害も受けやすい。

※ 地盤区分は、大阪府（1988）の分け方による。

第2節 社会的条件

1 人口

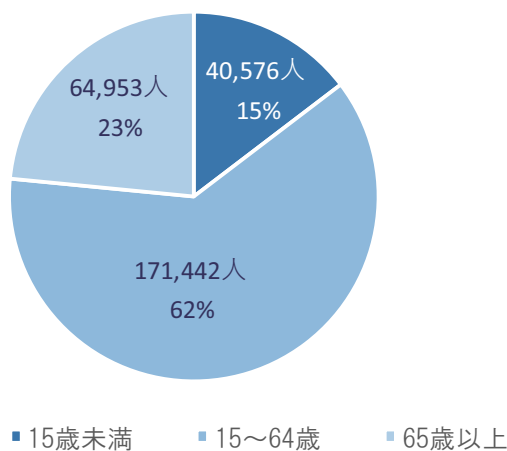
本市の人口等は、次のとおりである。(平成27年10月国勢調査結果より)

夜間人口	:	280,033人
老年人口(65才以上)	:	64,953人
幼年人口(0～4才)	:	13,004人
高齢化率	:	23%
世帯数	:	116,683世帯
人口密度	:	3,661人/km ²
外国人	:	2,359人

図表 人口・世帯の推移 国勢調査人口(昭和23年は市制施行時推計人口)

区分	昭和23年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	7,669	83,647	88,103	94,907	99,557	105,782	112,282	116,683
男(人)	16,932	126,414	127,529	129,064	129,122	131,135	133,621	135,705
女(人)	17,307	124,049	126,549	129,169	131,526	136,826	141,201	144,328
総数(人)	34,239	250,463	254,078	258,233	260,648	267,961	274,822	280,033

図表 年齢構成別人口(平成27年10月国勢調査結果)



※「年齢不詳」除く

2 土地利用の変遷

地震及び洪水、崩壊などの自然現象は、被災対象のない場所で発生しても重大な災害とはならないが、市街地をはじめとする高度な土地利用がなされている場所で発生すれば、大災害となる危険性をもっている。災害は土地利用と密接な関係をもっており、土地利用の変遷とともに災害形態や被害が変化する。

本市の土地利用変遷は次のようにまとめられる。

(1) 明治21年頃

市街地と集落は、南部の低地の微高地や山地の谷底平野付近に発達している。北部の山地と西部の丘陵は林地である。道路は旧街道がそのまま利用されているものと考えられ、鉄道（現在のJR線）が布設されている。低地の集落は微高地にあるため水害を受けにくく、低地の中でも地盤高が低く洪水が氾濫しやすい地域は水田・畑地として利用されている。

(2) 大正14年頃

市街地・集落が明治21年頃に比べるとやや拡大している以外は、あまり土地利用の変化はみられない。

(3) 昭和35年頃

市街地・集落はさらに発達し、低地でも地盤高が低い氾濫平野などにも分布している。以前は分流していた安威川と茨木川が田中町付近で氾濫対策として合流されている。茨木川は昭和24年5月に廃川となっている。また、道路が整備され、鉄道（現在の阪急京都線）が増えている。

(4) 昭和45年頃

昭和35年から昭和45年にかけて急速に市街地・宅地開発が進んでいる。低地の中でも浸水しやすい氾濫平野、丘陵地内の谷底平野（松沢池付近）や土砂災害が発生しやすい丘陵部にも市街地が分布している。山地部や丘陵部では、ゴルフ場などの開発がみられる。道路は、名神高速道路と大阪中央環状線が建設され、都市機能が高度化しつつある。保水機能を果たしていた山地、丘陵地や遊水機能を有していた水田が開発され、都市化が進んだことにより、内水氾濫の被害が生じやすくなった。

(5) 昭和60年以降

南部の低地は安威、福井、宿久庄地区と野々宮、沢良宜地区で水田・畑地として利用されている以外は、ほとんどが市街地となっている。春日丘の丘陵もゴルフ場や宅地として利用されている。また、田中町付近から南流していた茨木川の跡地は、緑地になっている。

(6) 平成

山地部の山手台では大規模な宅地開発がなされ、さらに市から箕面市東部にかけて彩都（国際文化公園都市）の開発が進んでいる。また、これに加えて新名神高速道路の開通や安威川ダムの建設など、新たな開発も進行している。

以上のように、明治から昭和30年代前半ぐらいまでは比較的自然の性格をうまく利用した、自然にマッチした土地利用がなされてきたが、昭和30年代後半以降、急激に都市化が進み、風水害・土砂災害・地震災害とも発生しやすい素因が著しく増えたことが、これらの土地利用の変遷から明らかである。

3 被害想定

市では、兵庫県南部地震で出現した野島断層のような「活断層」に注目し、発生し得る大規模の『直下型地震』の発生を想定し、各種防災への備えを進めていた。

市域に特に影響を及ぼす活断層は、市域の中央を東西に通る有馬－高槻構造線活断層系が挙げられる。

この有馬－高槻構造線活断層系で大規模な地震が発生した場合、建物等に大きな被害が生じることが予測されている。市で想定していた具体的な被害は以下のとおり。

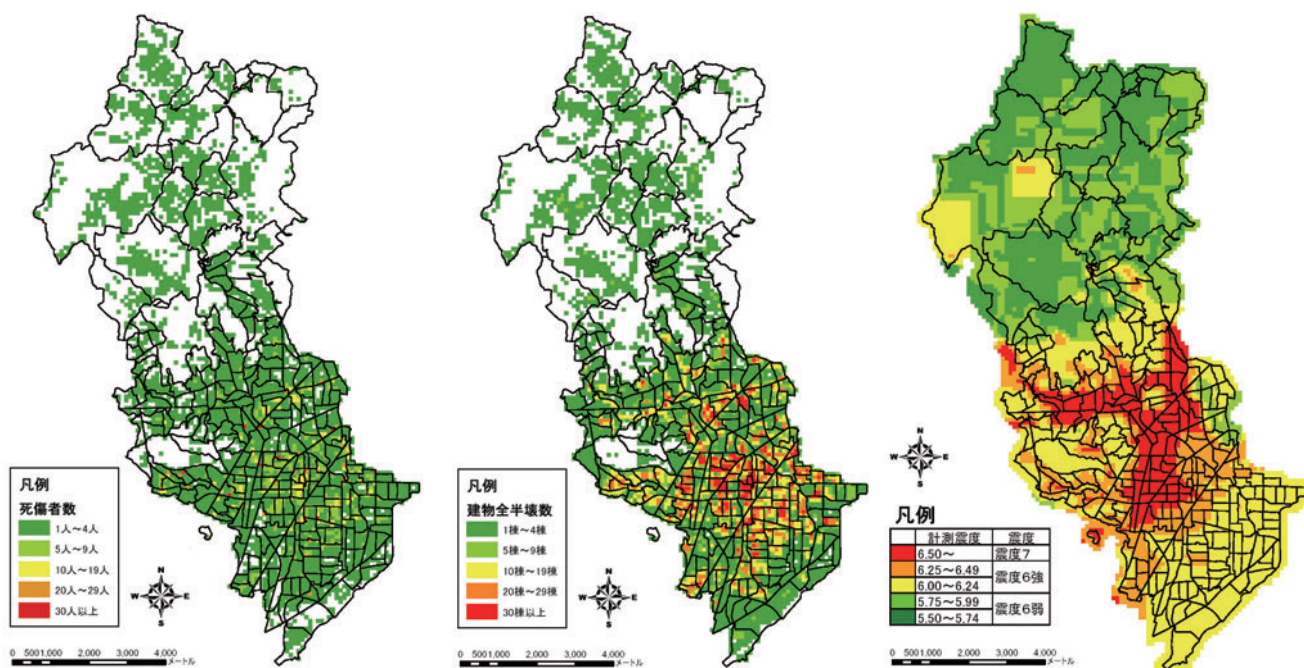
図表 想定地震概要

想定地震	起震断層	有馬－高槻構造線活断層系
	地震の規模	マグニチュード7.5±0.5
	想定震度	5弱～7
想定時期		冬季の夕刻、平日18時

図表 主な被害想定結果

建物全半壊棟数	全壊	10,332棟
	半壊	11,497棟
炎上出火件数（1日の件数）		11（20）件（括弧内は3日間の件数）
死傷者数	死者	119人
	負傷者	3,576人
罹災者数		88,979人
避難所生活者数		25,804人
ライフライン	停電	34.4%
	ガス供給停止	100%
	水道断水	54.1%
	電話不通	1.8%

図表 震度分布等



第3節 地震の概要

1 本震

(1) 発生日時・震源等

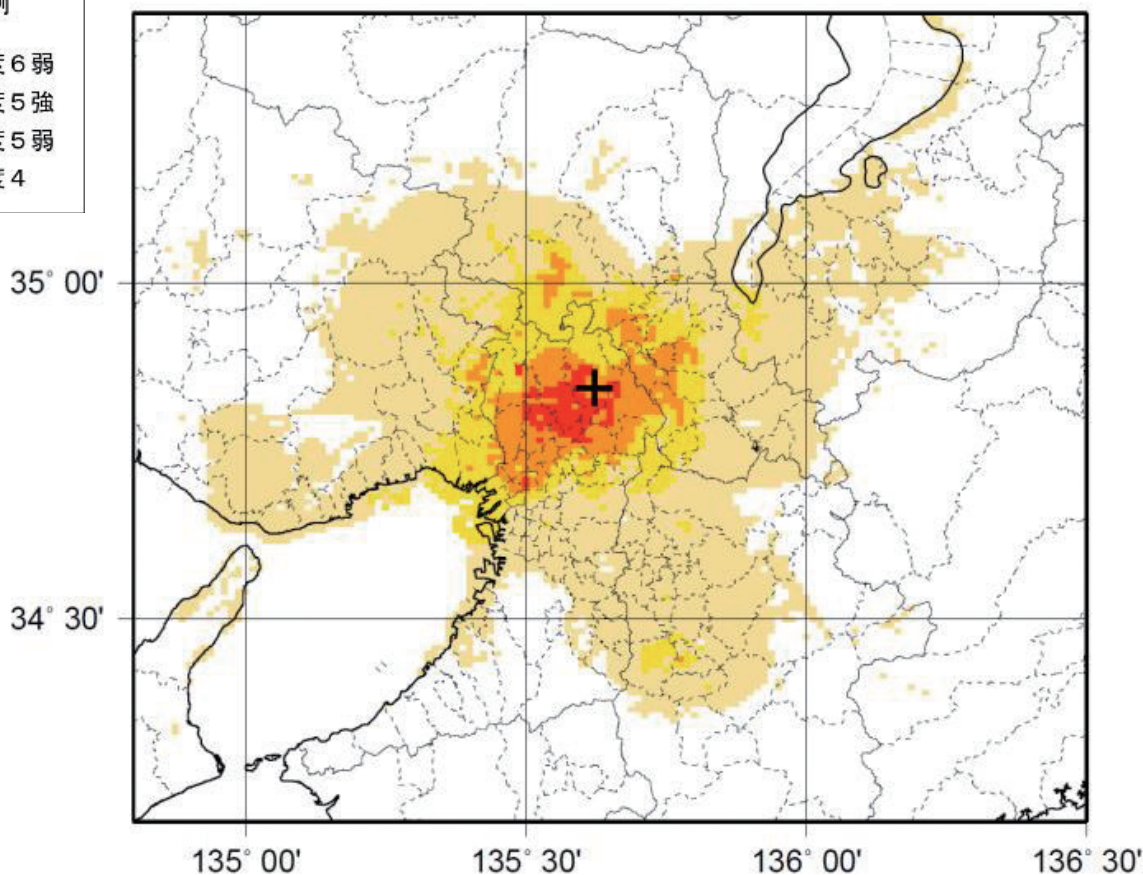
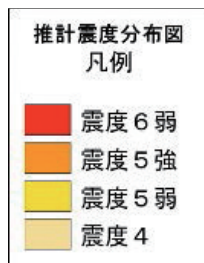
地震(本震)の発生日時、震源等はそれぞれ以下のとおり。市においても震度6弱を観測した。(本市のほか、大阪市北区、高槻市、枚方市、箕面市で観測)

図表 地震の発生日時・震源等

項目	概要
発生日時	平成30年6月18日7時58分34.1秒
震源地名	大阪府北部
震源の緯度、経度、深さ	北緯 34°50.6′ 東経 135°37.3′ 13 km
規模(マグニチュード)	6.1
最大震度	震度6弱

(資料) 気象庁「災害時地震報告 平成30年6月18日大阪府北部の地震」

図表 推計震度分布図



(2) 振動の特徴

大阪府付近で発生した震度6弱以上を観測した地震は兵庫県南部地震(平成7年)以来であった。国立研究開発法人防災科学技術研究所によると、本震による強震動の特徴は以下のとおり。

■平成30年大阪府北部を震源とする地震による強震動の特徴

2018年06月18日07時58分頃に大阪府北部を震源(深さ13km、マグニチュード6.1、気象庁による暫定値)とする地震が発生した。防災科研のMOWLASで観測された最大加速度は、K-NET高槻観測点(OSK002)における806gal(三成分合成値)である。また、この観測記録を積分して得られる最大速度は約41cm/sである。

図1に、この地点における最大加速度・最大速度と、過去に発生した顕著な地震の際に観測されたものとの比較を示す。なお、ピンクのハッチで示したのは最大速度が100cm/s以上かつ最大加速度が800gal以上の領域で、川瀬(1998)が提案した構造物に対し大きな被害がでる目安である。

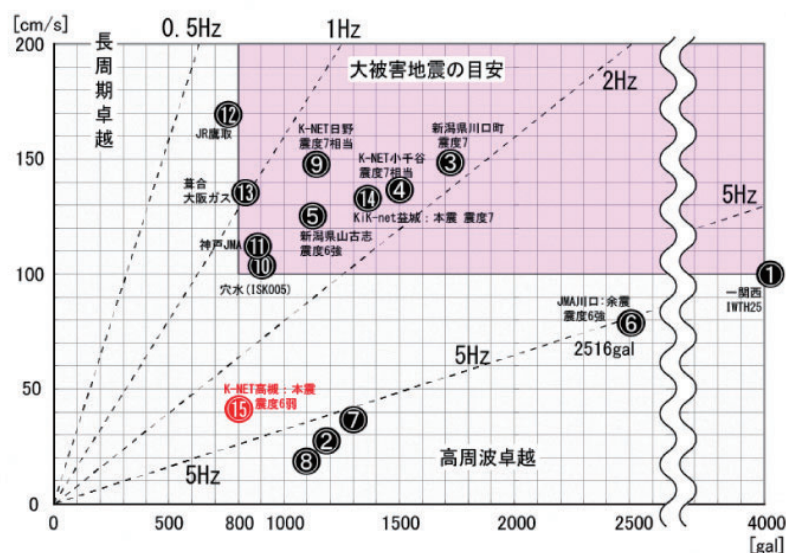


図1



大きな建物被害を生じた2016年熊本地震や1995年兵庫県南部地震では、最大速度・最大加速度が共に大きくピンクの領域に入っているのに比べ、今回の大阪府北部の地震におけるK-NET高槻の記録は、最大加速度は800galを少し超えているものの、最大速度は約41cm/sであり、建物に大きな被害を生じるほどには地震動が大きくなかったことが分かる。

なお、最大速度100cm/s以上かつ最大加速度800galというのは、木造をはじめとする低層建物に大きな被害がでる目安であり、屋根瓦の被害、ブロック塀や棚の転倒など、別の要因による被害の有無の判断の基準ではないことに注意する必要がある。

(資料) 国立研究開発法人防災科学技術研究所 「2018年06月18日 大阪府北部の地震による強震動の特徴」より

※上記図1について ①：平成20年岩手・宮城内陸地震、③～⑥：新潟県中越地震、
②⑦⑧：宮城県沖地震、⑨：鳥取県西部地震、⑩：能登半島沖地震、
⑪～⑬：兵庫県南部地震、⑭：熊本地震、⑮：平成30年大阪府北部を震源とする地震

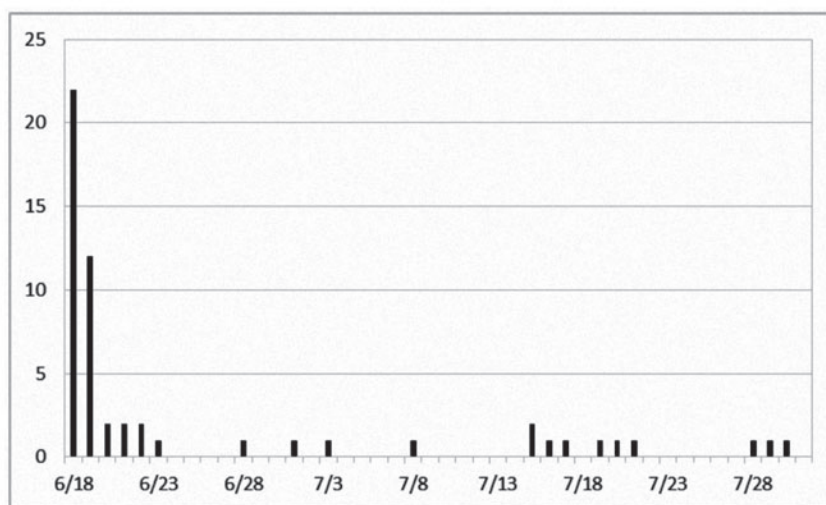
2 余震

本震発生後、この地震の震源周辺で地震活動が活発になり、震度1以上を観測する地震は7月31日までに54回発生した（震度4：1回、震度3：5回、震度2：14回、震度1：34回）。

震災当日は計22回（震度6弱：1回、震度3：1回、震度2：6回、震度1：14回）震災翌日は12回（震度4：1回、震度3：2回、震度2：3回、震度1：6回）の余震が発生した。

震度6弱を観測した6月18日の地震以降、6月25日の午前0時までの1週間に、震度1以上の余震が41回発生しており、余震全体の75%を占めた。

図表 震度1以上を観測した地震の日別回数グラフ
(平成30年6月18日7時～7月31日24時)



(資料) 気象庁「災害時地震報告 平成30年6月18日大阪府北部の地震」

図表 平成30年6月18日7時～7月31日24時に最大震度3以上を観測した地震

番号	発震時		震央地名	深さ	M	最大震度
1	6月18日	7時58分	大阪府北部	13km	6.1	6弱
2	6月18日	16時31分	大阪府北部	11km	3.5	3
3	6月19日	0時31分	大阪府北部	10km	4.1	4
4	6月19日	4時53分	大阪府北部	13km	3.9	3
5	6月19日	7時52分	大阪府北部	11km	3.9	3
6	6月23日	23時08分	大阪府北部	11km	4.0	3
7	7月1日	12時42分	大阪府北部	12km	3.5	3

(資料) 気象庁「災害時地震報告 平成30年6月18日大阪府北部の地震」

第4節 地震による被害の状況

1 全市概況（平成31年3月31日時点）

（1）人的被害

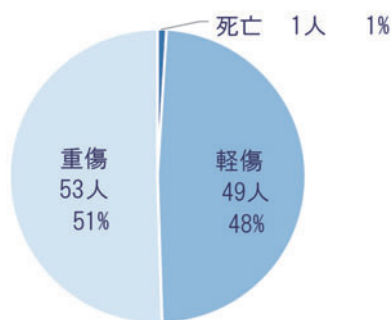
本棚の転倒により、死者が発生した。

100人ほどが地震により負傷し、重傷者が全体の51%、軽傷者が48%を占めた。

平成31年3月31日時点

区分	被災状況
死者	1人
負傷者	負傷102人（軽傷49人、重傷53人）

図表 人的被害の状況



（2）住家被害

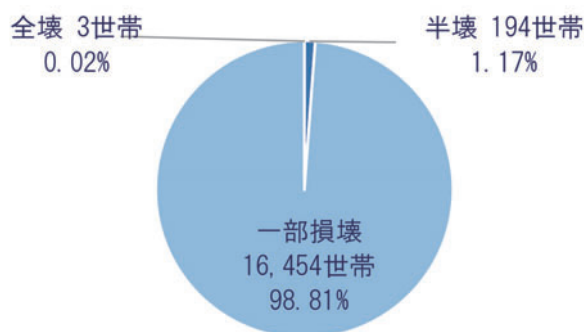
市内で14,000棟ほどの建物に影響が生じ、一部損壊が全体の約99%を占めた。

平成31年3月31日時点

区分	被災状況					
	棟		世帯		人	
全壊	3	0.02%	3	0.02%	5	0.02%
半壊	95	0.70%	194	1.17%	337	1.01%
一部損壊	13,510	99.28%	16,454	98.81%	32,869	98.97%
合計	13,608	100.00%	16,651	100.00%	33,211	100.00%

（資料）罹災証明書発行数に基づく

図表 住家被害の状況



(3) 公共施設等の被害と業務停止等の状況

庁舎をはじめ市の多くの施設に、軽微ではあるものの、外壁のクラック（ひび）の発生、内装材の剥落、エキスパンションジョイント（一体になっている複数の建物をつなぐ部分で、地震の揺れを伝達させないための継ぎ目）の破損などが発生した。

図表 市内の公共施設等の主な被害（公共施設の地震災害報告書より）

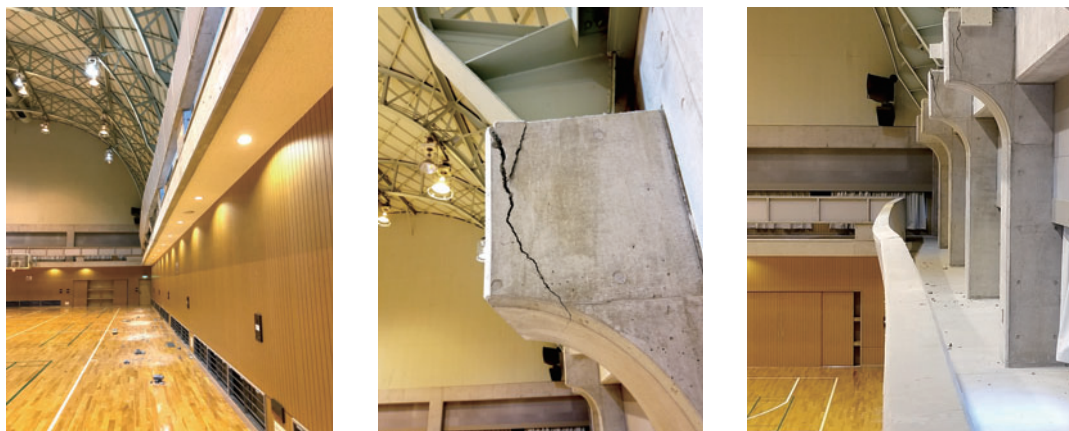
区 分	主 な 施 設	主 な 被 災 箇 所
庁 舎 等	市役所	内壁クラック、屋上膨張タンク配管損傷、北側通路タイル隆起、屋上、内壁、外壁、天井損傷、玄関扉開閉時の歪み
	上中条分室	ボイラー室給湯配管損傷、防火戸損傷、内壁クラック
	合同庁舎	プラネタリウム光学式投影機破損
市 民 文 化 施 設	豊川コミュニティセンター	エレベーター緊急停止装置の故障
	春日コミュニティセンター	屋外非常階段・エレベーター棟繋ぎエキスパンションジョイント破損
	大池コミュニティセンター（図書館分室のみ）	備付書架破損・歪み
	市民総合センター	内壁損傷、外壁損傷による漏水、天井板剥離
	福祉文化会館	内壁損傷、照明落下
	豊川いのち・愛・ゆめセンター分館	玄関周り・内部損傷
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	外壁・床タイル破損・通路等クラック
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	内外壁クラック、タイル破損
生涯学習センターきらめき	天井板損傷	
ス ポー ツ 施 設	福井市民体育館	2階手すり傾き・屋根鉄骨基礎亀裂2か所
	東市民体育館（東コミュニティセンター含む）	天井ボルト破断落下
	西河原市民プール	屋内壁面・天井等クラック、揚水管破損
	桑原運動広場	多目的広場横通路からグラウンドまでの地割れ
福 祉 施 設	福井多世代交流センター	高架水槽の支柱にひび
	西河原多世代交流センター	事務室壁クラックほか
	沢池多世代交流センター	風呂・脱衣所タイル破損
	南茨木多世代交流センター	トイレタイル破損ほか
	高齢者活動支援センター シニアプラザいばらき	外壁クラックほか
	障害者生活支援センター ともしび園	外壁クラック
	障害福祉センター ハートフル	外壁クラック
保健医療センター（こども健康センター含む）	内外壁・天井クラック破損ほか	
こ ども 育 成 施 設	春日学童保育室	2階間仕切6枚のパネル及び接続金具破損
	天王学童保育室	室内の壁面タイルの剥離及び落下
	中央保育所	内壁剥がれ・タイル落下・クラック
	沢良宜保育所	玄関周りコンクリート破損
	待機児童保育室あゆみ	内壁剥がれ・クラックほか・高架水槽破損
	こども健康センター	内外壁・天井クラック破損ほか
環 境 ・ 衛 生 施 設	斎場	扉破損、天井サッシ歪み破損
	環境衛生センター	廃熱ボイラー水管破損による稼働停止、水砕水高架タンク破損による水漏れ
市 営 住 宅	道祖本住宅	パネル破損、外壁クラック、モルタル浮き、受水槽破損による漏水
	総持寺住宅	受水槽破損による漏水
	沢良宜住宅	外壁クラック

区分	主な施設	主な被災箇所
駐車場施設	JR駅前ビル駐車場	泡消火設備破損
	阪急茨木西口駐車場	外壁クラック
消防施設	水尾分署	1階廊下、2階階段・仮眠室の内壁クラック
	下井分署	1階廊下・車庫内壁、2階脱衣所内壁クラック
	下穂積分署	1階受付内壁・階段手すり壁クラック
	西河原分署	庁舎内壁、外壁クラック
	山手台分署	主訓練塔の傾き
教育施設	市内各幼稚園	屋根瓦脱落・外壁クラック等
	市内各小中学校	エキスパンションジョイント破損、揚水管破損、照明・外部土間・階段・照明設備破損、廊下サッシ破損、外壁破損等
	教育委員会分室	外壁クラック
社会教育施設	中央図書館	内壁クラック
	水尾図書館	1階事務室備付書架転倒・破損
	庄栄図書館	外壁クラック、2階事務室備付書架転倒・破損
	穂積図書館	非常階段壁クラック、天井ボード一部破損
	玉島公民館（図書館分室のみ）	備付書架破損・歪み
	清溪公民館	玄関入口タイル破損、スロープクラック
	春日丘公民館	玄関入口タイル破損、換気口落下
	西公民館	外構ブロック崩れ
	見山公民館	玄関入口タイル破損
	太田公民館（図書館分室のみ）	備付書架破損・歪み
	太田公民館分室	内壁クラック、モルタル浮き
	天王公民館（図書館分室含む）	実習室天井埋込空調設備破損・備付書架歪み
	白川公民館（図書館分室含む）	玄関入口タイル破損、1階男子トイレタイル破損、備付書架破損・歪み、壁面ボード破損
公共土木施設	市道、水路等	陥没、ひび割れ等

図表 市役所本庁舎内の被害（左：本館5階廊下、右：本館7階廊下）



図表 福井市民体育館の被害
(左：2階手すり傾き・中央：屋根鉄骨基礎亀裂、右：コンクリート片剥落)



図表 桑原運動広場の被害



図表 西河原市民プールの被害



図表 公共土木施設の被害（左：天王一丁目 右：泉原）



第2章 地震による茨木市の被災状況

第4節 地震による被害の状況

図表 市内の主な公共施設の閉館等※の状況

※避難所として使用していたことに伴う休館含み、閉館日数は通常の休館日は含まない

施設名	地震の影響による閉館時期	閉館日数
市役所	なし	—
北辰出張所	なし	—
斎場	なし	—
福祉文化会館	6月19日及び20日（18日及び22日は部分閉館）	2日間
市民総合センター	6月19日及び20日（18日及び21日から23日まで部分閉館）	2日間
教育センター	6月18日（19日及び20日は部分閉館）	1日間
消費生活センター	6月19日及び20日	2日間
茨木市市民活動センター	6月18日～20日	3日間
男女共生センターローズWAM	6月18日～7月7日	20日間
生涯学習センター	6月18日～7月8日	21日間
保健医療センター	なし（6月18日～21日まで部分閉館）	—
こども健康センター	なし（6月18日～21日まで部分閉館）	—
高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	6月18日～21日	4日間
福井多世代交流センター	6月18日～21日	4日間
葦原多世代交流センター	なし	—
沢池多世代交流センター	なし	—
西河原多世代交流センター	6月18日～24日	7日間
南茨木多世代交流センター	6月18日～22日	5日間
葦原デイサービスセンター	なし	—
沢池デイサービスセンター	なし	—
西河原デイサービスセンター	なし	—
南茨木デイサービスセンター	6月18日～22日	5日間
障害福祉センターハートフル	なし	—
障害者就労支援センターかしの木園	6月18日	1日間
障害者生活支援センターともしび園	6月18日	1日間
あけぼの学園	6月18日～20日	3日間
すくすく親子教室	6月18日～20日	3日間
子育て支援総合センター	6月18日～20日	3日間
子育てすこやかセンター	6月18日～20日	3日間
市民体育館	6月18日～21日	4日間
福井市民体育館	6月18日～12月16日（体育室は3月31日まで閉鎖）	182日間
南市民体育館	6月18日～30日	13日間
東市民体育館	6月18日～20日	3日間
西河原市民プール	6月18日～10月10日	115日間
中条市民プール	6月18日～9月10日	85日間
五十鈴市民プール	6月18日～24日	7日間
東雲運動広場	6月18日～20日	3日間
春日丘運動広場	6月18日～20日	3日間
若園運動広場	6月18日～20日	3日間
福井運動広場	6月18日～12月16日	182日間
桑原運動広場	6月18日～7月27日	40日間
桑原フットサル場	6月18日～20日	3日間
桑原ふれあい運動広場	6月18日～20日	3日間
中央公園北グラウンド	6月18日～30日	13日間
中央公園南グラウンド	6月18日～7月1日	14日間
島3号公園大グラウンド	6月18日～20日	3日間
島3号公園小グラウンド	6月18日～20日	3日間
西河原公園北グラウンド	6月18日～20日	3日間
西河原公園南グラウンド	6月18日～30日	13日間
若園公園グラウンド	6月18日～30日	13日間
水尾公園グラウンド	6月18日～22日	5日間
沢良宜公園グラウンド	6月18日～20日	3日間
東雲運動広場庭球場	6月18日～20日	3日間
春日丘運動広場庭球場	6月18日～20日	3日間
福井運動広場庭球場	6月18日～12月16日	182日間
桑原運動広場庭球場	6月18日～7月27日	40日間
中央公園庭球場	6月18日～20日	3日間
若園公園庭球場	6月18日～20日	3日間

施設名	地震の影響による閉館時期	閉館日数
西河原公園北庭球場	6月18日～20日	3日間
西河原公園南庭球場	6月18日～20日	3日間
忍頂寺スポーツ公園	6月18日～20日	3日間
西河原公園屋内運動場	6月18日～7月13日	26日間
春日丘運動広場弓道場	6月18日～20日	3日間
葦原コミュニティセンター	6月18日～20日	3日間
中津コミュニティセンター	6月18日～20日	3日間
庄栄コミュニティセンター	6月18日～20日	3日間
水尾コミュニティセンター	6月18日～20日	3日間
郡コミュニティセンター	6月18日～20日	3日間
西河原コミュニティセンター	6月18日～20日	3日間
穂積コミュニティセンター	6月18日～20日	3日間
畑田コミュニティセンター	6月18日～20日	3日間
東コミュニティセンター	6月18日～20日	3日間
豊川コミュニティセンター	6月18日～7月21日	34日間
彩都西コミュニティセンター	6月18日～20日	3日間
三島コミュニティセンター	6月18日～27日	10日間
大池コミュニティセンター	6月18日～7月21日	34日間
春日コミュニティセンター	6月18日～26日	9日間
東奈良コミュニティセンター	6月18日～20日	3日間
沢池コミュニティセンター	6月18日～20日	3日間
山手台コミュニティセンター	6月18日～20日	3日間
茨木公民館	6月18日～7月14日	23日間
春日丘公民館	6月18日～20日	2日間
中条公民館	6月18日～20日	3日間
玉櫛公民館	6月18日～7月1日	12日間
安威公民館	6月18日～20日	2日間
玉島公民館	6月18日～21日	3日間
福井公民館	6月18日～20日	2日間
清溪公民館	6月18日～20日	2日間
見山公民館	6月18日～21日	3日間
石河公民館	6月18日～20日	2日間
太田公民館	6月18日～7月21日	29日間
太田公民館分室	6月18日～20日	2日間
天王公民館	6月18日～20日	2日間
郡山公民館	6月18日～20日	2日間
耳原公民館	6月18日～20日	2日間
白川公民館	6月18日～21日	3日間
西公民館	6月18日～20日	2日間
豊川のいのち・愛・ゆめセンター	6月18日～7月22日	35日間
沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	6月18日～7月22日	35日間
総持寺いのち・愛・ゆめセンター	6月18日～7月22日	35日間
文化財資料館	6月18日～30日	13日間
クリンタン遺物史料館	6月18日～30日	13日間
川端康成文学館	6月18日～20日	3日間
市立ギャラリー	6月18日～28日	11日間
上中条青少年センター	6月18日～30日	13日間
青少年野外活動センター	6月18日～30日	13日間
図書館	6月18日～30日	13日間
天文観覧室	6月21日、23日、24日、28日～30日 7月1日、5日～8日、12日、13日 8月9日、10日 7月14日～8月5日は部分開室	15日間
里山センター	なし	—
オートキャンプ場	6月18日～29日	12日間

(4) ライフライン被害

区分	被災状況	復旧状況
水道	断水なし 私有地内等約600戸で漏水	6月24日に全市域で復旧（私有地内等）
下水道	中央水みらいセンター（流域下水道）において汚泥焼却炉の運転を一時停止	—
電気	市内の約5,500戸で停電	6月18日に全市域で復旧
ガス	市内の64,254戸で供給停止	6月24日に全市域で復旧

(5) 鉄軌道・高速道路被害

区分	被災状況	復旧状況
鉄軌道	JR	東海道本線で運転見合わせ 6月18日21時頃から順次運転再開
	阪急	・全線運転見合わせ ・南茨木駅で設備損傷 ・茨木市駅～総持寺駅間で石積擁壁損傷 6月18日22時45分全線運転再開
	大阪モノレール	・運転見合わせ ・車両、軌道、分岐器、電気設備、駅舎、自由通路等が破損 ・6月25日から順次運転再開 ・平常ダイヤによる運行は6月29日11時から
名神高速道路・新名神高速道路	上下線通行止め	6月18日13時00分解除

図表 阪急電鉄の施設被害

(左：石積擁壁被害、中央・右：南茨木駅設備被害)



(資料) 阪急電鉄(株)提供資料

図表 大阪モノレールの施設被害

(左・中央：沢良宜駅エレベーター・連絡通路接続部損傷、右：豊川駅連絡通路エキスパンションジョイント破損)



(資料) 大阪高速鉄道(株)提供資料

(6) その他民間施設等被害

市では市内の事業者を対象に「大阪北部地震に係る事業者向けアンケート調査」を実施し、市地震による被災の影響等を把握した。

売上高や生産・販売能力について、大半の事業者が「震災前と同水準」と回答しているが、売上高については約4割、生産・販売能力については約3割程度の事業者が「低下」と回答しており、一部の事業者に地震の影響があったことが伺える。

調査結果(概要)等は以下のとおり。

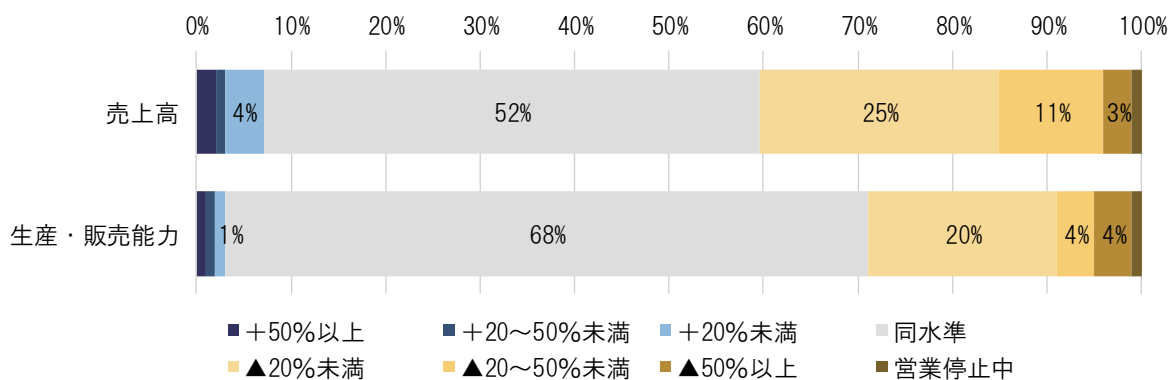
図表 「大阪北部地震に係る事業者向けアンケート調査」概要

○配布対象：市内の事業者(837事業所)
○実施期間：平成30年6月26日から8月16日まで
○回答：162事業所(内訳は以下のとおり)

従業員数	1～4人	5～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
回答	37	25	28	10	21	17	24

業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業	小売業	飲食店	サービス業	その他
回答	6	30	0	8	15	32	19	31	24

図表 震災前との比較(上：売上高、下：生産・販売能力)



2 地区別概況

(1) 住家被害の状況

住家被害については、茨木小学校区、春日小学校区、大池小学校区など、市街地の中心の地区に被害が多く生じた。

図表 地区(小学校区)別住家被災状況

No.	地区名 (小学校区名)	住家被災数[棟]			合計	「住家被災数」の 順位
		全壊	半壊	一部損壊		
1	茨木	0	13	1,150	1,163	1
2	春日	0	3	850	853	2
3	春日丘	0	4	509	513	9
4	三島	0	3	612	615	5
5	中条	0	1	504	505	10
6	玉櫛	0	2	493	495	12
7	安威	0	1	326	327	22
8	玉島	0	2	277	279	24
9	福井	1	5	377	383	19
10	清溪	0	1	58	59	31
11	忍頂寺	0	0	60	60	30
12	大池	0	9	815	824	3
13	豊川	1	4	433	438	16
14	中津	0	6	551	557	8
15	東	0	4	416	420	17
16	水尾	0	5	583	588	7
17	郡山	0	0	25	25	32
18	太田	0	2	639	641	4
19	天王	0	5	590	595	6
20	葦原	1	4	388	393	18
21	郡	0	1	444	445	15
22	庄栄	0	12	446	458	13
23	沢池	0	4	494	498	11
24	畑田	0	0	250	250	26
25	山手台	0	0	185	185	28
26	耳原	0	0	376	376	20
27	穂積	0	0	373	373	21
28	白川	0	0	230	230	27
29	東奈良	0	3	288	291	23
30	西	0	1	455	456	14
31	西河原	0	0	251	251	25
32	彩都西	0	0	62	62	29
計		3	95	13,510	13,608	

※ピンク色：住家被災数市内第1位～3位

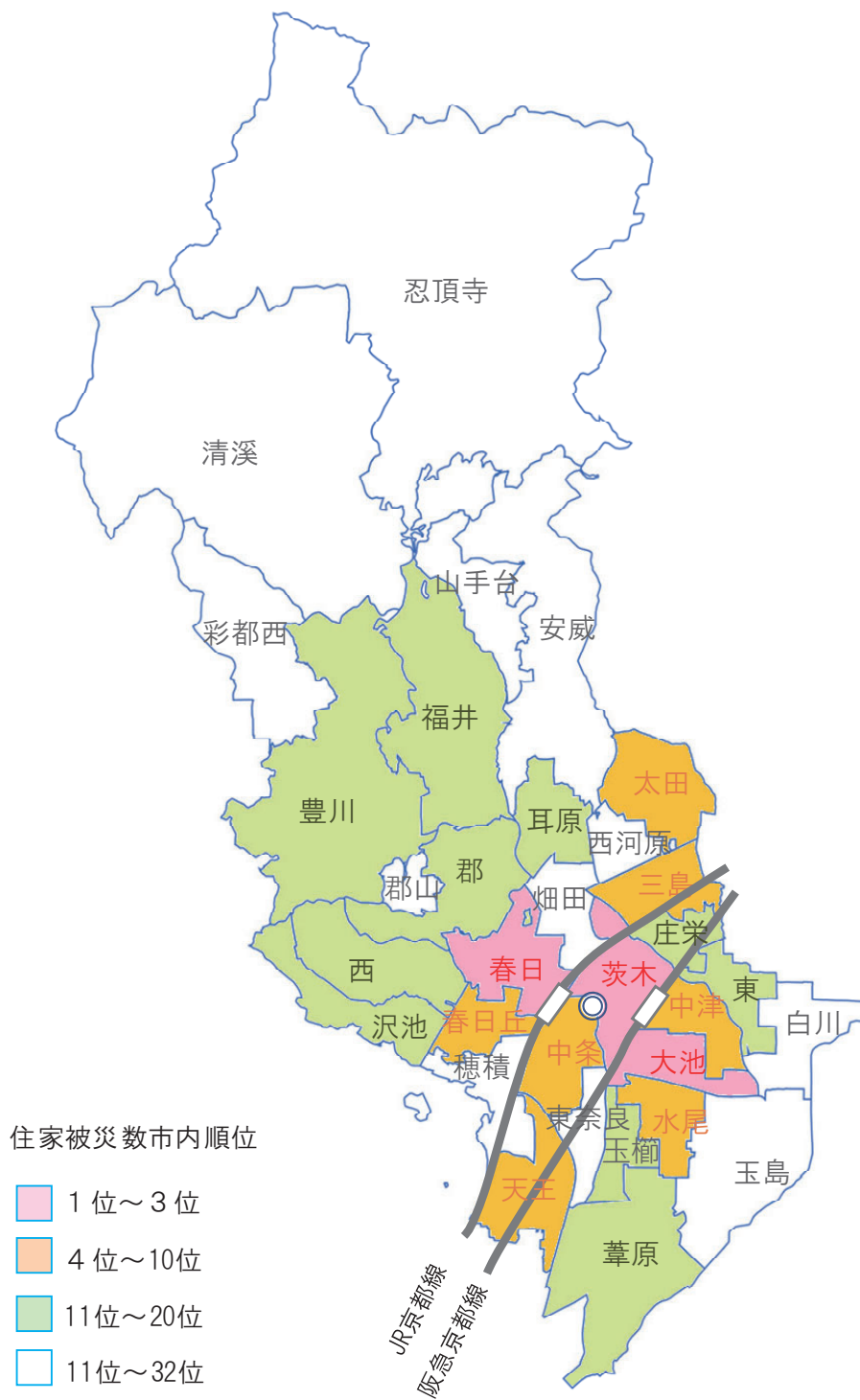
オレンジ色：住家被災数市内第4位～10位

黄緑色：住家被災数市内第11位～20位

(資料) 平成31年3月31日時点の被害認定調査結果(棟数・暫定)による

図表 地区（小学校区）別住家被災状況

（家屋の被災数が多い小学校区）



(2) 避難者の状況

市内の各地区(小学校区)で避難所が開設され、市民が避難した。

図表 地区(小学校区) 避難者状況(豪雨等による避難者含む)

No.	地区名 (小学校区名)	避難所数[施設] 全市最多 6月18日時点 (※1)	避難者数[人] 全市最多 6月20日時点	延べ避難者数[人] 6月18日～8月4日	「延べ避難者数」の 順位(※2)
1	茨木	4	32	686	1
2	春日	5	31	248	9
3	春日丘	2	7	105	18
4	三島	5	51	541	3
5	中条	3	34	152	15
6	玉櫛	2	21	175	12
7	安威	2	47	175	12
8	玉島	4	14	65	21
9	福井	3	0	6	30
10	清溪	1	0	49	24
11	忍頂寺	2	0	52	23
12	大池	2	47	521	4
13	豊川	4	70	511	5
14	中津	3	51	639	2
15	東	3	24	44	26
16	水尾	2	54	306	8
17	郡山	1	32	82	20
18	太田	3	17	175	12
19	天王	3	51	434	6
20	葦原	3	13	191	11
21	郡	1	0	1	32
22	庄栄	1	20	112	17
23	沢池	2	11	62	22
24	畑田	2	11	122	16
25	山手台	2	6	22	28
26	耳原	1	3	38	27
27	穂積	1	53	380	7
28	白川	2	0	6	30
29	東奈良	2	13	216	10
30	西	1	8	17	29
31	西河原	1	29	86	19
32	彩都西	2	0	45	25
計		75	750	6,264	

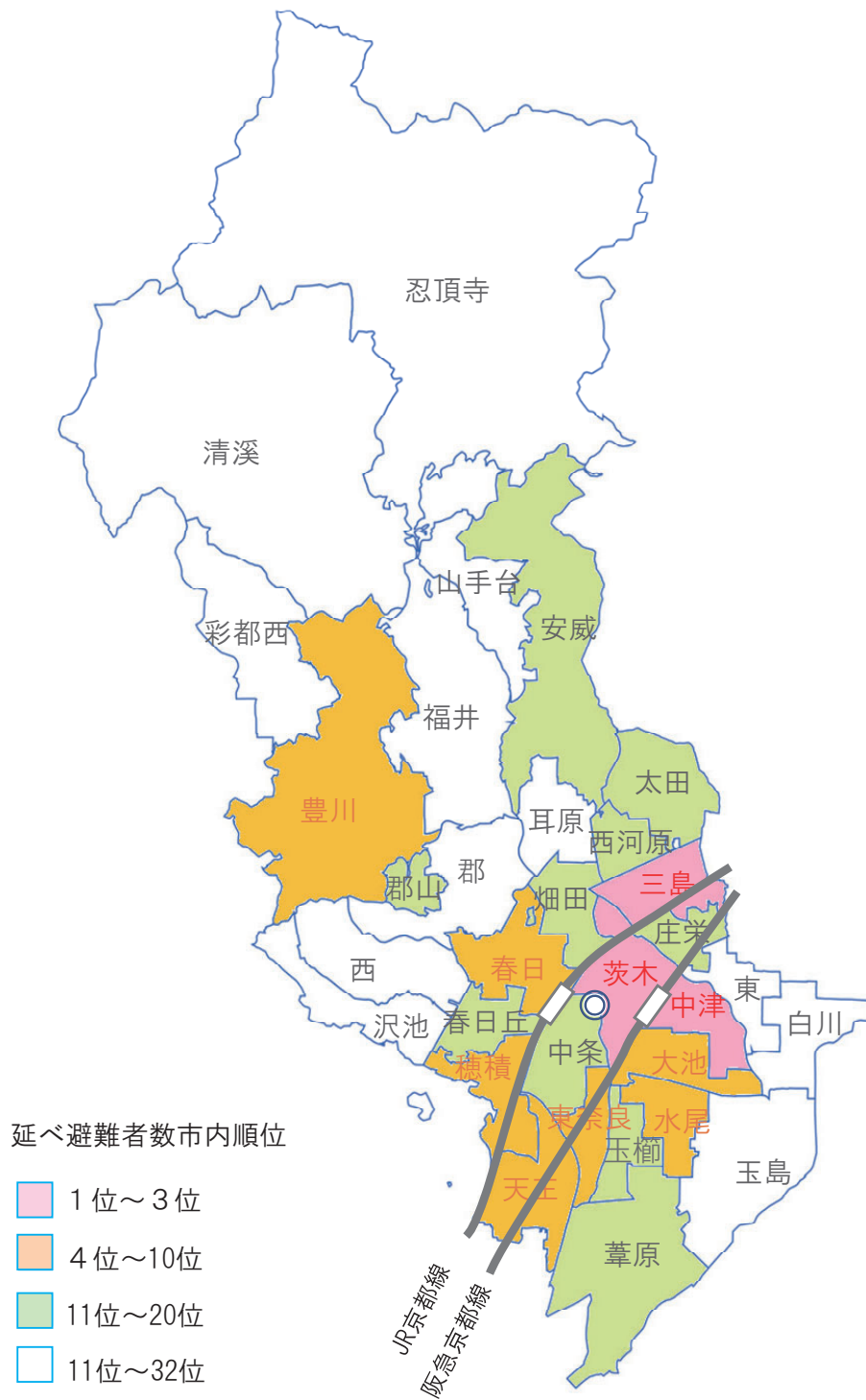
※1 市内の全75指定避難所が開設された。

※2 **ピンク色**：延べ避難者数市内第1位～3位

オレンジ色：延べ避難者数市内第4位～10位

黄緑色：延べ避難者数市内第11位～20位

図表 地区（小学校区）別延べ避難者数状況
 (延べ避難者数が多い小学校区)



第3章 災害対応の概況

第1節 時系列で見る災害対応の状況

日付	内 容	
6月		
18日	<p>・ 7時58分 地震発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 茨木市災害対策本部設置 ・ 第1回災害対策本部会議開催（9：00）（※第2回以降についてはP47～51参照） ・ 地震の規模、余震への備え、行動等についての市長コメントを報道提供 ・ HP、SNSでの情報発信を開始 ・ 災害救助法適用（申請、決定） ・ 自衛隊の災害支援活動を要請、支援開始（26日まで） ・ 住家の被害認定調査受付開始 ・ 災害支援コールセンターの開設（7月10日まで） ・ 指定避難所開設、物資供給の開始 ・ 第2回災害対策本部会議以降、会議を報道機関に公開 ・ 災害時避難行動要支援者名簿等に基づく安否確認（28日まで） ・ 災害時要配慮者名簿に基づく安否確認（24日まで） ・ 茨木・高槻地域災害保健・医療調整本部会議開催（21日まで） ・ ごみ・し尿の通常収集の継続実施、地震ごみの臨時収集の開始（12月28日まで） ・ 市内主要道路のパトロールの実施 ・ ブルーシートの貸与開始（7月31日まで） 	
19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30自主防災組織に対する活動状況等についての電話連絡の実施（24日まで） ・ 住家の被害認定調査（1次調査）開始 ・ 要配慮者の一次避難施設から福祉避難施設への移送 ・ 災害ボランティアセンター設置（平成31年3月31日まで） ・ 建築物の応急危険度判定の受付・実施（受付は25日まで、調査は28日まで） ・ がれきの持込み受入開始（平成31年3月15日まで） ・ 市内各道路（主要道路以外）のパトロールの実施 ・ 市内公園の緊急一斉点検（7月10日まで） 	
20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省TEC-FORCEによる市役所本館・南館、合同庁舎・上中条分室の危険度判定の実施（危険度なし） ・ 自衛隊入浴支援開始（26日まで） ・ 避難所の環境改善を順次整備（ダンボールベッド・マットレス・スポットクーラー・大型扇風機及びエアコンの設置、避難場所の移動） ・ 保健所精神チーム巡回保健指導（25日まで） ・ 市立小・中学校の再開 	<p><梅雨前線の影響による大雨></p> <p>6：28 大雨警報（土砂災害）発表</p> <p>7：20 避難準備・高齢者等避難開始（土砂災害）発令</p> <p>10：26 大雨警報（土砂災害）解除、同注意報発表 避難準備・高齢者等避難開始（土砂災害）解除</p>
21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 33地区連合自治会長に対し、災害に対する支援制度についてFAX、電話で周知 ・ 主な公共施設に紙媒体での情報掲示を開始 ・ 被災宅地危険度判定の実施（7月2日まで） ・ 市立幼稚園・保育所の再開 ・ 地震により破損した家電4品目とパソコンの持込みの受入・収集（7月31日まで） ・ 内閣総理大臣が若園公園視察、高槻市役所で市長が内閣総理大臣へ要望書を提出 	
22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所との情報伝達の強化（専用の携帯電話の配布） ・ 保健所感染症担当による感染管理活動開始 ・ 箕面市多文化交流センターで国土交通大臣へ要望書を提出 	
23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 33地区連合自治会長に対し、災害に対する支援制度についてFAX、電話で周知 ・ 自己判定方式を導入した罹災証明書の発行開始 	
24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師による避難所巡回相談 	
25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内のガス全面復旧 ・ 地域保健福祉センターを設置（6か所） ・ 避難所の衛生管理活動を実施（7月13日まで） ・ こころのケアセンター開設（9月28日まで） ・ 小中学校プールブロック塀の解体開始（7月13日まで） 	
26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 508単位自治会長に対し、災害に対する支援制度について郵便で周知 ・ 国土交通省TEC-FORCEによる市内小中学校のブロック塀等の応急危険度判定（30日まで） ・ 商工関係業者の被害及び事業継続に関する調査の開始 ・ 損傷が発見された公園等の再調査を開始（8月15日まで） 	

日付	内 容	
27日	<ul style="list-style-type: none"> 保健所衛生管理の避難所衛生管理状況調査実施 災害見舞金受付開始 市内中学校通常給食再開 	
28日	<ul style="list-style-type: none"> 被災者支援制度一覧（第1版）発行 市営住宅の第1回一時入居募集（7月6日まで） 	
29日	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における情報提供の強化（タブレット端末・プリンターの設置） 住まいに関する相談会の実施 義援金（第1次配分）配分開始 	
7月		
1日	<ul style="list-style-type: none"> 臨時広報の発行（震災特別号第1号） 住まいに関する相談会の実施 	
2日	<ul style="list-style-type: none"> 避難所体制プロジェクトチームの設置 	
5日	<ul style="list-style-type: none"> 避難所に対する保健師巡回指導（大池コミュニティセンター） 住まいに関する相談会の実施 公共施設における補強コンクリートブロック造等の塀の現況調査開始（一次調査7月12日まで、二次調査8月2日まで） 	<p><台風第7号および梅雨前線の影響による大雨></p> <ul style="list-style-type: none"> 3:25 大雨警報（土砂災害）発表 4:21 洪水注意報発表 7:20 茨木川氾濫注意水位（2.00m）突破 7:50 大雨警報（浸水害）発表 7:55 土砂災害警戒情報発表 10:09 洪水警報発表 10:10 避難指示（緊急）（土砂災害） 22:00 茨木川避難判断水位（2.35m）突破 22:40 安威川避難判断水位（3.65m）突破
6日	<ul style="list-style-type: none"> 避難所に対する保健所食品衛生監視員指導（大池コミュニティセンター、茨木公民館、豊川いのち・愛・ゆめセンター） 	<ul style="list-style-type: none"> 17:14 大雨警報（浸水害）・洪水警報解除、洪水注意報発表 22:32 洪水注意報解除
7日	<ul style="list-style-type: none"> 無料法律相談会を地域主催で実施（大池コミュニティセンター） 住まいに関する相談会の実施 	
8日		<ul style="list-style-type: none"> 9:20 土砂災害警戒情報解除 10:00 大雨警報（土砂災害）解除 大雨注意報・雷注意報発表
9日	<ul style="list-style-type: none"> 避難所に対する保健師巡回指導（沢良宜いのち・愛・ゆめセンター） 	<p><梅雨前線の影響による大雨></p> <ul style="list-style-type: none"> 14:09 大雨警報（土砂災害）発表 21:22 大雨警報（土砂災害）解除、大雨注意報発表
10日	<ul style="list-style-type: none"> 復興支援総合案内の開設（8月31日まで） 被災者支援制度一覧（第2版）発行 小中学校外周塀調査（17日まで） 	
11日	<ul style="list-style-type: none"> 住家の被害認定調査（2次調査）受付開始 市営住宅等の第2回一時入居募集（17日まで） 復興支援相談窓口の設置（8月31日まで） 	
12日	<ul style="list-style-type: none"> 508単位自治会長に対し、災害に対する支援制度について郵便で周知 大阪北部地震及び平成30年7月大雨による災害に伴う災害救助のために使用する車両の高速道路無料化措置に必要な証明書を発行開始（平成31年3月31日まで） 大阪府と「大阪版みなし仮設住宅制度の実施に関する協定」締結 	
13日	<ul style="list-style-type: none"> 被災者支援制度一覧（第3版）発行 大阪府が「大阪版被災住宅無利子融資制度」の創設 	
14日	<ul style="list-style-type: none"> 住家の被害認定調査（2次調査）開始 	
17日	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府市長会を通して国へ要望書を提出 	
18日	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府知事が総務省・文部科学省へ要望書を提出 	
19日	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法適用期間の延長申請（避難所） 臨時広報の発行（震災特別号第2号） 市営住宅等の第3回一時入居募集（25日まで） 	
21日	<ul style="list-style-type: none"> 被災者支援施策立案に向けた被害実態調査 	
22日	<ul style="list-style-type: none"> 被災者支援施策立案に向けた被害実態調査 	
23日	<ul style="list-style-type: none"> 第48回災害対策本部会議開催、第1回被災者支援会議開催（災害対策本部会議から被災者支援会議への切り替え） 被災者支援制度一覧（第4版）発行 	
24日	<ul style="list-style-type: none"> 義援金（第2次配分）の配分開始 	
26日	<ul style="list-style-type: none"> 茨木市公共建築物に係る被災度区分調査開始（9月14日まで） 	

第3章 災害対応の概況

第1節 時系列で見る災害対応の状況

日付	内 容
28日	<p><台風第12号の通過に伴う大雨> 16:08 暴風警報発表 18:16 大雨警報（土砂災害）発表</p>
29日	<p>2:22 大雨警報（浸水害）発表 3:53 洪水注意報発表 7:52 大雨警報（浸水害・土砂災害）解除、 大雨注意報発表、暴風警報解除、 強風注意報発表、洪水注意報解除</p>
8月	
4日	・地震被害に関する市内の全ての避難所を閉鎖
6日	・市営住宅等の第4回一時入居募集（10日まで）
8日	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修支援金の申請受付開始（申請受付は令和元年6月28日まで） ・ブロック塀等撤去補助金の申請受付開始（令和2年1月31日まで） ・転居費用支援金の申請受付開始（令和2年3月31日まで）
9日	・被災者支援制度一覧（第5版）発行
20日	・市営住宅等の第5回一時入居募集（24日まで）
23日	<p><台風第20号に伴う大雨・暴風> 13:43 暴風警報、大雨注意報発表 15:50 大雨警報（土砂災害、浸水害）発表 21:54 洪水注意報発表</p>
24日	<p>1:40 土砂災害警戒情報発表 1:43 洪水警報発表 3:21 暴風警報解除、強風注意報発表 4:43 大雨警報（浸水害）、洪水警報解除 洪水注意報発表 5:25 土砂災害警戒情報解除 5:59 洪水注意報解除 8:26 大雨警報（土砂災害）解除</p>
9月	
3日	・市営住宅等の第6回（台風第1回）一時入居募集（7日まで）
4日	<p>・被災者支援制度一覧（第6版）発行</p> <p><台風第21号に伴う大雨・暴風> 4:56 暴風警報、大雨注意報発表 6:30 大雨警報（土砂災害、浸水害）発表 14:21 洪水注意報発表 16:32 大雨警報（浸水害）解除 17:58 暴風警報解除、強風注意報発表、 洪水注意報解除 22:31 洪水注意報発表</p>
5日	<p>・台風第21号に関する災害支援コールセンターの設置 （21日まで）</p> <p>・台風第21号による被害に対する被災者支援制度一覧発行</p> <p>・ブルーシートの貸与実施（7日まで）</p> <p>4:06 洪水注意報解除 5:33 大雨警報（土砂災害）解除</p>
6日	<p><秋雨前線の影響による大雨> 16:26 大雨注意報発表</p>
7日	<p>22:04 大雨警報（土砂災害）発表 23:25 土砂災害警戒情報発表 23:58 洪水注意報発表</p>
8日	<p>1:02 洪水警報発表 5:55 洪水警報解除、洪水注意報発表 8:42 洪水注意報解除 12:20 土砂災害警戒情報解除</p>
9日	<p>4:39 大雨警報（土砂災害）解除、 大雨注意報発表 15:51 大雨警報（土砂災害）発表</p>
10日	<p>5:01 洪水注意報発表 12:21 洪水注意報解除 15:50 大雨警報（土砂災害）解除、 大雨注意報発表</p>

日付	内 容	
18日	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅等の第7回（台風第2回）一時入居募集（21日まで） ・大阪府が「大阪版被災住宅無利子融資制度」の対象に台風第21号を追加 	
19日	・台風第21号による被害に対する被災者支援制度一覧（第3版）発行	
26日	・義援金（第3次配分）の配分開始	
27日	・被災者支援制度一覧（第7版）発行	
30日	・災害援護資金の申請受付終了	<台風第24号に伴う大雨・暴風> 6：47 暴風警報発表 10：30 大雨警報（土砂災害）発表 13：14 大雨警報（浸水害）発表 19：52 洪水注意報発表 21：24 大雨警報（浸水害） 22：55 洪水注意報解除
10月		
1日	・市営住宅等の第8回（台風第3回）一時入居募集（5日まで）	0：56 暴風警報解除、強風注意報発表 5：25 大雨警報（土砂災害）解除、 大雨注意報発表 8：18 大雨注意報解除
15日	・市営住宅の第9回（台風第4回）一時入居募集（平成31年4月26日まで）	
11月		
12日	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における補強コンクリートブロック造等の塀の現況調査開始（三次調査 29日まで） ・被災者支援制度一覧（第8版）発行、台風第21号による被害に対する被災者支援制度一覧（第4版）発行 	
12月		
3日	・被災者支援制度一覧（第9版）発行	
25日	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金（第4次配分）の配分開始 ・被災者支援制度一覧（地震編第10版、台風編第5版）発行（地震版、台風版を統合） 	
平成31年		
1月		
2月		
26日	・被災者支援制度一覧（地震編第11版、台風編第6版）発行	
3月		
12日	・土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準の廃止	
29日	・罹災証明書の申請受付終了、減免制度の一部受付終了	
4月		
1日	・被災者支援制度一覧（地震編第12版、台風編第7版）発行	
令和元年		
5月		
21日	・平成30年台風第21号の被災者に対する被災者生活再建支援金の申請受付開始	
6月		
18日	・地震災害初動確認訓練実施	
7月		
1日	・被災者支援制度一覧（地震編第13版、台風編第8版）発行	
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		

第2節 災害対応の項目別概況

※各災害対応の項目は、茨木市地域防災計画 第4部地震災害応急対策 各章の構成に準じる。

区分	6月																						
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
初動・応急対応	災害応急活動体制	災害対策本部会議の開催（6/18～7/23）																					
	情報の収集伝達	大阪府への被害状況の報告と連絡調整（6/18～12/4）											● 臨時広報（第1号）の発行（7/1）										
		災害コールセンターの設置（6/18～7/10）											〔※復興支援相談窓口へ移行〕										
	各種災害の応急対策	危険物施設の立入・安全確認（6/18～25）																					
		建築物の応急危険度判定の実施（6/19～28）																					
		宅地の危険度判定の実施（6/21～7/2）																					
		道路パトロールの実施（6/18～）																					
	避難対策	指定避難所の開設・運営（6/18～8/4）																					
		避難行動要支援者の安否確認等（6/18～28）																					
	救助救急及び医療救護対策	エレベータ閉じ込め等の救助（6/18）																					
		指定避難所の衛生管理活動（6/18～7/27）											こころのケアセンター開設（6/25～）										
	交通輸送対策	市内道路の被災箇所の応急措置、復旧対応（6/18～）																					
	緊急物資の供給	物資拠点の開設・運営、物資の受入れ、避難所等への物資の輸送（6/18～7/31）																					
	環境衛生対策	地震によるごみの臨時収集、地震によるがれきの持ち込み対応（6/18～H31. 3/15）																					
	ライフラインの応急対策	下水道の流下能力等の点検（6/18～20）																					
水道管路の被災状況の確認（6/18～26）																							
市民からの問い合わせに基づく水道の修繕対応（6/18～30）																							
文教対策	市内小中学校の休校措置（6/18・19）																						
	市内幼稚園・保育所の休園・休所（6/18～20）																						
	社会教育施設の臨時閉館（※施設に違って差異あり）																						
自発的支援の受入れ	災害ボランティアセンターの開設・運営（6/19～H31. 3/31）																						
被災者の生活支援	支援のための調査等	被害認定調査（一次調査の実施）（6/19～H31. 3/31）																					
		市営住宅の第1回入居募集（6/28～7/6）											市営										
	支援の実施	● 被災者支援制度一覧（第1版）の発行（6/29）																					
		罹災証明書の受付（6/18～H31. 3/29）発行（6/23～）											● 義援金の第一次配分（6/29～）										
		見舞金等受付・配分（6/27～R02. 3/31）																					
罹災届出証明書の申請受付、証明（6/18～）											● 使用料等の取扱いについて決定（1）（6/28）												
											事業者への復旧資金の融資・斡旋（6/27～）												

←梅雨前線の影響による大雨

台風第7号および梅雨前線の影響による大雨←

梅雨前線の影響による大雨←

7月														8月				主な対応部 (対応班)					
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		30	31	1	2	3
																		被災者支援会議 (7/23~)	総務対策部 (総務班)				
																		● 臨時広報 (第2号) の発行 (7/19)	総務対策部 (総務班、秘書・広報班、被害調査班)				
																			消防対策部 (予防班) 土木対策部 (危険度判定班、土木班、道路交通対策班)				
																			市民対策部 (避難所市民班) 民生対策部 (福祉・安否確認班)				
																			消防対策部 (警防・救急救助班) 民生対策部 (公衆衛生活動班)				
																			土木対策部 (土木班、道路交通対策班)				
																			民生対策部 (物資管理班、物資調達・こども対策班)、文教対策部 (物資輸送班)				
																			産業対策部 (環境対策班)				
																			土木対策部 (下水道班) 給水対策部 (総務班、給水班)				
																			文教対策部 (教育政策班、施設班、学校教育班)				
																			民生対策部 (福祉・安否確認班)				
																		被害認定調査 (二次調査の実施) (7/14~H31. 3/31)	総務対策部 (被害調査班)				
																		住宅等の第2回入居募集 (7/11~17) 市営住宅等の第3回入居募集 (7/19~25)	土木対策部 (建築班)				
																		復興支援総合案内の設置 (7/11~8/31)	総務対策部 (被害調査班)				
																		● 義援金の第二次配分 (7/24~)	民生対策部 (福祉・安否確認班)				
																			産業対策部 (商工班)				

→台風第12号の通過に伴う大雨

第3章 災害対応の概況

第2節 災害対応の項目別概況

第3章

災害対応の概況 / 第2節

災害対応の項目別概況

区分	平成30年																																								
	8月																																								
	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
応急対応	災害応急活動体制	被災者支援会議の開催 (7/23~)																																							
	情報の収集伝達	大阪府への被害状況の報告と連絡調整 (6/18~12/4)																																							
	各種災害の応急対策	災害コールセンターの設置 (9/5~)																																							
	交通輸送対策	市内道路の被災箇所の応急措置、復旧対応 (6/18~)																																							
	緊急物資の供給	ブルーシートの提供 (9/5~7)																																							
	環境衛生対策	地震によるごみの臨時収集、地震によるがれきの持ち込み対応 (6/18~H31. 3/15、※台風第21号以降は台風によるがれきも対象)																																							
	自発的支援の受入れ	災害ボランティアセンターの開設・運営 (6/19~H31. 3/31)																																							
被災者の生活支援	支援のための調査等	被害認定調査 (一次、二次調査の実施) (~H31. 3/31)																																							
	支援の実施		● 使用料等の取扱いについて決定 (2) (8/31)																																						
			罹災証明書の受付 (6/18~H31. 3/29) 発行 (6/23~)																																						
			罹災届出証明書の受付 (6/18~)																																						
			復興支援総合案内の設置 (7/11~8/31)																																						
			見舞金等受付・配分 (6/27~)																																						
			事業者への復旧資金の融資・斡旋 (6/27~)																																						
			住宅改修支援金の申請受付 (8/8~R01. 6/28)																																						
			転居費用支援金の申請受付 (8/8~R02. 3/31)																																						
			市営住宅等の第4回入居募集 (8/6~10)										市営住宅等の第5回入居募集 (8/20~24)										市営住宅等の第6回入居募集 (9/3~7)																		
	ブロック塀等撤去補助金の申請受付 (8/8~R02. 1/31)																																								

→台風第20号による大雨・暴風

→秋雨前線の影響による大雨
→台風第21号による大雨・暴風

月	平成31年												令和元年												主な対応部（対応班）																		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	10月	11月	12月																									
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	31	1	30	1	31	1	31	1	28	1	31	1	30	1	31	1	30	1	31	1	30	1	31	1	30	1	31	
	→																														総務対策部（総務班）												
21)	→																														総務対策部（総務班、被害調査班）												
	→																														土木対策部（土木班、道路交通対策班）												
	→																														民生対策部（福祉・安否確認班）												
	→																														産業対策部（環境対策班）												
	→																														民生対策部（福祉・安否確認班）												
	→																														総務対策部（被害調査班）												
	● 使用料等の取扱いについて決定（3）（12/7）																														総務対策部（財政班）												
	→																														総務対策部（被害調査班）												
	● 義援金の第三次配分（9/26～）																														● 被災者支援制度一覧（第13版）の発行												
	● 義援金の第四次配分（12/25～）																														● 被災者生活再建支援金の申請受付（R01. 5/21～R02. 3/31）												
	→																														民生対策部（福祉・安否確認班）												
	→																														産業対策部（商工班）												
	→																														土木対策部（応急危険度判定班）												
	市営住宅等の第7回入居募集（9/18～21）																														市営住宅等の第8回入居募集（10/1～5）												
	市営住宅等の第9回入居募集（10/15～H31. 4/26）																														土木対策部（建築班）												
	→																														土木対策部（土木班）												

→台風第24号による大雨・暴風

第3節 災害対応予算の編成

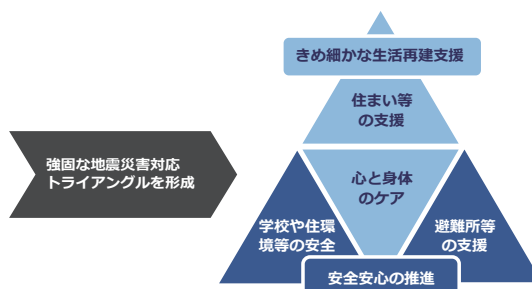
1 補正予算

(1) 平成30年度 一般会計補正予算(第1号)

市では、地震の被害等への対応として、早期に被災者の不安を取り除き、誰もが安全で安心な暮らしを取り戻すため、平成30年7月12日に応急対策に要する予算を市長の専決処分により編成した。

■基本方針■

学校や住環境等の安全確保や避難所等の支援の『安全・安心なまちづくりの推進』と、生活に不可欠な住まいの支援や被災者の心と身体のケア等の『きめ細かな生活再建支援』を推進する



①補正額 1,190,441千円

[財源内訳：国41,250千円、府27,687千円、寄附金10,000千円、地方債19,500千円、財政調整基金1,092,004千円]

②補正予算の主な内容

▼安全・安心なまちづくりの推進

小中学校・幼稚園・保育所等の安全確保	
1 小中学校プールのブロック塀等の撤去等	202,000千円
2 通学路の塀等の安全点検	10,000千円
3 小中学校の校舎内接合部の復旧	55,000千円
4 幼稚園・保育所施設等の復旧	18,600千円
安全・安心な住環境の確保	
5 ブロック塀等撤去補助金の創設【上限：通学路300千円、他200千円】	50,000千円
6 民有地緑化助成（生垣緑化補助）の拡充【上限：50千円】	1,000千円
7 木造戸建て住宅等の耐震改修・診断補助の拡充【上限：診断45千円、改修400千円（所得に応じて600千円）、除却600千円】	82,500千円
避難所等の支援	
8 避難所の物資調達、情報提供の充実等	14,400千円
9 災害ボランティアの支援	2,000千円

▼きめ細かな生活再建支援

住まい等の支援	
1 復興支援総合案内の設置	11,890千円
2 住宅改修支援金の創設【上限：非課税世帯等200千円、他100千円】	250,000千円
3 転居費用支援金の創設【上限：非課税世帯等50千円、他30千円】	8,000千円
4 住宅被害世帯の住宅確保（みなし仮設住宅制度）の充実	75,000千円
5 中小企業等のための災害復旧支援利子補助制度の創設	6,000千円
心と身体のケア	
6 地震により生じたところの問題や健康上の心配等の相談窓口『ところのケアセンター』、『地域保健福祉センター』の開設	既定予算で対応

(2) 平成30年度 一般会計補正予算(第2号) (平成30年9月議会)

小・中学校のプールへのフェンス設置に向けた設計委託を行うとともに、損傷を受けた西河原市民プールの外壁等の改修や、公共施設等の補修・復旧に向けた予算を編成した。

①補正額 327,131千円(大阪北部地震に係る被害等への対応分)

(財源内訳：国36,800千円、諸収入25千円、地方債97,500千円、財政調整基金192,806千円)

②補正予算の主な内容

公共施設等の補修・復旧	
1 公共施設等(西河原市民プール、公民館等)の補修・復旧	263,404千円
2 がれき(瓦・ブロック等)の運搬・処分	52,000千円
3 特定家庭用機器等(家電4品目・パソコン)の処分手数料等の追加	9,627千円

(3) 平成30年度 一般会計補正予算(第3号) (平成30年12月議会)

住宅改修支援金・転居費用支援金等の追加や小・中学校のプールのフェンス設置に係る経費を予算措置するとともに、引き続き被害を受けた公共施設等の補修・復旧に向けた予算を編成した。

①補正額 800,146千円(大阪北部地震に係る被害等への対応分)

(財源内訳：国62,825千円、府5,112千円、財政調整基金732,209千円)

②補正予算の主な内容

住まい等の支援の充実	
1 住宅改修支援金の追加	230,000千円
2 転居費用支援金の追加	4,800千円
3 木造住宅等の耐震改修・診断補助金の追加	109,650千円
4 ブロック塀等撤去補助金の追加	16,000千円
公共施設等の補修・復旧	
5 公共施設等(小・中学校、スポーツ施設等)の補修・復旧	439,696千円

(4) 平成30年度 一般会計補正予算(第4号) (平成31年3月議会)

災害廃棄物の処理に係る燃料費等の追加や、引き続き被害を受けた公共施設等の補修・復旧に向けた予算を編成した。

①補正額 574,811千円(大阪北部地震に係る被害等への対応分)

(財源内訳：国234,034千円、一般財源340,777千円)

②補正予算の主な内容

災害廃棄物の処理等	
1 災害廃棄物の処理に係る燃料費等の追加	71,456千円
公共施設等の補修・復旧	
2 公共施設等(市役所本館・合同庁舎等)の補修・復旧	497,825千円

2 決算額（平成30年度）

一般会計における平成30年度地震等対応関連予算の決算額

※ 2、3、7、9、10、11は平成30年台風第21号対応に係る経費を含む

事業名	事業費
安全・安心なまちづくりの推進	
1 小・中学校の安全確保	
小・中学校のプールのブロック塀等の撤去等	204,387 千円
2 安全・安心な住環境の確保	
ブロック塀等撤去補助金の創設	48,431 千円
3 避難所等の支援	
避難所の物資調達、災害用備蓄品の充実、災害ボランティアの支援等	22,971 千円
4 地震被害等の調査・点検	
通学路の塀等の安全点検、空家の地震被害調査、公園灯の安全点検調査	14,796 千円
5 災害廃棄物の処理等	
がれきの処分、特定家庭用機器等の処分手数料の追加、災害廃棄物の処理に係る燃料品等の追加等	300,168 千円
6 公共施設等の復旧等	
公共施設、インフラ施設等の補修・復旧、指定管理者等の災害対応経費に係る補償金	993,492 千円
きめ細かな生活再建支援	
7 住まい等の支援	
住宅改修支援金の創設、転居費用支援金の創設、住宅被害世帯の住宅確保（みなし仮設住宅制度）の充実等	560,017 千円
8 生活再建支援	
復興支援総合案内設置、要支援被災者等の生活実態調査、災害見舞金の追加等	27,028 千円
9 農家・中小企業等の支援	
ビニールハウス等の撤去費及び再建費補助金の創設、中小企業等のための災害復旧支援利子補助制度の創設	2,504 千円
その他の経費	
10 災害対応に係る時間外勤務手当等	197,107 千円
11 その他（地震対応検証報告書、広報いばらき地震対策特別号、罹災証明書発行事務経費等）	22,360 千円
合 計	2,393,261 千円

【財源内訳】

国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源 (内 財政調整基金)
378,772千円	81,190千円	317,100千円	73,196千円	1,543,003千円 ※ (900,000千円)

※ 財政調整基金取崩額12億円のうち、3億円は令和元年度への繰越事業（小中学校のプールフェンス設置事業等）に活用

第4章 各種応急対応

第1節 災害応急活動体制

1 災害対策本部の設置

市では、「茨木市地域防災計画」において、市域で震度4を観測したときには災害警戒本部を、震度5弱以上を観測したときには災害対策本部を自動設置することとしている。

平成30年6月18日7時58分、市内で震度6弱を観測したため、「茨木市地域防災計画」の基準どおり、災害対策本部を自動設置した。

2 市職員の初動参集状況とその後の体制

(1) 参集

- ・発災が朝の7時58分であったため、既に出勤しているものや、通勤途中の職員もいた。
- ・市内で震度6弱を観測したため、C号配備（※次頁「職員の災害発生における体制」参照）となったが、職員の中には当日参集できなかったものもいた。
- ・当日の参集率（全職員のうち、参集場所へ参集できた職員の割合）は85.4%であった（職員を対象としたアンケート調査結果に基づく）。

(2) 初動体制

- ・「茨木市地域防災計画」の基準に従い、災害対策本部体制を取った。職員の配備体制C号配備は7月23日まで継続した。
- ・通常業務を継続しつつ災害対策本部体制として災害対応業務を同時に実施した。
- ・市内で75か所の指定避難所を開設したため、その運営に避難所要員に加えて多くの職員を派遣することとなった。

職員の災害発生における体制（茨木市地域防災計画より）

茨木市地域防災計画では、災害発生時の体制等について、以下のとおり定めている。

①災害対策本部の設置

「茨木市地域防災計画」において、市域で震度4を観測したとき災害警戒本部を、震度5弱以上を観測したとき災害対策本部を自動設置することとしている。災害対策本部の詳細な設置基準は次のとおりである。

図表 災害対策本部の設置基準

ア	市域で震度5弱以上を観測したとき
イ	中・大規模な災害が発生したとき
ウ	災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
エ	その他、災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき

※下線は今回の地震に該当する事項を指す。

②職員の動員配備体制

市における災害活動を実施するための職員の配備体制は次のとおりである。

図表 地域防災計画に基づく市職員の配備基準

配備指令	配備職員	主な活動	市域の震度区分
警戒配備 (災害警戒本部の設置)	警戒配備職員 防災関係課長	小規模の災害に対する 応急対策を実施	震度4を観測したとき
A号配備 B号配備 (災害対策本部の設置)	A・B号配備職員 安否確認調査班 緊急初動チーム避難所要員 (休日・夜間)	中規模の災害に対する 応急対策を実施	震度5弱を観測したとき
C号配備 (災害対策本部の設置)	C号配備職員 (全職員)	大規模の災害に対する 応急対策を実施	震度5強以上を観測したとき

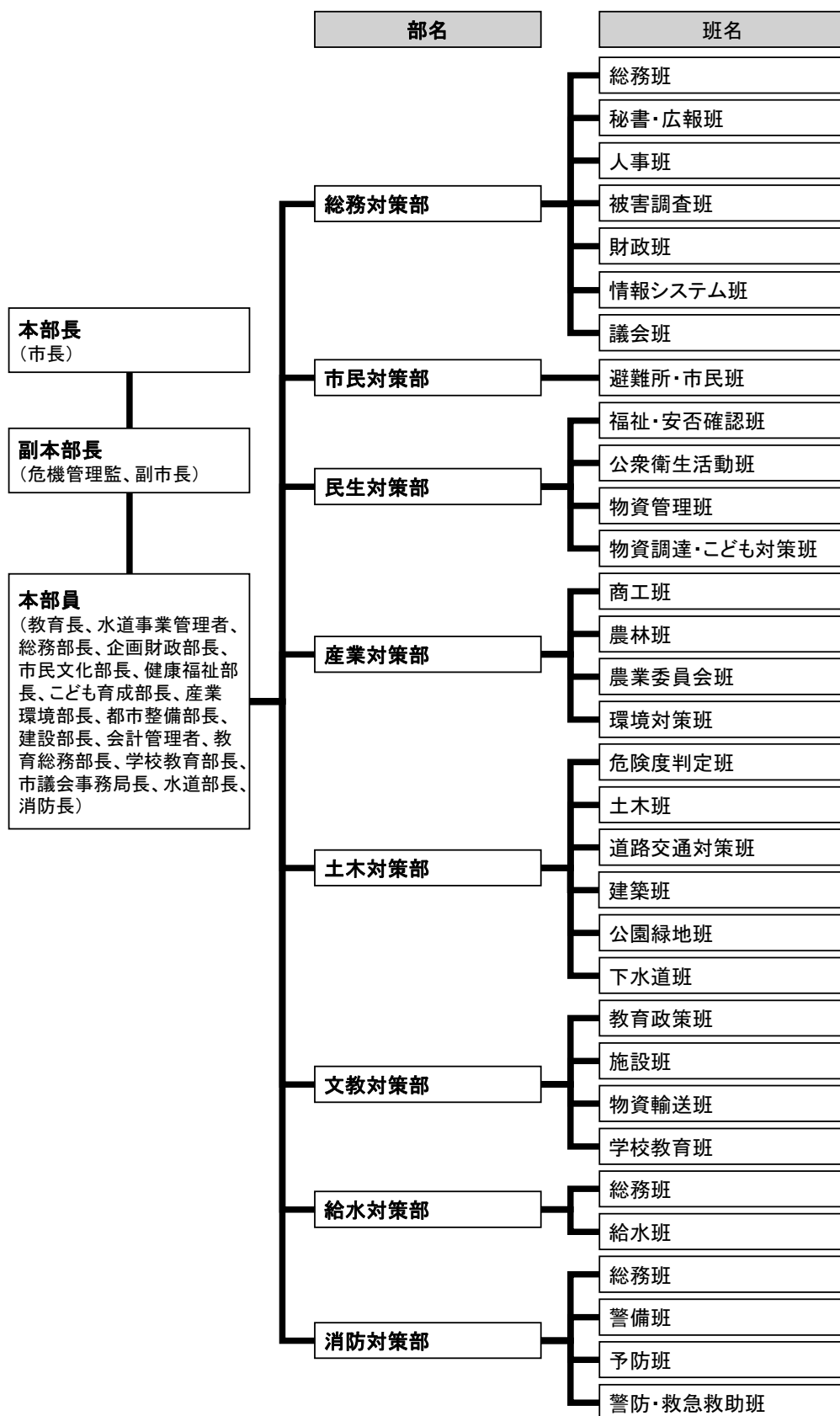
※は、今回の地震に該当する事項を指す。

※勤務時間外に市域で震度4以上を観測したとき、または観測したと推定されるとき、上記配備体制基準に基づいて、対象職員は指令がない（あるいは届かない）場合でも指令があったものとみなして所定の場所に参集する

③災害対策本部の組織

市長を本部長とする茨木市災害対策本部の組織構成は、次頁の図表のとおりである。各部・班長は、参集状況に応じ、順次応急対策活動班を編成し、災害対応を実施する。

図表 市災害対策本部の組織構成



(3) プロジェクトチーム (PT) の設置

① 避難所体制プロジェクトチーム

◆ 設置目的

- ・ 発災後、約2週間が経過し、避難所数・避難者数は減少傾向にあるものの、今後、避難所開設期間の長期化が見込まれることから、夏期における避難所の環境改善や、行政からの支援体制の強化のために避難所の集約について検討するとともに、各避難者の自立支援に向けた協議を行い、避難者が早期に日常生活に復帰することにより避難者の負担軽減を図ることを目的とした。

◆ 設置根拠

- ・ 茨木市災害対策本部条例第5条(災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める)に基づき災害対策本部の下部組織として設置した。

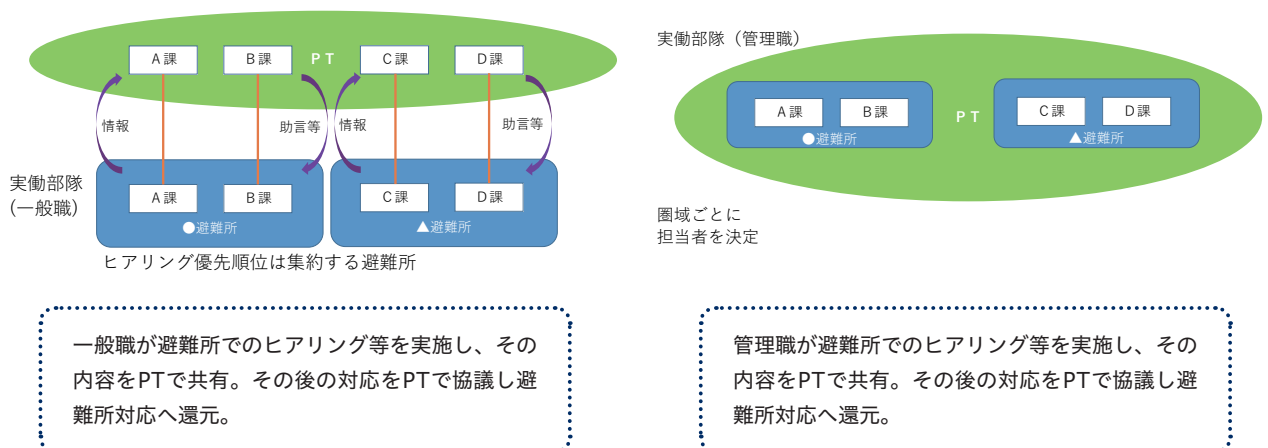
◆ プロジェクトチームの構成員

- ・ 総務対策部(危機管理部門)、市民対策部(避難所管理運営部門)、民生対策部(福祉部門)、土木対策部(住宅、危険度判定部門)、文教対策部(小・中学校部門)の管理職(課長代理級、係長級)14人で構成

◆ 活動期間

平成30年7月2日～8月6日

図表 避難所体制プロジェクトチーム (PT) による避難者対応のイメージ



②復興支援総合案内プロジェクトチーム

◆設置目的

- ・需要が増すと予想される住宅関連の相談などを中心に、1箇所で多数の用件に対応が可能な被災者への適切な支援につなげる体制として、コールセンターと相談機能を併せ持つ「復興支援総合案内」を設置する。
- ・プロジェクトチームでは、軽微な相談はできるだけコールセンターで回答するため、その基本情報であるFAQの充実や、コールセンターのサポートを行うとともに、相談会の円滑な運営を行う。

◆設置根拠

- ・茨木市災害対策本部条例第5条（災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める）に基づき災害対策本部の下部組織として設置した。

◆プロジェクトチームの構成員

- ・総務部、企画財政部、市民文化部、健康福祉部、産業環境部、都市整備部、建設部の主査級以上の職員10人で構成

◆スケジュール

- 7月6日：第1回検討会議 概要説明及びFAQの検討
- 9日：第2回検討会議 FAQの確定
- 10日：コールセンター派遣職員との顔合わせ及びFAQの質疑応答
- 11日：復興支援総合案内の開始（相談会受付含む）※PT持ち回りでコールセンターをサポート
- 13日：各種相談会の開始

◆検討・行動内容

- ・復興支援総合案内で取り扱う業務の検討
- ・復興支援総合案内で使用するFAQの作成
- ・コールセンターのサポート（助言、各課案内、苦情対応）
- ・各種相談会の企画運営

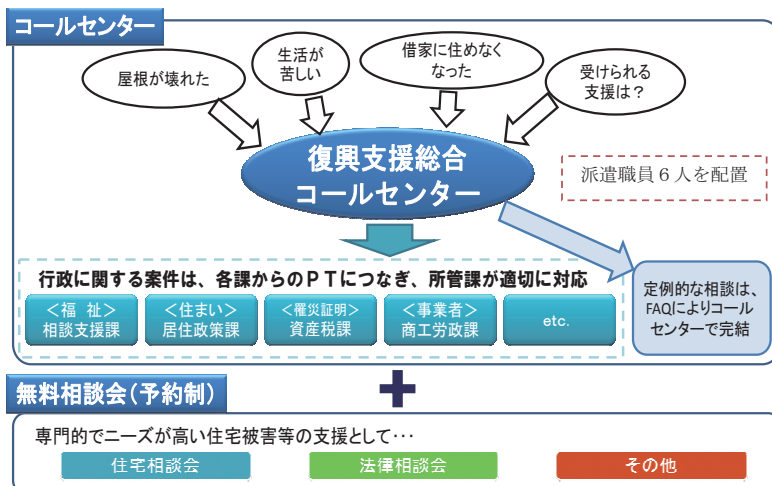
◆復興支援総合案内実施期間

- ・平成30年7月11日～8月31日
- ・9時～17時（土日祝含む）
- ◎無料相談会は、7月13日から開催（7月11日9時から受付開始）

◆実施場所

- ・市役所南館8階 特設会場（市民ふれあいサロン、国際交流サロン）

図表 茨木市復興支援総合案内のイメージ



3 災害対策本部会議等の実施

(1) 災害対策本部会議の開催

地震の発生を受け、市では、情報の分析、災害応急対策の検討、指示指令等を行うための災害対策本部会議を開催した。

第1回災害対策本部会議は地震発生当日の9時に開始され、以降7月23日まで計48回開催された。

第2回以降は会議をマスメディアに公開し、会議後の調整会議は非公開とした。

図表 災害対策本部会議の概要

区 分	概 要
設置時期	平成30年6月18日から7月23日まで
開催回数	計48回
構 成	本部長、副本部長及び本部員並びに本部長が定めるその他職員で構成
会議で検討した 主な事項	(発災当日～3日) ・市内の被害状況(人的被害・物的被害) ・避難行動要支援者等への対応状況 ・災害救助法の適用要請 ・応援の要請・受入れ
	(発災後3日～1週間) ・避難所の閉鎖 ・義援金、寄付金の受入れ ・こころのケアセンターの設置 ・公共施設の開館、閉館
	(発災後1週間～2週間) ・被災者支援制度一覧 ・避難所体制プロジェクトチームの設置
	(発災後2週間～) ・被災者支援会議の設置 ・復興支援総合案内プロジェクトチームの設置

図表 災害対策本部会議の様子



第4章 各種応急対応

第1節 災害応急活動体制

図表 災害対策本部会議の内容

区分	開催日時	会議資料等
第1回	6月18日 9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料（速報版） ・震度分布図 ・推計震度分布図 ・全国の地震情報 ・停電のお知らせ（速報）
第2回	6月18日 11:00	<ul style="list-style-type: none"> ・7:58発生 地震被害状況等（第2回） ・平成30年度 災害対策本部対策部・班構成
第3回	6月18日 14:00	<ul style="list-style-type: none"> ・7:58発生 地震被害状況等（第3回） ・避難行動要支援者名簿（件数のみ）
第4回	6月18日 17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・7:58発生 地震被害状況等（第4回） ・地震発生に伴う支援の申出一覧 ・ブルーシートの対応について
第5回	6月18日 20:00	<ul style="list-style-type: none"> ・7:58発生 地震被害状況等（第5回） ・災害救助法の適用（4号適用）について ・大阪府北部を震源とする地震への災害緊急調査の実施について ・供給停止地域一覧、復旧作業の流れ（ガス）
第6回	6月19日 1:00	<ul style="list-style-type: none"> ・7:58発生 地震被害状況等（第6回） ・今後の地震対応の方向性について ・「避難所開設」に関する方向性（案） ・災害救助法（4号適用）について ・激甚災害指定について ・阪急電鉄運行情報
第7回	6月19日 8:00	<ul style="list-style-type: none"> ・7:58発生 地震被害状況等（第7回） ・災害対策本部会議予定一覧 ・6月20日の天気の見通しについて ・平成30年6月18日7時58分頃の大阪府北部地震について（大阪管区気象台）（震度分布図、推計震度分布図） ・大阪府北部の地震活動の最大震度別地震回数表（気象庁地震火山部） ・災害協定締結先等一覧
第8回	6月19日 14:00	<ul style="list-style-type: none"> ・7:58発生 地震被害状況等（第8回）
第9回	6月19日 17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・7:58発生 地震被害状況等（第9回） ・「物資管理」に関する方向性 ・「物資調達」に関する方向性 ・「住家被害」に関する方向性 ・「災害協定」に関する方向性 ・「財政負担の集約」に関する方向性 ・「ガス停止の対応」に関する方向性 ・「その他外部支援（ボランティア等）」に関する方向性 ・「がれき等の廃棄物の仮置き場や処理方法」に関する方向性（案） ・「職員参集状況の確認、災害対策業務への配分」に関する方向性
第10回	6月19日 21:00	<ul style="list-style-type: none"> ・7:58発生 地震被害状況等（第10回）
第11回	6月20日 9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・7:58発生 地震被害状況等（第11回）
第12回	6月20日 14:30	<ul style="list-style-type: none"> ・7:58発生 地震被害状況等（第12回）
第13回	6月20日 21:00	<ul style="list-style-type: none"> ・7:58発生 地震被害状況等（第13回） ・各対策部の課題 ・災害時における「住まいのケア・専門家チーム」派遣の概要 ・二次側の修理状況と水の確保について（給水対策部）
第14回	6月21日 9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・7:58発生 地震被害状況等（第14回） ・避難所の閉鎖について
第15回	6月21日 17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第15回）
第16回	6月22日 9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第16回） ・避難所の閉鎖について
第17回	6月22日 19:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第17回）
第18回	6月23日 9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第18回）

区分	開催日時	会議資料等
第18回	6月23日 9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の閉鎖について ・大阪北部地震の被災者に対する災害弔慰金等支給について ・平成30年大阪府北部を震源とする地震義援金の募集について ・平成30年大阪府北部を震源とする地震義援金について（別紙） ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に関する寄付金等の受入れに関する方向性について（案） ・ガス作業進捗 ・阪神淡路大震災関連経費について ・平成28年熊本地震による被災者に係る使用料等の取扱いについて ・熊本地震により本市に住まわれた方が利用されるサービス等の支援について ・平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その2） ・指定避難所及び指定緊急避難場所一覧
第19回	6月23日 17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第19回） ・災害対策本部会議の配布資料について ・国・府からの通知の保存先について ・地震対応に係る活動状況報告について ・活動状況報告（見本） ・震災対応経費について（6月22日時点）（震災対応経費一覧） ・（仮称）震災こころのケアセンターの設置 ・6月22日避難所アンケート調査結果
第20回	6月24日 9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第20回）
第21回	6月24日 17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第21回） ・「大阪府北部地震」茨木市こころのケアセンターを開設します ・「大阪府北部地震」茨木市地域保健福祉センターを開設します ・被災した住まいに関する専門家による相談会 ・茨木市水道部危機管理マニュアル（業務別対応目標時間、応急対策業務（業務概要表）） ・指定避難所及び指定緊急避難場所一覧
第22回	6月25日 9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第22回） ・避難所の閉鎖について ・平成30年6月18日 大阪府北部の地震 震度観測の状況（6月24日15時現在） ・茨木市業務継続計画 災害対応業務一覧（平成30年6月18日～24日） ・公共施設開館・閉館の考え方 ・茨木市 公共施設の開館状況（平成30年6月25日午前10時現在）案 ・地震に伴う休業・開業等について（6月24日午前11時現在） ・指定避難所及び指定緊急避難場所一覧
第23回	6月25日 17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第23回）
第24回	6月26日 9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第24回） ・避難所の閉鎖について ・茨木市ボランティアセンター災害ボランティア受付 ・指定避難所及び指定緊急避難場所一覧
第25回	6月26日 17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第25回） ・茨木市営住宅被災者一時入居者募集について（ご案内） ・大阪府北部を震源とする地震 コールセンター業務 問答集 ・指定避難所及び指定緊急避難場所一覧
第26回	6月26日 9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第26回） ・指定避難所及び指定緊急避難場所一覧 ・平成30年大阪府北部を震源とする地震 茨木市被災者支援制度一覧（案） ・「大阪府北部地震」茨木市こころのケアセンターを開設しました ・「大阪府北部地震」茨木市地域保健福祉センターを開設しました ・避難所の閉鎖について ・大阪北部地震の被災者に対する災害弔慰金等の受付開始について ・大阪府北部を震源とする地震に係る各種相談先等一覧 ・茨木市社会福祉協議会 災害ボランティアセンター（受付表）
第27回	6月27日 17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第27回）
第28回	6月28日 9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第28回）

第4章 各種応急対応

第1節 災害応急活動体制

区分	開催日時	会議資料等
第29回	6月28日 17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第29回） ・『大阪府北部地震』茨木市こころのケアセンターを開設しました！ ・大阪北部地震に係る配備体制等について ・指定避難所及び指定緊急避難場所一覧
第30回	6月29日 9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第30回） ・茨木市社会福祉協議会 災害ボランティアセンター（受付表） ・要望回答表（案） ・指定避難所及び指定緊急避難場所一覧
第31回	6月29日 17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第31回） ・地域保健福祉センター活動報告（6月29日10時まとめ） ・茨木市地域保健福祉センター 受付対応記録 ・指定避難所及び指定緊急避難場所一覧
第32回	6月30日 9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第32回）
第33回	7月1日 9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第33回） ・避難所の閉鎖について ・茨木市社会福祉協議会 災害ボランティアセンター（受付表） ・大阪北部地震における避難所体制プロジェクトチームの設置について（案） ・被災された方のための弁護士による無料相談会 ・震災瓦礫 日別搬入台数・量、累積搬入量 ・指定避難所及び指定緊急避難場所一覧 ・住家被害件数推移 ・避難所数推移 ・避難者数推移 ・茨木市避難所状況（朝・14時前後・夜中） ・平成30年6月大阪府北部を震源とする地震に係る応急危険度判定結果（6月28日現在）
第34回	7月2日 9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第34回） ・住まいに関する相談会について ・指定避難所及び指定緊急避難場所一覧
第35回	7月3日 11:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第35回） ・災害救助法による救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととするについて（延長） ・気象警報・注意報、警報級の可能性 ・復興支援総合案内の設置について（案） ・『茨木市社会福祉協議会災害ボランティアセンター』休所日について（お知らせ） ・茨木市社会福祉協議会 災害ボランティアセンター（受付表） ・指定避難所及び指定緊急避難場所一覧
第36回	7月4日 11:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第36回） ・茨木市社会福祉協議会災害ボランティアセンター（受付表） ・気象警報・注意報（平成30年7月3日16時14分 大阪管区気象台発表） ・指定避難所及び指定緊急避難場所一覧
第37回	7月5日 15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第37回） ・警報等に係る配備体制等について（速報） ・復興支援総合案内プロジェクトチームの設置について（案） ・復興支援総合案内の設置について ・大阪管区気象台提供：茨木市の防災情報 ・茨木市社会福祉協議会災害ボランティアセンター（受付表） ・指定避難所及び指定緊急避難場所一覧
第38回	7月6日 11:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第38回） ・茨木市社会福祉協議会災害ボランティアセンター（受付表） ・大阪管区気象台提供：茨木市の防災情報 ・梅雨前線による被害状況 ・避難所の閉鎖について ・指定避難所及び指定緊急避難場所一覧 ・安威川における避難勧告等の対象地域 ・茨木川（勝尾寺川含む）における避難勧告等の対象地域 ・7月5日土砂災害用指定避難所及び指定緊急避難場所一覧

区分	開催日時	会議資料等
第39回	7月7日 11:00	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第39回） 一部損壊の罹災証明書の交付申請支援を無料で行います 指定避難所及び指定緊急避難場所一覧
第40回	7月8日 11:00	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第40回） 避難所の閉鎖について 指定避難所及び指定緊急避難場所一覧
第41回	7月9日 11:00	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第41回） 警報等に係る配備体制等について
第42回	7月10日 11:00	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第42回）
第43回	7月11日 11:00	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第43回） 今後の避難所運営（避難者への支援）の考え方について 避難者の皆様へ 茨木市社会福祉協議会 災害ボランティアセンター（受付表） 指定避難所及び指定緊急避難場所一覧
第44回	7月13日 11:00	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第44回） 避難所の閉鎖について 指定避難所及び指定緊急避難場所一覧 茨木市社会福祉協議会 災害ボランティアセンター（受付表） 7月5日大雨警報に伴う被害状況 6月18日地震及び7月5日大雨警報に伴う被害状況 6月18日地震に伴う被害状況
第45回	7月16日 10:00	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第45回）
第46回	7月18日 11:00	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第46回） 『茨木市社会福祉協議会災害ボランティアセンター』開所日について（お知らせ） 大阪北部地震 被災者支援に係る基礎調査（被害実態調査ご協力のお願ひ、茨木市在宅避難者調査票（案）） 大阪府北部を震源とする地震義援金二次配分について（通知） 大阪府北部を震源とする地震義援金二次配分の手続きについて 茨木市社会福祉協議会 災害ボランティアセンター（受付表） 避難所における避難者数（実数）の推移
第47回	7月20日 11:00	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第47回） 平成30年大阪府北部地震等対応に係る「被災者支援会議」の設置について 被災者支援会議について 災害救助法による救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることについて（延長） 市公共施設におけるブロック塀等に関する調査結果について（速報） 公共施設における補強コンクリートブロック造等の塀の一点検 調査結果集計表（速報） 公共施設におけるコンクリートブロック塀の対応フロー（予定） 避難所運営（避難者への支援）の現状と今後の対応について 避難所対応職員の心構えについて 避難所における避難者数（実数）の推移 大阪府北部地震災害支援寄附金について 茨木市社会福祉協議会 災害ボランティアセンター（受付表） ブルーシート設置家屋調査結果 平成30年7月豪雨災害記録 - 広島県 - 平成30年7月豪雨災害に対する大阪府大隊（広島県）の活動写真
第48回	7月23日 11:00	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等（第48回） 災害救助法 求償及び精算事務について 茨木市社会福祉協議会災害ボランティアセンターについて 避難所における避難者数（実数）の推移

(2) 被災者支援会議の開催

7月23日に災害対策本部体制が解除されたことに伴い、市の各種災害対応について協議する場として被災者支援会議を開催することとした。

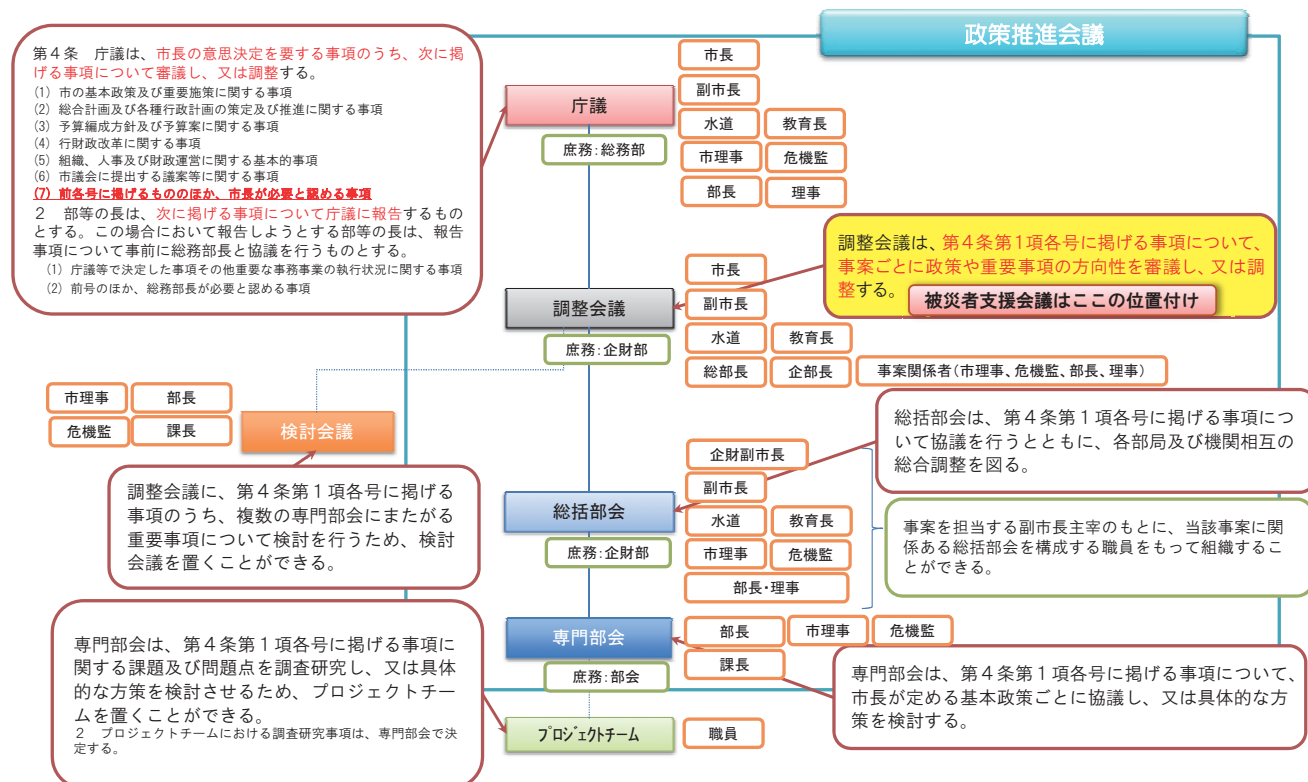
図表 被災者支援会議の概要

区 分	概 要
設置時期	7月23日
開催回数	計43回（令和元年12月31日時点） ※7月から平成31年3月まで週1回開催、平成31年4月からは月1回開催
会議で検討した主な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に関する状況 ・住まい等に関する支援の状況 ・各種相談窓口の状況 ・減免制度の状況 ・見舞金等の状況

被災者支援会議は、政策推進会議設置規則第7条の規定による「調整会議」として設置した。

また、災害対策本部の下部組織として設置してきたプロジェクトチームについても、災害対策本部の解散に伴い、「被災者支援会議」の下部組織に位置づけた。

図表 被災者支援会議の位置づけ



図表 被災者支援会議の内容

区分	開催日時	会議資料等
第1回	7月26日	・第1回被災者支援会議報告事項
第2回	8月3日	・第2回被災者支援会議報告事項 ・茨木市ブロック塀等撤去事業補助制度の概要（事前申請） ・市営住宅等入居者のフォローアップについて ・避難所からの帰宅者のフォローアップについて ・物資支援の受け入れ状況 ・人的支援の派遣状況 ・支援金等の受付状況 ・災害救助法による救助に関する事務の一部を市町村が行うこととすることについて（延長）
第3回	8月10日	・第3回被災者支援会議報告事項
第4回	8月17日	・第4回被災者支援会議報告事項 ・第5回茨木市営住宅等被災者一時入居者募集について
第5回	8月24日	・第5回被災者支援会議報告事項
第6回	8月31日	・第6回被災者支援会議報告事項 ・第6回茨木市営住宅等被災者一時入居者募集について
第7回	9月7日	・第7回被災者支援会議報告事項 ・台風第21号による被害に対する茨木市支援制度一覧 ・ブルーシートの無償貸与について ・台風第21号及び大阪北部地震に伴うごみ処理について ・大阪北部地震及び台風第21号の影響による公共施設の開館状況について
第8回	9月14日	・第8回被災者支援会議報告事項 ・第7回（地震）・第2回（台風）茨木市営住宅等被災者一時入居者募集について
第9回	9月21日	・第9回被災者支援会議報告事項 ・公共施設における補強コンクリートブロック造等の造営に係る調査結果及び今後の対応方針について
第10回	9月28日	・第10回被災者支援会議報告事項 ・台風第21号コールセンター実施報告 ・第8回（地震）・第3回（台風）茨木市営住宅等被災者一時入居者募集について
第11回	10月5日	・第11回被災者支援会議報告事項 ・被災度区分判定調査の結果及び今後の対応について
第12回	10月19日	・第12回被災者支援会議報告事項 ・茨木市営住宅等被災者一時入居者募集について第9回（地震）・第4回（台風） ・大阪北部地震義援金第三次配分受付特設窓口の閉鎖について
第13回	10月26日	・第13回被災者支援会議報告事項
第14回	11月2日	・第14回被災者支援会議報告事項
第15回	11月9日	・第15回被災者支援会議報告事項 ・補強コンクリートブロック造等の塀に係る微動診断
第16回	11月16日	・第16回被災者支援会議報告事項
第17回	11月22日	・第17回被災者支援会議報告事項
第18回	11月30日	・第18回被災者支援会議報告事項 ・阪急南茨木駅移動ルートについて ・みなし仮設住宅の一次入居応募状況

第4章 各種応急対応

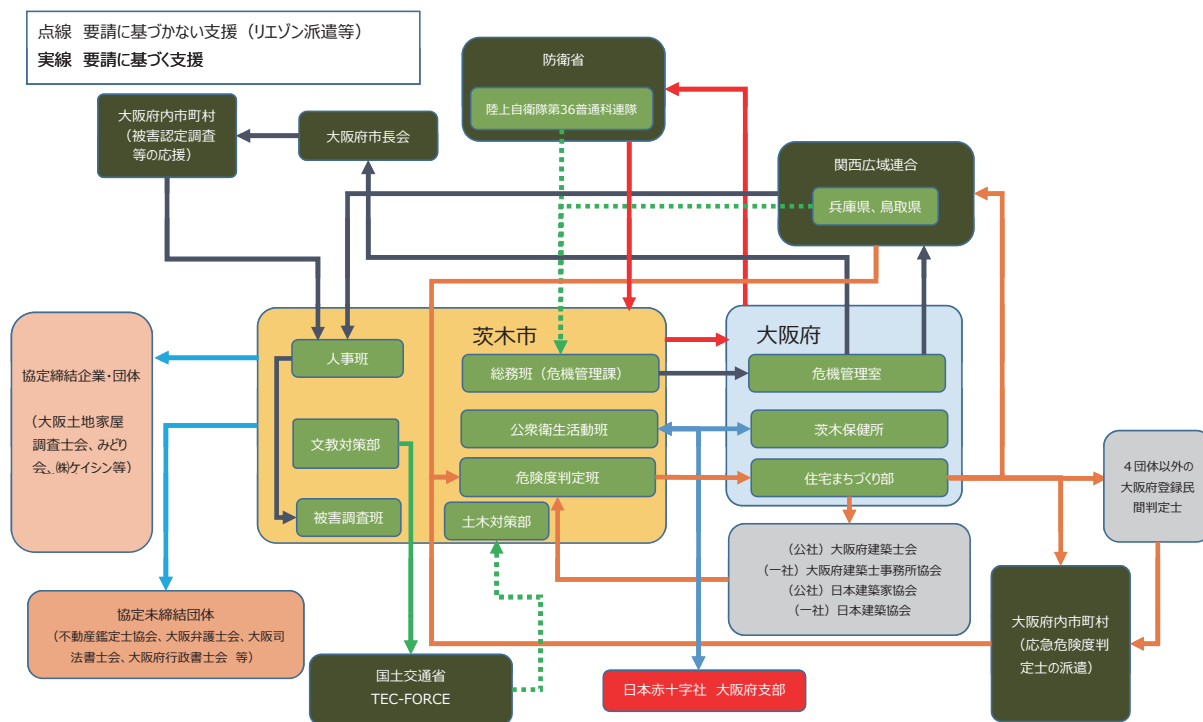
第1節 災害応急活動体制

区 分	開催日時	会 議 資 料 等
第19回	12月7日	・第19回被災者支援会議報告事項 ・大阪府北部を震源とする地震義援金 第四次配分について
第20回	12月14日	・第20回被災者支援会議報告事項
第21回	12月21日	・第21回被災者支援会議報告事項 ・上音羽地区状況説明資料 ・大阪府北部を震源とする地震義援金 第四次配分の申請受付について ・大阪府北部地震地域保健福祉センターの終了について
第22回	12月28日	・第22回被災者支援会議報告事項 ・大阪府北部を震源とした地震対応等に関する職員アンケートの実施について
第23回	1月11日	・第23回被災者支援会議報告事項
第24回	1月18日	・第24回被災者支援会議報告事項 ・公共施設における補強コンクリートブロック造等の塀に係る微動診断調査結果及び今後の対応方針について
第25回	1月25日	・第25回被災者支援会議報告事項
第26回	2月1日	・第26回被災者支援会議報告事項
第27回	2月8日	・第27回被災者支援会議報告事項 ・大阪北部地震及び台風第21号による被害に対する茨木市被災者支援制度一覧 【平成31年3月広報誌及びホームページ掲載（案）】
第28回	2月15日	・第28回被災者支援会議報告事項
第29回	2月22日	・第29回被災者支援会議報告事項 ・被災者支援制度の一部終了について
第30回	3月1日	・第30回被災者支援会議報告事項
第31回	3月8日	・第31回被災者支援会議報告事項
第32回	3月15日	・第32回被災者支援会議報告事項
第33回	3月22日	・第33回被災者支援会議報告事項 ・被災者生活再建支援事業について
第34回	3月29日	・第34回被災者支援会議報告事項
第35回	4月5日	・第35回被災者支援会議報告事項
第36回	5月10日	・第36回被災者支援会議報告事項 ・被災者生活再建支援事業について
第37回	6月7日	・第37回被災者支援会議報告事項
第38回	7月5日	・第38回被災者支援会議報告事項
第39回	8月9日	・第39回被災者支援会議報告事項
第40回	9月6日	・第40回被災者支援会議報告事項
第41回	10月4日	・第41回被災者支援会議報告事項
第42回	11月8日	・第42回被災者支援会議報告事項
第43回	12月6日	・第43回被災者支援会議報告事項

4 応援活動の状況

災害対応に際し、多くの人的資源が必要になることが想定されたため、市では大阪府へ応援要請を行うとともに、他の行政機関及び民間団体等からの応援申し出を受け入れた。

図表 人的支援の主なスキーム



(1) 行政機関からの支援

全国の多くの各種行政機関より、さまざまな人的支援を受けた。支援の主な内容は以下のとおり。

図表 行政機関からの人的支援一覧

No.	支援団体等	支援期間	人数 (累計)	支援内容
1	大阪府	6月21日～7月8日	217人	①災害支援コールセンター要員 ②避難所要員 ③要支援者の安否確認 ④要介護者の安否確認 ⑤応急危険度判定事務 ⑥入浴支援 ⑦救援物資受払事務 ⑧罹災証明書発行事務
2	大阪府教育庁	6月22日～6月25日	2人	通学路の安全点検・ブロック塀調査
3	関西広域連合	6月21日～7月6日	119人	①災害対応活動に関する助言 ②避難所要員 ③罹災証明書発行事務
4	岸和田市	6月29日～7月15日	47人	①罹災証明書発行における窓口受付 ②受付書類のデータ入力

第4章 各種応急対応

第1節 災害応急活動体制

No.	支援団体等	支援期間	人数 (累計)	支援内容
	岸和田市	6月29日～7月15日	4人	③家屋の被害状況調査 ④家屋の被害状況調査における資料準備
		6月25日～6月27日		応急危険度判定士
5	泉大津市	6月29日～7月31日	31人	①罹災証明書発行における窓口受付 ②受付書類のデータ入力 ③家屋の被害状況調査 ④家屋の被害状況調査における資料準備
6	貝塚市	7月20日～7月31日	17人	①罹災証明書発行における窓口受付 ②受付書類のデータ入力 ③家屋の被害状況調査 ④家屋の被害状況調査における資料準備
		6月26日～6月28日	4人	応急危険度判定士
7	八尾市	6月25日～7月31日	73人	①罹災証明書発行における窓口受付 ②受付書類のデータ入力 ③家屋の被害状況調査 ④家屋の被害状況調査における資料準備 ⑤災害対応支援
		6月25日～6月26日	8人	応急危険度判定士
8	泉佐野市	6月27日～7月31日	141人	①罹災証明書発行における窓口受付 ②受付書類のデータ入力 ③家屋の被害状況調査 ④家屋の被害状況調査における資料準備
		6月25日	1人	応急危険度判定士
9	富田林市	7月23日～7月31日	7人	①罹災証明書発行における窓口受付 ②受付書類のデータ入力 ③家屋の被害状況調査 ④家屋の被害状況調査における資料準備
		6月26日～6月28日	4人	応急危険度判定士
10	柏原市	6月25日～7月29日	13人	①罹災証明書発行における窓口受付 ②受付書類のデータ入力 ③家屋の被害状況調査 ④家屋の被害状況調査における資料準備
		6月25日	5人	応急危険度判定士
11	松原市	6月25日～7月31日	12人	①罹災証明書発行における窓口受付 ②受付書類のデータ入力 ③家屋の被害状況調査 ④家屋の被害状況調査における資料準備
		6月25日～6月27日	3人	応急危険度判定士
12	和泉市	6月26日～7月31日	176人	①罹災証明書発行における窓口受付 ②受付書類のデータ入力 ③家屋の被害状況調査 ④家屋の被害状況調査における資料準備
		6月19日	2人	応急危険度判定士
13	羽曳野市	6月30日～7月19日	19人	①罹災証明書発行における窓口受付

第4章 各種応急対応 / 第1節 災害応急活動体制

No.	支援団体等	支援期間	人数 (累計)	支援内容
13	羽曳野市	6月30日～7月19日	19人	②受付書類のデータ入力 ③家屋の被害状況調査 ④家屋の被害状況調査における資料準備
		6月25日～6月28日	10人	応急危険度判定士
14	門真市	6月29日～7月27日	24人	①罹災証明書発行における窓口受付 ②受付書類のデータ入力 ③家屋の被害状況調査 ④家屋の被害状況調査における資料準備
		6月25日	3人	応急危険度判定士
15	藤井寺市	6月25日～7月31日	64人	①罹災証明書発行における窓口受付 ②受付書類のデータ入力 ③家屋の被害状況調査 ④家屋の被害状況調査における資料準備
16	岬町	7月18日～7月22日	5人	①罹災証明書発行における窓口受付 ②受付書類のデータ入力 ③家屋の被害状況調査 ④家屋の被害状況調査における資料準備
		6月25日	2人	応急危険度判定士
17	太子町	7月2日～7月31日	46人	①罹災証明書発行における窓口受付 ②受付書類のデータ入力 ③家屋の被害状況調査 ④家屋の被害状況調査における資料準備
18	河南町	6月29日～7月31日	19人	①罹災証明書発行における窓口受付 ②受付書類のデータ入力 ③家屋の被害状況調査 ④家屋の被害状況調査における資料準備
19	阪南市	6月25日～6月28日	4人	応急危険度判定士
20	熊取町	6月25日	2人	応急危険度判定士
21	守口市	6月25日～6月27日	3人	応急危険度判定士
22	河内長野市	6月25日～6月27日	4人	応急危険度判定士
23	東大阪市	6月26日～6月28日	8人	応急危険度判定士
24	堺市	6月19日～6月27日	18人	応急危険度判定士
25	兵庫県	6月21日～6月27日	12人	応急危険度判定士
26	兵庫県神戸市	6月21日～6月27日	4人	応急危険度判定士
27	兵庫県宝塚市	6月21日～6月27日	4人	応急危険度判定士
28	兵庫県川西市	6月21日～6月27日	4人	応急危険度判定士
29	兵庫県西宮市	6月27日	2人	応急危険度判定士
30	兵庫県三田市	6月21日～6月27日	4人	応急危険度判定士
31	兵庫県明石市	6月21日～6月27日	4人	応急危険度判定士
32	兵庫県芦屋市	6月21日～6月27日	2人	応急危険度判定士
33	兵庫県伊丹市	6月21日～6月27日	2人	応急危険度判定士
34	兵庫県加古川市	6月21日～6月27日	2人	応急危険度判定士
35	兵庫県高砂市	6月21日～6月27日	2人	応急危険度判定士
36	兵庫県姫路市	6月21日～6月27日	2人	応急危険度判定士

第4章 各種応急対応

第1節 災害応急活動体制

No.	支援団体等	支援期間	人数 (累計)	支援内容
37	鳥取県	6月19日～6月26日	59人	①応急危険度判定士 ②応急危険度判定コーディネーター補助
38	鳥取県倉吉市	6月20日～6月23日	8人	応急危険度判定士
38		-	1人	被災地経験を踏まえた助言及び資料提供
39	鳥取県境港市	6月24日～6月26日	3人	応急危険度判定士
40	熊本県熊本市	-	2人	避難所運営及び被災者支援施策に関する助言
41	国土交通省 TEC-FORCE	6月18日～6月30日	147人	①被災状況の収集 ②大判地図の提供 ③道路・河川のパトロール ④庁舎等の応急危険度判定 ⑤市立小・中学校のブロック塀等の応急危険度判定
42	陸上自衛隊 第36普通科連隊	6月18日～6月26日	182人	災害派遣全般の統制及び破損家屋の応急対策
43	陸上自衛隊 第3後方支援連隊 補給隊	6月20日～6月26日	78人	ガス供給停止に伴う入浴支援
44	大阪府茨木保健所	6月18日～7月6日	40人	①避難所の巡回支援 ②避難所の保健ニーズの評価 (衛生面確認、精神疾患避難者対応(経時観察)) ③避難所運営に関する助言

(2) 民間団体等からの支援

市内外の多くの各種民間団体より、それぞれの専門性を生かしたさまざまな人的支援を受けた。支援の主な内容は以下のとおり。

図表 民間団体等からの人的支援一覧

No.	支援団体等	支援期間	人数 (累計)	支援内容
1	不動産鑑定士協会	6月25日～8月31日	288人	家屋の被害状況調査
2	大阪府建築士会	7月13日～8月31日	65人	住宅相談会の開催
		6月21日～6月28日	53人	応急危険度判定士
3	大阪土地家屋調査士会	6月27日～7月23日	79人	家屋の被害状況調査
4	日本赤十字社 大阪府支部	6月18日～6月22日	70人	①災害医療コーディネーターの派遣と保健活動の指導 ②医療救護班（医師・看護師・助産師・薬剤師・事務担当者）の派遣 ③避難所の医療・保健ニーズの評価 ④保健師の避難所巡回指導の支援 ⑤広域災害救急医療情報システムへの報告支援
5	大阪府建築士事務所協会	7月13日～8月31日	61人	住宅相談会の開催
		6月21日～6月26日	23人	応急危険度判定士
6	大阪弁護士会	7月13日～8月31日	33人	法律相談会の開催
		6月25日～12月28日	-	北部地震被災者向けの無料電話相談を実施
		7月7日	7人	大池コミュニティセンターにて、被災者向けの無料相談を実施
		8月5日	6人	中津コミュニティセンターにて、被災者向けの無料相談を実施
7	茨木市国際親善都市協会 国際交流協会 ネットワークおおさか	6月26日～7月6日	25人	①英語・中国語での相談対応（通訳ボランティア） ②市の震災関連情報を英語・中国語へ翻訳
8	住宅金融支援機構	7月17日～8月31日	38人	金融相談会の開催
9	人と防災未来センター	6月18日	10人	①他市を含めた被災状況の情報提供 ②今後の対応の方向性検討に関する助言
10	茨木市緊急時災害対策 協力会「みどり会」	6月18日～7月31日	10人	公園施設内の倒木等による民地への被害の抑止
11	大阪府栄養士会	6月28日～12月28日	8人	茨木市地域保健福祉センターの コミュニティソーシャルワーク検討会への参加
12	大阪府訪問看護 ステーション協会	6月28日～12月28日	6人	茨木市地域保健福祉センターの コミュニティソーシャルワーク検討会への参加
13	大阪介護支援専門員協会	6月25日～7月31日	5人	避難所訪問
14	(株)ケイシン	6月27日	4人	物資運搬
15	一般財団法人 ダイバーシティ研究所	6月26日	3人	被災者支援に係る過去の災害状況を踏まえた技術的助言
16	東京大学生産性技術 研究所都市基盤安全工学 国際研究センター	6月20日	3人	災害対応プロセスに関する資料・情報の提供及び助言
17	河村建築設計事務所	7月13日～7月17日	3人	住宅相談会の開催
18	(株)大和鐵工所	6月27日～6月28日	3人	減圧弁の動作確認
19	アイテック(株)	6月18日	3人	十日市浄水場中央運転監視業務の支援
20	株式会社危機管理教育 研究所	-	2人	避難所運営をはじめとする災害対応に対する助言
21	減災と男女共同参画 研修推進センター	6月25日～	2人	女性の視点に配慮した避難所運営への助言、現地調査
22	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科	6月18日	2人	市災害対応に関して、過去の災害状況を踏まえた 技術的助言

第4章 各種応急対応

第1節 災害応急活動体制

No.	支援団体等	支援期間	人数 (累計)	支援内容
23	㈱栗本鐵工所	6月21日	2人	①耐震性貯水槽緊急遮断弁の開状態確認 ②給水口漏水確認
24	㈱前澤エンジニアリング サービス	6月22日	2人	①耐震性貯水槽緊急遮断弁の開状態確認 ②給水口漏水確認
25	佛教大学福祉教育開発 センター	6月18日	1人	避難所開設・運営に係る助言
26	東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター	-	1人	災害時の情報発信及び輸送に関する助言及び資料提供
27	名古屋大学 減災連携研究センター	-	1人	災害対応に関する資料・情報の提供及び助言
28	芦屋西宮市民法律事務所	6月25日	1人	災害弔慰金に関する助言
29	橋本健二建築設計事務所	7月16日	1人	住宅相談会の開催
30	相談支援センター あい・あい (委託相談支援事業所)	6月21日～6月22日	1人	災害時避難行動要配慮支援者の安否確認作業
31	相談支援事業所あゆむ (委託相談支援事業所)	6月21日～6月22日	1人	災害時避難行動要配慮支援者の安否確認作業
32	相談支援センター 「りあん」 (委託相談支援事業所)	6月21日～6月22日	1人	災害時避難行動要配慮支援者の安否確認作業
33	いばらき自立支援センター ぼぼんがぼん (委託相談支援事業所)	6月21日～6月22日	1人	災害時避難行動要配慮支援者の安否確認作業
34	慶徳会障がい者 相談支援センター (委託相談支援事業所)	6月21日～6月22日	1人	災害時避難行動要配慮支援者の安否確認作業
35	相談支援センター 「とんぼ」 (委託相談支援事業所)	6月21日～6月22日	1人	災害時避難行動要配慮支援者の安否確認作業
36	相談支援センターリーベ	6月21日～6月22日	1人	災害時避難行動要配慮支援者の安否確認作業
37	茨木市医師会	6月18日	1人	応急救護所開設等の判断支援
38	日本建築協会	6月22日	1人	応急危険度判定士
39	震災学校支援チーム EARTH	7月12日	1人	震災後の児童生徒の心のケアについての 教職員向け研修会講師
40	茨木市水道工事業協同組合	6月18日～6月26日	-	①水道部管理の水道施設の早期修繕 ②個人宅修繕依頼の窓口 ③個人宅修繕での応急処置
41	大阪司法書士会	7月2日～8月31日	-	北部地震被災者向けの無料電話相談を実施
42	大阪府行政書士会	7月9日～9月14日	-	一部損壊の罹災証明書の交付申請支援 (罹災証明書の申請ができない人の代行)
43	茨木市社会福祉協議会	6月18日～3月31日	-	災害ボランティアセンターの設置運営等
44	茨木市民生委員 児童委員協議会	6月18日～6月28日	-	①各民生委員への連絡 ②担当地域の要支援者、単身高齢者等の安否確認
45	市内障害福祉サービス 事業所	6月18日～6月22日	357人	各障害福祉サービス事業所におけるサービス利用者の 安否確認及び名簿作成
46	茨木市高齢者サービス 事業所連絡会	6月18日～約1週間	-	災害時避難行動要配慮支援者の安否確認作業

第2節 情報の収集伝達

1 災害情報の収集伝達

市では、地震発生後、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を実施した。

各担当が収集した情報は、危機管理課執務室のホワイトボードに集約し、関係班が必要な情報を確認し、それぞれ対応にあたった。

(1) 情報の収集

地震発生以降、市が収集した被害情報及び報告の流れは以下のとおり。

図表 被害情報の収集体制及び報告系統

収集情報	担当課	報告系統
人的被害	警備課、保健医療課	総括集計 総務部危機管理課 → 市災害対策本部 → 府災害対策本部
住家、非住家の被害	資産税課、市民税課、収納課、政策企画課、財産活用課、市民会館跡地活用推進課、契約検査課	
公共土木施設被害及び都市災害被害	建設管理課、道路交通課、建築課、公園緑地課、下水道総務課、下水道施設課、居住政策課、審査指導課、工務課	
農地・農林業施設及び農作物被害	農とみどり推進課	
商工業関係被害	商工労政課	
衛生関係被害	市民課、環境事業課	
福祉関係被害	地域福祉課、生活福祉課、障害福祉課、長寿介護課、こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園総務課、保育幼稚園事業課、学童保育課	
文教関係被害	教育委員会 (施設課、歴史文化財課、社会教育振興課、中央図書館、学校教育推進課)	
公営企業水道施設被害	水道部（総務課）	
運輸被害	財政課、政策企画課	
電気、ガス、通信被害	法務コンプライアンス課	
市有建物被害	財産活用課、文化振興課、スポーツ推進課	
市内の被害状況等	市議会事務局	

(2) 情報の報告

市では、収集した情報をもとに、応急対応を行うとともに、大阪府等への報告を行った。大阪府からは、市との情報連携のため、情報連絡員（6月19日から7月9日まで延べ30人）や緊急防災推進員^(※)（1人）が派遣された。

※緊急防災推進員：大阪府が定める特別な災害対応を行う府の職員。勤務時間外に府域で震度5弱以上を観測したとき、自宅から、府庁本庁舎、府民センタービル、広域防災拠点、後方支援活動拠点、市町村庁舎に徒歩又は自転車で60分以内に参集可能な職員の中から知事があらかじめ指名した者をいう。

2 災害広報の実施

市では、地震に関する情報、応急対応の状況、被災者支援制度等を適切に市民へ伝えるための情報伝達活動を実施した。

(1) 随時の情報発信

災害に関する情報を即座に効果的に市民へ伝えるため、以下の方法によって、情報発信を行った。

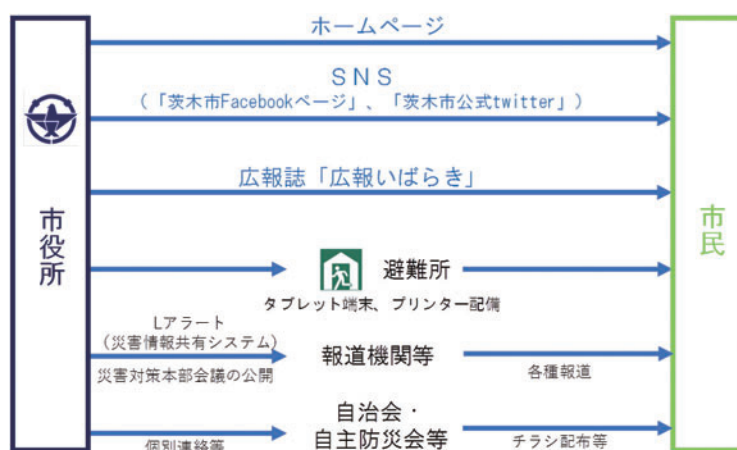
- ・ホームページ、SNS（「茨木市Facebookページ」、「茨木市公式twitter」）による発信
- ・公共施設及び避難所等での情報掲示（6月29日からは避難所へタブレット端末、プリンターを配備して実施）

(2) 報道機関等への対応

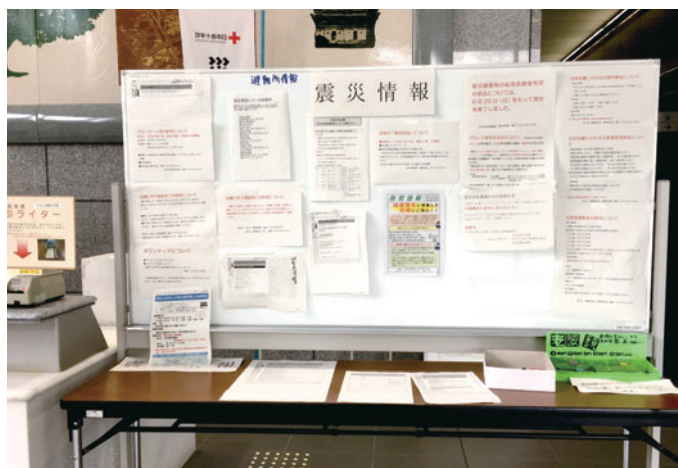
各種災害情報について、総務省が整備している「Lアラート（災害情報共有システム）」を活用し、放送局や報道機関等にも情報提供を行った。

また、災害対策本部会議については、報道機関へ公開して開催し、市の災害対応の状況を市民等に広く周知できるよう努めた。その他、地域情報誌、地域メディアへの情報提供を行った。

図表 市民への情報伝達経路



図表 市役所等公共施設における被災者支援情報等の掲示



(3) 臨時広報の発行

(1) の手段に加え臨時の広報「広報いばらき地震対策特別版」も発行し、全世帯に配布した。また、各問合せ先の手帳番号を明記するとともに音訳・点訳を行うなど、聴覚障害者及び視覚障害者への配慮も行った。発行時期と主な内容は以下のとおり。

図表 「広報いばらき地震対策特別版」の内容

区 分	発行時期	主 な 内 容
第1号 (広報7月号と同時配布)	7月1日	<ul style="list-style-type: none"> 市民の皆さまへ（市長メッセージ） 市からの最新情報について 地震に便乗した詐欺にご注意を 災害に関する問合せ先
第2号	7月19日	<ul style="list-style-type: none"> 被害等への対策強化・充実について（市長メッセージ） 住家の「罹災証明書」の発行について 復興支援総合案内の設置について 被災者支援制度一覧 <ol style="list-style-type: none"> 住まいに関すること さまざまな相談窓口に関すること 見舞金等に関すること 減免制度に関すること 中小企業・小規模事業者支援に関すること

広報いばらき 地震対策特別版
平成30年(2018年)7月1日

市民の皆さまへ

6月18日に発生しました、大阪府北部を震源とする地震により亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

本市では、地震発生直後から24時間体制の災害対策本部を設置し、救命救助、安否確認、避難所開設、水道等のインフラ復旧など、市民の皆さまの安全確保と日常生活への速やかな回復に取り組んでまいりました。21日に本市視察に訪れた安否確認に対して、直接、被災者支援を要望するなど、国や大阪府その他様々な関係者の働きかけ、連携によって被災対応の充実・強化も図ってまいりました。復旧・復興に向けて、市民の皆さま、市内事業者の皆さまには、市が随所、様々な場面で、助け合いボランティアの精神を発揮していただきました。全国各市や自家業など多くの市外の皆さまから多大なる人的・物的支援もいただいております。このたびの被災対応を通じて、改めて「つながり」の素晴らしさ・大切さを実感しております。皆さまのこれまでの御いお力添えに対し、市を代表して厚くお礼を申し上げます。

引き続き、一刻も早く被災された方々の不安を取り除くよう、職員一丸、全力で取り組むとともに、市民の皆さまの声を傾けながら、誰もが安心して暮らせるまち、災害に強いまちを目指してまいります。市民の皆さまにおかれましても、ご家族・ご近所・地域などの「つながり」を大切にしてください、わがまち茨木へご協力をお願いしますようよろしくお願いいたします。

茨木市長 福岡 洋一

市からの最新情報について

最新の情報は、市ホームページ・Facebook・Twitterで発信します。また、市内の次の場所でも情報の貼り出し等を行います。市役所本館1階・南館1階ロビー、中央・中央・水尾・庄栄・移居部館、ローズWAM、各いのち・愛・ゆめセンター、各市民体育館（福井市民体育館除く）、西河原・五十鈴市民ホール

地震に便乗した詐欺にご注意を

市内では、以下の相談が寄せられています。不安を感じたらすぐに相談してください。▶ 屋敷の雨漏りの点検などを口実に高額な修繕費を要求する悪質商法、▶ 震災への寄附金などを装った詐欺、▶ 公的補助金の受給を装った詐欺など、<相談窓口>消費生活センター ☎ 624・1999、茨木警察署 ☎ 622・1234、消費者ホットライン ☎ 188

災害に関する問合せ先

避難所に関すること＝市民総合推進課 ☎ 620・1604、☎ 620・1715、shiminkyoudou@city.ibaraki.jp、上水道に関すること＝水道部総務課 ☎ 620・1690、☎ 623・1918、soudo@city.ibaraki.jp、道路の冠水・陥没に関すること＝建設管理課 ☎ 620・1650、☎ 625・3181、kensetsukanni@city.ibaraki.jp、り災証明書に関すること＝資産税課 ☎ 620・1615、☎ 626・4826、shisanzei@city.ibaraki.jp、心のケアに関する相談＝茨木保健所 ☎ 624・4658、その他災害に関すること＝危機管理課 ☎ 620・1617、☎ 624・9249、sikkikan@city.ibaraki.jp、法律的な相談や相談先が分からないとき＝市民生活相談課 ☎ 620・1603、☎ 620・1715、shiminsekatu@city.ibaraki.jp

発行：茨木市まち魅力発信課 ☎ 620・1602

広報いばらき 地震対策特別版 第2号
平成30年(2018年)7月19日

大阪北部地震による被害等への対策を強化・充実

大阪北部地震および7月豪雨により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。このたび、市民の皆さまに一日でも早く日常を取り戻していただくため、また、安全安心なまちづくりをより強固に定めるために、総額約12億円の緊急の予算を組みました。今回新たに、市内全域に大量に生じた住居等の一部損壊への支援、ブロック撤去への助成、ワンストップの総合窓口の設置などを盛り込んでおります。

皆さまとともに、被災を乗り越え、まちの活力を取り戻し、安全安心な「次なる茨木」を築いてまいりたいと考えっております。ご理解とご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

茨木市長 福岡 洋一

安全・安心なまちづくりの推進

■小中学校・幼稚園・保育所等の安全確保

- 小中学校プールのブロック撤去をすべて撤去します
- 安全・安心な通学路の環境整備に向けて、ブロック撤去を点検します
- 地震により被害を受けた、小・中学校の遊り廊下等を補修します
- 保育所・幼稚園等の屋敷やひび割れ等を補修します

■安全・安心な住環境の確保

- 安全・安心なまちづくりに向け、公道等に面したブロック撤去の撤去費用を補助します（4ページ参照）
- 撤去したブロック撤去に代えて、都市部における緑化を推進するため、生垣等を設置する費用への補助を拡充します（5ページ参照）
- 災害に強いまちづくりに向け、木造戸建住宅等の耐震改修・診断補助を拡充します（5ページ参照）

■避難者等の支援

- 避難所への物資調達や情報提供を充実させるためのタブレット端末を導入します
- がれきの収集・運搬等を行う災害支援ボランティアの活動を支援するためのトラックを借り上げます

■きめ細かな生活再建支援

■住まい等の支援

- 地震による被害を受けた住宅の改修・復旧の費用を支援します（4ページ参照）
- 地震により引越せざるを得ない被災者を支援するため、転居（引越）に必要な費用を支援します（4ページ参照）
- 自宅での居住が困難な被災者の住宅を確保するため、市営住宅の空き部屋を改修するほか、公営住宅等への入居に係る家賃を支援します（4ページ参照）

一部損壊の被害を受けた（所得制限あり）世帯も対象とした支援を拡充します。

■心と身体のケア

- 地震により生じた心の問題や健康上の心配等の相談窓口「こころのケアセンター」、[地域保健福祉センター]を開発します（5ページ参照）

第3節 各種災害の応急対策

1 危険度判定の実施

(1) 被災建築物応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定とは

地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性や、外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を情報提供することにより、被災後の人命にかかわる二次的災害を防止することを目的に実施するものです。

判定は、応急危険度判定士^(※)が行います。判定結果は緑(調査済)・黄(要注意)・赤(危険)の三段階で区分し、建築物の出入り口などの見えやすい場所に設置することで、その建築物の利用者だけでなく付近を通行する歩行者などに対しても安全性の識別ができるようにしています。

なお、この調査は地震発生後の二次災害防止のために行うもので、罹災証明書のための調査(住家の被害認定)とは異なります。

※応急危険度判定士：建築士などの有資格者(実務者含む)で、各都道府県主催の応急危険度判定士認定講習会を修了し、都道府県知事に認定され、登録を受けた者。



市では被害状況を大阪府へ報告するとともに、被災建築物の応急危険度判定を実施するため、府に対して応急危険度判定士の派遣を要請した。

対象とする建築物、区域等は市で定めず、住民からの要請を受けて、要請のあった建築物について判定を実施することとなった。

危険度判定の実施概要は以下のとおり。

- ・申請受付期間：6月19日から6月25日
- ・判定実施期間：6月19日から6月28日
- ・実施方法：建物所有者等の申請に応じた外観調査
- ・従事した延べ判定士数：163班338人（うち、応援判定士：行政228人、民間77人）

詳細は下表のとおり

- ・判定結果：下表のとおり

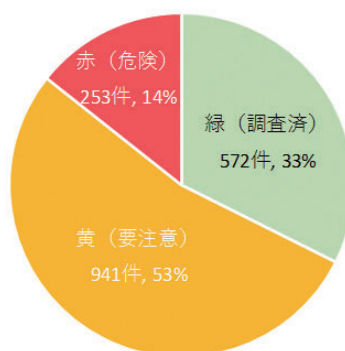
図表 危険度判定班の実施体制

区分	6月19日	6月20日	6月21日	6月22日	6月23日	6月24日	6月25日	6月26日	6月27日	6月28日
班数	4	7	21	15	12	12	28	26	29	9
人員数	13	14	44	30	26	24	56	54	58	19

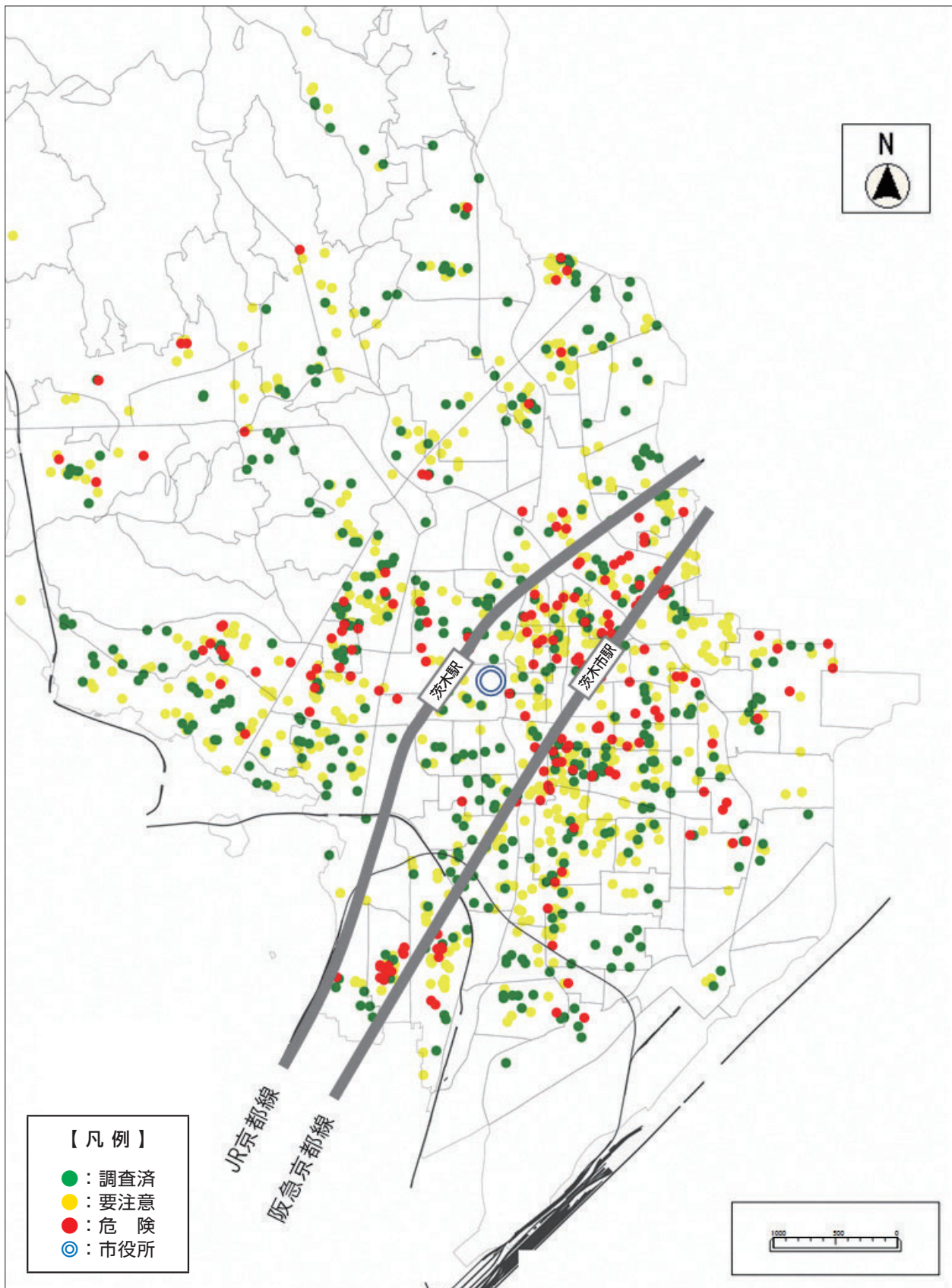
図表 被災建築物応急危険度判定の結果

区分	建物の構造			合計(件)
	木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	
緑(調査済)	476	49	47	572
黄(要注意)	863	49	29	941
赤(危険)	236	16	1	253

図表 被災建築物応急危険度判定の結果



図表 被災建築物応急危険度判定の結果分図のイメージ図（市域分布図）



(2) 被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定とは

地震や大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、擁壁の倒壊やのり面の崩壊等の宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を図ることを目的に実施するものです。

判定は被災宅地危険度判定士^(※)が行います。

判定の結果については、青（調査済宅地）、黄（要注意宅地）、赤（危険宅地）の判定ステッカーを当該宅地の使用者・居住者だけでなく、第三者にも容易にわかるように宅地等の見やすい場所に表示します。

※被災宅地危険度判定士：都道府県知事等が実施する被災宅地危険度判定講習会を修了し、危険度判定を適正に執行できると認定され（もしくは同等以上の知識および経験を持つと認められ）、登録された者。



市で実施した危険度判定の結果は以下のとおり。

図表 被災宅地危険度判定の結果

区分	件数
青（調査済宅地）	3
黄（要注意宅地）	1
赤（危険宅地）	5

2 危険物施設等への応急措置

(1) 危険物施設等被災状況確認

消防本部では、市内の各危険物施設等の状況確認を実施した。確認等の結果は以下のとおり。

危険物施設等

施設区分	被害件数	被害状況	措置等
給油取扱所	3施設	事務所等建築物の外壁、防火扉など施設の一部損傷。負傷者等なし。	応急処置及び点検等を実施するよう指導。安全確認後に営業を再開。
一般取扱所	3施設	工場等建築物の壁体、空調配管など施設の一部損傷。負傷者等なし。	被害のあった部分を立入制限し、施設の点検等を実施するよう指導。安全確認後、再稼働。
少量危険物施設	1施設	クリーニング店の作業場内で重油配管が一部損傷し、少量の重油が漏洩。負傷者等なし。	電気・ガスなどを遮断し、安全を確保するよう指導。即日改修し、再稼働。
LPガス関係	3施設	忍頂寺小学校にて、業者による供給設備等の点検を実施したところ、給食施設へ供給する配管が一部損傷し、LPガスの微小漏洩を確知。	改修までの間、配管損傷部分の使用を停止。
		公衆浴場及び飲食販売店舗にて都市ガスの供給停止に伴い、LPガスを代替使用。	LPガス設置に伴う必要な届出及び安全管理等法令を順守するよう指導。

(2) 広報等の実施

消防本部では、市内の各危険物施設等の状況確認とともに、二次災害等の防止のため、広報等を実施した。具体的には以下のとおり。

- 総務省消防庁通知文「大規模地震発生後の危険物施設における安全確保について」をホームページにて掲載実施
- 災害後の立入検査時に、被災状況を確認し必要に応じて指導

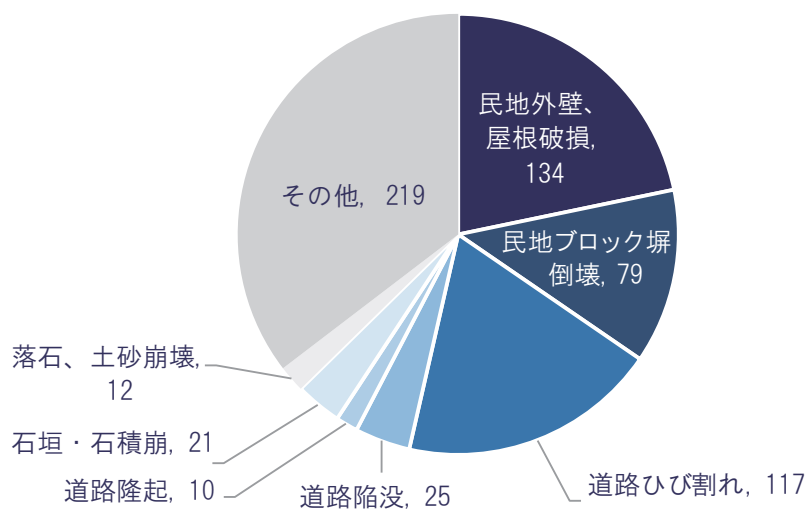
3 道路等の危険箇所への対応

市では、主要道路についてパトロールを実施するとともに、市民から問い合わせのあった箇所について、応急措置を実施した。道路被害に係る応急復旧の状況は以下のとおり。

図表 道路等の危険箇所への対応件数

区 分	件 数
民地外壁、屋根破損	134件
民地ブロック塀倒壊	79件
道路ひび割れ	117件
道路陥没	25件
道路隆起	10件
石垣・石積崩	21件
落石、土砂崩壊	12件
その他	219件
合 計	617件

図表 道路等の危険箇所への対応件数



図表 被災した道路等



第4節 避難対策

1 避難所の対応

市は、災害の危険性があり、避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等が滞在し、避難生活をするための施設として、福祉避難所10か所、避難所を75か所、市内に指定している。

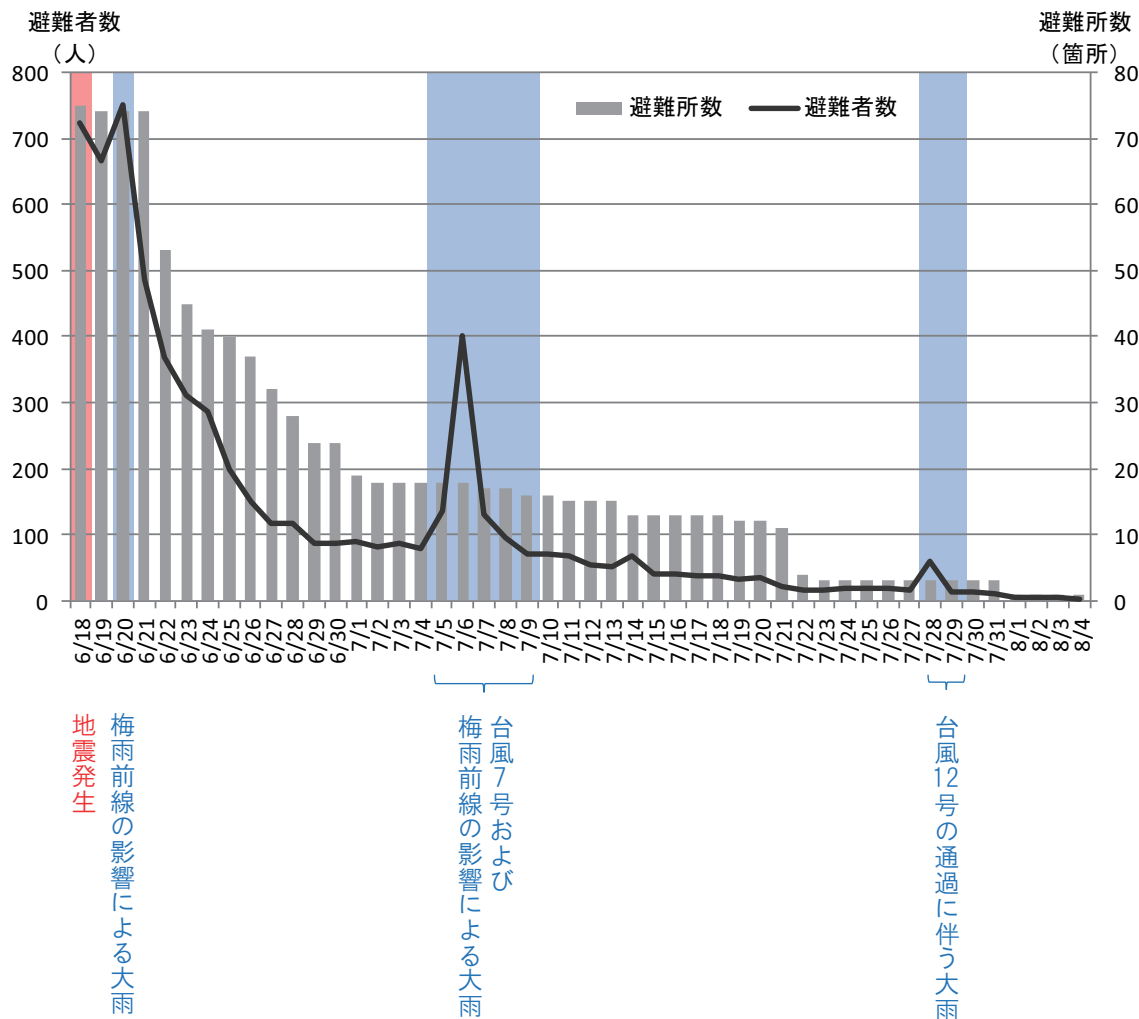
(1) 開設の状況

市では、地震発生後、75か所の指定避難所を開設した。

- ・ 避難所開設期間：6月18日から8月4日まで
- ・ 避難所数：75か所（※）
- ・ 避難者数：延べ6,264人（最大750人／日）

※ 福井市民体育館は施設被害のため、開設後すぐに閉鎖した。

図表 避難所数と避難者数の推移



(2) 運営の状況

地域の自主防災会等と市職員（避難所要員※）が連携し、被災した住民の居住の確保、食糧、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講じた。（自主防災会の活動については、「第6章 住民等による自助・共助活動」参照。）

※避難所要員（避難所開設等に携わる市職員）

災害発生時、市民の方々の避難が必要な場合に、指定避難所の開設及び避難者の受け入れを行う市職員のこと、市では、市内に75か所ある指定避難所の近隣に居住する市職員を各施設2人ずつ、避難所要員として予め指名している。

○発災直後に想定している避難所要員の活動内容

指定避難所の解錠／施設の安全確認、開設／開設の報告／避難者の受け入れ

○発災直後の避難所要員の活動に要する期間

発災直後からおおむね48時間程度

（水害の場合は12時間程度で避難対応班と交代を想定）

↓

災害対策本部体制が整い次第、避難所要員は各所属の属する対策部の業務に移行する。

※その後の避難所運営は市民対策部が行う。

○参集基準・対象職員

(1) 参集基準

勤務時間中及び夜間・休日等の勤務時間外において、市域で「震度5弱以上」が観測された場合、直ちに割り当てられた避難所に参集する。

(2) 対象職員

避難所周辺に居住する職員から、災害対策本部事務局が予め選考し指名している。

体育館等は施設長を指名する（指定管理の施設は除く）。ただし、人員状況によっては避難所から遠隔地に居住する職員も指名している。

※H30年度より避難所要員について、避難所要員配置対象職員の減少等により、再任用職員についても一般職員と同様、対象としている。

(3) 人員

一避難所につき、原則2人で活動する。ただし、主に土砂災害に備えて開設する避難所（指定緊急避難場所）のうち、過去に複数回開設している避難所（見山公民館、清溪小学校、忍頂寺小学校、彩都西小学校）は、体制を強化するため、避難所近隣に居住する職員2人に応援職員を加えた4人体制としている。

図表 開設した指定避難所と対応した避難所要員の延べ人員数

No	小学校区	施設名	閉鎖日	運営日数 [日]	避難所要員 対応延べ人員数 [人日]
1	茨木	茨木小学校	6月28日	11	32
2		茨木公民館	7月14日	26	107
3		茨木高等学校	6月21日	4	12
4		男女共生センターローズWAM	7月31日	44	124
5	春日	春日丘高等学校	7月6日	19	65
6		春日小学校	6月22日	5	14
7		茨木工科高等学校	6月21日	4	8
8		春日コミュニティセンター	6月26日	9	25

第4章 各種応急対応

第4節 避難対策

No	小学校区	施設名	閉鎖日	運営日数 [日]	避難所要員 対応延べ人員数 [人日]
9	春日	西中学校	6月30日	13	29
10	春日丘	春日丘小学校	7月21日	34	83
11		茨木西高等学校	6月21日	4	9
12	三島	三島小学校	6月26日	9	25
13		三島コミュニティセンター	6月27日	10	22
14		三島中学校	6月28日	11	28
15		西河原多世代交流センター	6月24日	7	17
16		総持寺いのち・愛・ゆめセンター	7月22日	35	83
17		中条	養精中学校	6月28日	11
18	中条小学校		6月27日	10	28
19	市民総合センター（クリエイトセンター）		6月23日	6	14
20	玉櫛	玉櫛小学校	7月1日	14	39
21		玉櫛公民館	6月30日	13	29
22	安威	安威小学校	6月23日	6	16
23		北中学校	6月26日	9	26
24	玉島	玉島小学校	6月22日	5	9
25		平田中学校	6月26日	9	24
26		玉島公民館	6月21日	4	9
27		北摂つばさ高等学校	6月21日	4	8
28	福井	福井小学校	6月21日	4	10
29		福井多世代交流センター	6月21日	4	12
30		福井市民体育館	6月18日	1	2
31	清溪	清溪小学校	6月21日	4	10
32	忍頂寺	見山公民館	6月21日	4	10
33		忍頂寺小学校	6月21日	4	9
34	大池	大池小学校	6月21日	4	10
35		大池コミュニティセンター	7月21日	34	130
36	豊川	豊川いのち・愛・ゆめセンター	8月4日	48	129
37		豊川小学校	6月21日	4	12
38		豊川中学校	6月30日	13	35
39		豊川コミュニティセンター	7月21日	34	74
40	中津	中津小学校	7月20日	33	82
41		高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	6月21日	4	6
42		東中学校	7月21日	34	114
43	東	東小学校	7月10日	23	77
44		東雲中学校	6月21日	4	9
45		東市民体育館	6月23日	6	15
46	水尾	水尾小学校	7月19日	31	89
47		南中学校	6月30日	13	39
48	郡山	郡山小学校	6月22日	5	15
49	太田	太田小学校	6月22日	5	12
50		太田中学校	6月25日	8	20
51		太田公民館	7月21日	34	80
52	天王	天王小学校	7月21日	34	124
53		天王中学校	6月22日	5	12
54		蔵垣内会館	7月21日	34	86
55	葦原	葦原小学校	6月25日	8	21

No	小学校区	施設名	閉鎖日	運営日数 [日]	避難所要員 対応延べ人員数 [人日]
56	葦原	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	7月31日	44	111
57		南市民体育館	6月21日	4	8
58	郡	郡小学校	6月21日	4	11
59	庄栄	庄栄小学校	6月30日	13	32
60	沢池	沢池小学校	7月13日	26	70
61		西陵中学校	6月22日	5	12
62	畑田	生涯学習センターきらめき	7月8日	21	55
63		畑田小学校	6月22日	5	12
64	山手台	山手台小学校	6月21日	4	10
65		北陵中学校	6月23日	6	14
66	耳原	耳原小学校	6月25日	8	19
67	穂積	穂積小学校	6月28日	11	51
68	白川	白川公民館	6月21日	4	8
69		白川小学校	6月21日	4	8
70	東奈良	市民体育館	6月23日	6	16
71		東奈良小学校	6月27日	10	26
72	西	西小学校	6月27日	10	24
73	西河原	西河原小学校	6月26日	9	22
74	彩都西	彩都西小学校	6月21日	4	9
75		彩都西中学校	6月21日	4	9

図表 被災者へ提供した主な食料や物資等

品目	大阪府提供	茨木市提供
アルファ化米	750食	6,537食
ビスケット・クラッカー	—	824食
スティックパン	—	409食
ユニフォーム（調理不要食）	—	380食
毛布	—	1,390枚
布団	—	12セット
ブルーシート	7,765枚（茨木市、大阪府、関西広域連合等で調達）	
段ボールベッド	89セット	106セット
スポットクーラー	53台	—
ゴミ袋	1,600枚	—
段ボール間仕切り	5セット	—
ロープ	160本	—
土のう袋	1,000枚	—
クーラー	—	2式
タオルケット	—	118枚
ペーパータオル	—	64個

※災害救助法上の求償の数値等に基づく

図表 市内の主な避難所の様子



段ボールベッド



通信会社から提供された通信機器



大型扇風機とスポットクーラー



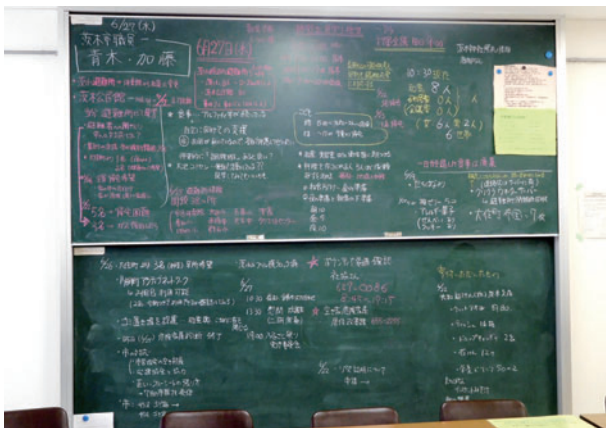
ウォータータンク



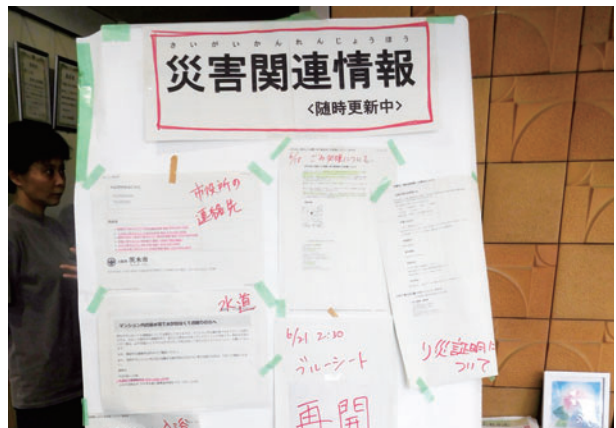
調理実習室の様子



ゴミの分別



黒板を利用した情報整理



情報掲示



受付掲示



レイアウト掲示

第4章
各種応急対応／第4節
避難対策

(3) 一時避難地等

市では、地震に伴う火災が発生し、広い範囲にわたって大きな被害が予想される場合、市民の生命の安全を守るために、3か所の広域避難地及び14か所の一時避難地を指定している。

広域避難地及び一時避難地は、避難に適した十分な広さがあること、火災による被害を受けない場所等を条件に選定している。

図表 広域避難地及び一時避難地

<p>◆広域避難地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西穂積丘陵 ・万国博覧会記念公園 ・西河原公園
<p>◆一時避難地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若園公園 ・中央公園（南） ・上穂積公園 ・三島公園 ・桑田公園 ・水尾公園 ・郡山公園 ・耳原公園 ・松沢池公園 ・沢良宜公園 ・あさぎ里山公園 ・鳥ふれあい公園 ・彩都西公園 ・岩倉公園

今回の地震では、地震に伴う火災は発生していない。

市では、市内の一時避難地をはじめ、公園施設の安全確認を実施した。確認の結果、一部の公園で灯籠の倒壊、水道設備の損傷等があり、応急対応を行った。

図表 市内の公園施設の状況
(桑田公園では配水管附属設備（空気弁）が損傷し、水が溢れた)



2 福祉活動

(1) 避難行動要支援者等の被災状況の把握

①地震発生前の対応状況(名簿の作成)

市では地震発生以前より、各種名簿を作成し、災害発生時の安否確認を実施できるよう情報の整理を進めていた。名簿の種類は以下のとおり。

◆単身高齢者名簿

対象：65歳以上の単身高齢者
対象者数：13,096人（平成30年1月1日現在）

◆高齢者世帯名簿

対象：75歳以上の方のみで構成された世帯
対象世帯数：3,616世帯（平成30年1月1日現在）

◆災害時避難行動要支援者名簿

対象：
 ・身体障害者手帳1・2級所持者
 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で単身世帯の者
 ・療育手帳A（重度）所持者
 ※大阪府では、A（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分
 ・要介護認定3～5の者
 ・同居者のみでは避難が困難な者等のうち、市長が支援の必要性を認めた者
 対象者数：9,410人（平成30年1月1日現在）

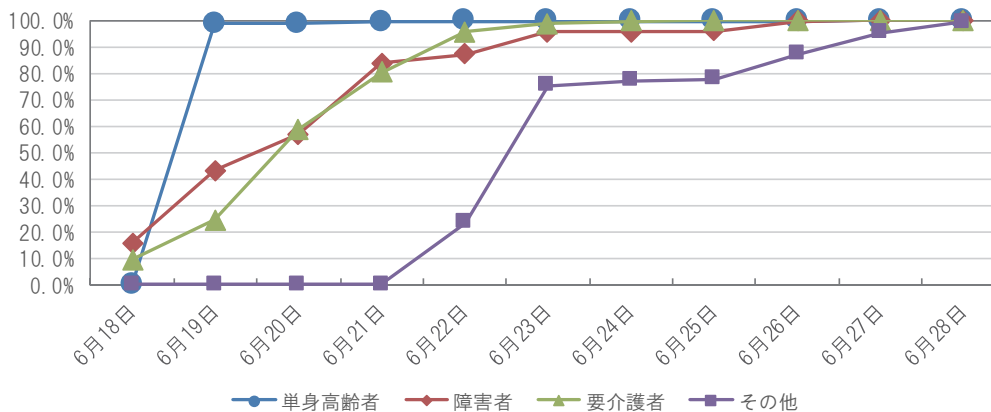
②地震発生後の対応状況

市は、民生委員・児童委員その他関係機関等に依頼し、①の名簿を活用しながら、単身高齢者、障害者、要介護者等の安否確認を実施した。

<安否確認の対象者>

- ・単身高齢者：13,096人
- ・障害者： 3,152人
- ・要介護者： 3,470人
- ・その他： 2,104人

図表 安否確認の実施状況（累積）



図表 安否確認の実施経緯

日 時	内 容
6月18日 7:58	地震発生
10:00頃	市から民生委員児童委員協議会会長へ、単身高齢者を中心とする安否確認を依頼。会長より、各地区委員長に連絡、安否確認を実施。
19:00頃～	市から各民生委員へ安否確認状況を照会、所在不明や連絡不能との回答があった要配慮者をリストアップ。 以降、市職員も電話・訪問等により、災害時避難行動要支援者名簿（障害者手帳所持者、要介護3～5）に基づく安否確認を実施。 また、要介護者・障害者については担当課から各サービス事業所に安否確認を依頼。
6月19日～	民生委員が確認できなかった対象者、及び避難行動要支援者の「その他」に当たる人について、市職員による電話、訪問等による安否確認を実施。
6月24日	災害時避難行動要支援者のうち、要介護者の安否確認を完了。
6月26日	単身高齢者及び災害時避難行動要支援者のうち、障害者の安否確認を完了。
6月28日	リストアップしたすべての要配慮者の安否確認を完了。

(2) 被災した避難行動要支援者等への支援活動

市は、避難行動要支援者への配慮として以下の対応を行った。

①福祉避難所の開設、対応

市は、地震発生当日から市内の福祉避難所（※）へ連絡調整を行い、避難所へ避難した避難者のうち、障害者や高齢者等の一部の避難者について移動・受入れの調整を行った。問合せのあった避難者に対しては自力で移動可能かを確認し、自力で移動できる避難者は自力で、また介添えを希望する避難者については市職員が同行して福祉避難所を案内した。

※福祉避難所

市では、万一の災害に備えて、特に配慮が必要な高齢者や障害者など、指定避難所での避難所生活が困難な方の二次的避難所として、市内10施設を福祉避難所として指定している。

福祉避難所は、災害による避難生活の長期化が予見される場合、要配慮者の受入体制を整えた後に開設される。

図表 福祉避難所の避難者の受入れ状況

施 設 名	受入れ期間	受入れ人数
障害福祉センターハートフル	6月18日	3人
障害者生活支援センターともしび園	-	-
あけぼの学園	-	-
障害者就労支援センターかしの木園	-	-
葦原老人デイサービスセンター	-	-
沢池老人デイサービスセンター	-	-
西河原老人デイサービスセンター	-	-
南茨木老人デイサービスセンター	-	-
男女共生センターローズWAM	-	-
藍野大学	-	-

②避難行動要支援者の施設への緊急入所

市は、地震発生当日から市内の福祉避難施設（※）へ連絡調整を行い、避難所へ避難した避難者のうち、障害者や高齢者等の一部の避難者について移動・受入れの調整を行った。問合せのあった避難者に対しては自力で移動可能かを確認し、介添えを希望する避難者については市職員が同行して福祉避難施設を案内した。

※福祉避難施設

災害発生時に指定避難所での生活に特別な配慮を要する人を受け入れるための避難施設をいう。

市では、茨木市高齢者サービス事業所連絡会及び茨木市障害福祉サービス事業所連絡会とそれぞれ「大規模災害に伴う避難施設の設置運営に関する協定」を締結している。各事業所連絡会では、協定に基づき、災害時に福祉避難施設として受入れを実施する施設の登録を行っている。

(3) 避難所の警備活動

茨木警察では、地震発生直後、茨木警察署警備本部を設置し、市内に開設された避難所の巡回警備等を実施した。

第5節 救助救急及び医療救護対策

1 救助・救急活動

(1) 救助

消防本部では地震発生直後、合同庁舎、各分署の破損状況を確認し、通信機器の機能確保、ライフラインの状況確認を行い、8時5分に非常警備本部を設置し、被害情報を収集するとともに災害対応を開始した。また、総務省消防庁や大阪府と連絡調整するとともに応援隊の受け入れについて調整した。地震に伴う火災、建物倒壊による人命救助はなかったが、エレベーターや住居内での閉じ込め事案が多発したため同時に複数の消防隊が救助活動にあたった。

(2) 救急

消防本部では発災直後に救急要請が多発したことから、119番通報受付時にコールトリアージ（緊急度判定）を実施し、緊急性の高い患者から救急搬送した。また、市内救急病院に消防隊員を派遣し、情報収集を行うなど円滑な救急搬送に取り組んだ。

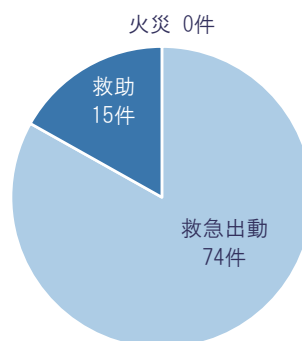
図表 消防本部の対応の様子



図表 救助・救急活動状況

区 分	件 数
火災発生	0件
救急出動	74件
救 助	15件

図表 救助・救急活動状況



2 医療救護活動

(1) 医療救護活動

発災当日より、二次救急告示病院(災害医療協力病院)、市内診療所等は概ね稼動しており、応急救護所(※)や災害医療センターの設置はされず、市内の各医療機関で負傷者等への対応が行われた。

※応急救護所

災害時に負傷者への応急手当等を行うための場所。市の地域防災計画では、市内で震度6強以上を観測したときに開設されることとなっており、保健医療センター及び市内の10小中学校で開設ができるよう、医薬品及び医療用具を配備している。

第6節 交通輸送対策

1 公共交通機関の状況

地震の発生に伴い、市内を通る鉄軌道各線は一時運転を見合わせた。また高速道路についても一時通行止めとなった。

図表 鉄軌道・高速道路被害（再掲）

区 分		被災状況	復旧状況
鉄 軌 道	JR	東海道本線で運転見合わせ	6月18日21時頃から順次運転再開
	阪 急	全線運転見合わせ	6月18日22時45分全線運転再開
	大阪モノレール	運転見合わせ	・6月25日から順次運転再開 ・平常ダイヤによる運行は6月29日11時から
名神高速道路・新名神高速道路		上下線通行止め	6月18日13時00分解除

2 市内道路の被災状況の確認及び応急措置の実施

地震発生後、市は府、市が指定する緊急交通路を中心に道路パトロールを実施し、交通途絶箇所等について情報収集を行い、収集した被害情報をもとに障害物の除去等を直ちに行った。ブロック塀等の倒壊や瓦の落下により道路が閉塞した箇所を優先して応急復旧作業を行ったことで、地震によって長期間通行規制を行った箇所はなかった。

道路及び沿道の建築物の被災状況に応じ、応急措置（カラーコーン、バリケード、土嚢、ブルーシート等の設置）を実施した。

道路等の危険箇所への対応状況については第3節を参照。

図表 市内の道路の被災状況
(土木班による地図へのとりまとめ結果 左：市街地図、右：拡大図)



3 災害派遣等従事車両の証明

災害派遣等従事車両証明書

自治体等が、被災地支援等のために使用する車両に対して、有料道路通行料金無料措置を受けるための「災害派遣等従事車両証明書」を発行する制度です。

◆対象車両

- (1) 自治体等からの要請により、被災者の避難所又は被災した区市町村の災害対策本部（物資集積所を含む）へ救援物資等を輸送するための車両
- (2) 自治体等からの要請により、被災地の復旧・復興にあたるための物資、人員等を輸送するための車両
- (3) 自治体が災害救援のために使用する車両
- (4) 災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請・受入承諾したものに使用する車両

◆無料措置の対象路線

- (1) 東日本高速道路株式会社の管理する路線
- (2) 中日本高速道路株式会社の管理する路線
- (3) 西日本高速道路株式会社の管理する路線
- (4) 本州四国連絡高速道路株式会社の管理する路線
- (5) 首都高速道路株式会社の管理する路線
- (6) 阪神高速道路株式会社の管理する路線
- (7) 滋賀県道路公社、京都府道路公社、兵庫県道路公社、神戸市道路公社、大阪府道路公社が管理する路線

市では、平成30年大阪府北部を震源とする地震及び平成30年7月大雨による災害に伴う災害救助のために使用する車両の高速道路無料化措置に必要な証明書を発行した。件数は以下のとおり。

- ・実施期間 平成30年7月12日～平成31年3月31日
- ・証明件数 170件

第7節 緊急物資の供給

1 物資拠点の立ち上げ

市民体育館(小川町)を物資輸送拠点として利用することを計画していたが、利用の判断をする前に多数の救援物資が自治体や企業から市役所に寄せられており、災害対策本部との距離や人の配置を考慮し、市役所本館の地下駐車場を臨時に利用して、救援物資の保管、管理を実施した。

2 救援物資の受入れ

(1) 行政機関からの支援

全国の各種行政機関より、水、食糧のほか、ブルーシートや公用車等の提供を受けた。
詳細は下表のとおり。

図表 行政機関からの救援物資一覧

No.	支援団体等	支援依頼日	支援受入日	支援内容
1	泉大津市	6月19日	6月19日	ブルーシート 150枚
2	和歌山県有田市	6月19日	6月19日	ブルーシート 150枚
3	関西広域連合	6月18日	6月19日	ブルーシート 800枚
4	全国青年市長会 (松原市)	-	6月19日	ブルーシート 250枚
5	全国青年市長会 (河内長野市)	-	6月19日	ブルーシート 70枚
6	和泉市	6月18日	6月19日	勾配計 9個 借用
7	福島県相馬市	6月19日	6月20日	ペットボトル(水) 2L 972本
8	長野県佐久市	6月18日	6月20日	ブルーシート 200枚
9	愛媛県松山市	6月18日	6月20日	ブルーシート 500枚
10	愛知県尾張旭市	6月18日	6月20日	ブルーシート 50枚 ペットボトル(水) 500ml 480本
11	泉佐野市	6月18日	6月20日	ブルーシート 200枚 ペットボトル(水) 500ml 600本
12	国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所	-	6月20日	ブルーシート 50枚
13	近畿経済産業局	-	6月20日	ブルーシート 160枚
14	大阪府	6月19日	6月20日	ペットボトル(水) 500ml 144本 防災食(ハイカロリークッキー) 200個
15	門真市	6月21日	6月22日	ブルーシート 400枚
16	大阪府(三井化学)	-	6月22日	ブルーシート 400枚
17	熊本県熊本市	6月21日	6月22日	ブルーシート 1,000枚
18	愛媛県宇和島市	6月21日	6月22日	ブルーシート 23枚
19	大阪府(イオンリテール)	-	6月23日	ブルーシート 1,500枚
20	長野県坂城町 (ばら制定都市加盟自治体)	6月22日	6月23日	ブルーシート 100枚

No.	支援団体等	支援依頼日	支援受入日	支援内容
21	国土交通省近畿地方整備局	6月22日	6月25日	土のう用土砂 2t
22	高石市	6月25日	6月28日	公用車の貸し出し 台数：5台 期間：6月28日～7月30日
23	富田林市	6月25日	6月28日	公用車の貸し出し 台数：1台 期間：6月28日～7月27日

(2) 民間団体等からの支援

市内外の各種民間団体等より、水、食糧のほか災害時無料Wi-Fi及び充電器、寝具や入浴用品等の生活用品等の被災者向けの物資のほか、市の災害対応向けに通信機器や自転車、カラーコーン等の提供を受けた。詳細は下表のとおり。

図表 民間団体等からの救援物資一覧

No.	支援団体等	支援依頼日	支援受入日	支援内容
1	大塚製薬(株) ニュートラシューティカルズ 事業部大阪支店	-	6月18日	①カロリーメイトチョコ 30箱入り×20ケース ②OS-1 500mlペットボトル 24本入り×6ケース ③クリスタルカイザー500mlペットボトル 24本入り×15箱
2	茨木市安全サポート ボランティア協会	6月19日	6月19日	建設資材借用(カラーコーン 81個)
3	ライオン株式会社 茨木オフィス	6月21日	6月21日	ボディソープ・リンスインシャンプー 各30本 家庭用洗剤 500ml 80本
4	大阪住重建機株式会社	-	6月21日	お菓子詰め合わせ 137袋
5	京都銀行	6月21日	6月21日	ラジオ 2台、紙コップ 6,000個
6	NTTドコモ	6月20日	6月21日	携帯電話 87台
7	奥村組土木興業株式会社	6月21日	6月22日	ブルーシート 150枚
8	株式会社ゼンリン	6月22日	6月22日	住宅地図 5冊
9	ユーズ	6月21日	6月22日	ブルーシート 50枚
10	立命館大学	6月21日	6月22日	6月22日～6月24日立命館大学ホッケー部の建物におけるシャワーの提供
11	ガンバ大阪	6月21日	6月22日	6月22日～6月28日パナソニックスタジアム吹田におけるシャワーの提供
12	徳島大学 環境防災研究センター	-	6月22日	避難訓練DVD(園児向け) 100枚
13	A-TEC株式会社	6月21日	6月23日	エアーマット60枚、専用ポンプ2個
14	(株)森工務店	6月24日	6月24日	被災建築物応急危険度判定士 移動用自転車 13台
15	ミディ総合管理(株)	6月22日	6月24日	被災建築物応急危険度判定士 移動用自転車 14台 (6月24日～6月28日 無償借用)
16	ソフトバンク株式会社	-	6月25日	ipad50台 2ヶ月レンタル 避難所への災害時無料Wi-Fi及び充電器の提供
17	(株)秋田工務店	6月25日	6月25日	被災建築物応急危険度判定士 移動用自転車 10台

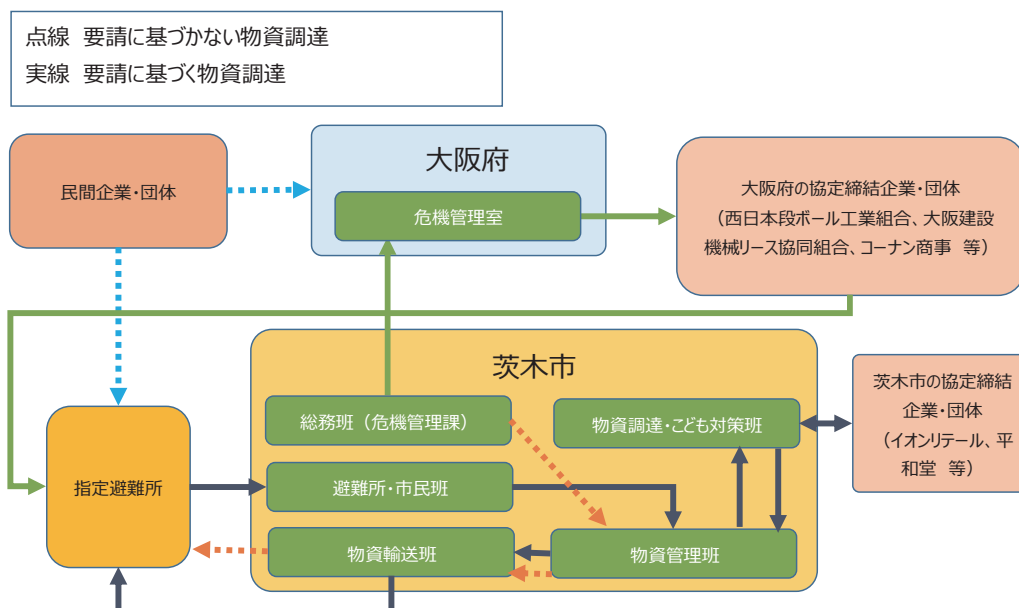
No.	支援団体等	支援依頼日	支援受入日	支援内容
18	日本センチュリー交響楽団	7月2日	7月12日	コンサート(8月19日開催) 招待チケット100枚
19	パラマウントベッド株式会社 大阪支店、 パラマウントケアサービス 株式会社 北大阪営業所	-	7月20日	①マットレス 39枚 ②ハートフルへ電動ベッド2台、 マットレス3枚、サイドレール2個寄附 ③ともしび園へ電動ベッド1台、 マットレス1枚、サイドレール1個寄附
20	個人	-	7月30日	備蓄水 2L×6本×2箱
21	宗教法人 辯天宗	-	-	備蓄水 500ml、20本入×15箱
22	一般社団法人 茨木青年会議所	-	-	シャンプー、リンス×各20本
23	NTT西日本	-	-	避難所への災害時無料Wi-Fi及び 充電器の提供
24	KDDI	-	-	避難所への災害時無料Wi-Fi及び 充電器の提供
25	ワイモバイル	-	-	避難所への災害時無料Wi-Fi及び 充電器の提供
26	株式会社NAC	-	6月18日	ウォーターサーバーの貸し出し3台、 紙コップ、水の寄附 適宜

3 物資の調達・配分・運搬

発災当日、一時的に流通が滞り、市内の小売店に水や食料の在庫が十分になかったため、避難者の水分補給や熱中症対策のため、市で備蓄していた水や食料を提供することとした。

配分に際しては、応援人員として社会福祉協議会の災害ボランティア、大阪府職員の支援も受けた。

図表 主な物資調達・配分・運搬のスキーム



(1) 備蓄物資

災害用に市内の11の災害用生活物資備蓄拠点（小中学校等）へ備蓄していた食糧品及び毛布等を備蓄倉庫から搬出し、公用車で各避難所等へ配布した。

(2) 調達物資

一部の物資については、市内の流通業者等へ手配し、主に公用車で各避難所等へ配布した。大阪府を通して調達した物品のうち、大型のものは直接輸送業者が避難所へ配送した。

(3) 救援物資

全国の各種行政機関及び市内外の民間団体等から水や食料の提供があり、市役所本館の地下駐車場で受け入れたものを、公用車で各避難所等へ配布した。

図表 災害用生活物資備蓄拠点と市役所の位置



図表 物資の集積と配送

(左：救援物資、右：市役所地下駐車場の臨時の物資集積場所)



第8節 環境衛生対策

1 廃棄物の処理

(1) 処理施設等の状況

① 処理施設

市の処理施設は一部の炉が一時使用できなくなった。しかし、早急な修繕対応により炉を復旧させ、炉のフル稼働に努めたほか、燃料の使用量を増やし、処理能力を限界まで上げることにより、食器類の不燃物を含む大量に発生した災害ごみを処理することができた。

② 仮置場等の設置

市民ががれきを持ち込むための仮置場は、環境衛生センターに隣接する一般廃棄物最終処分場跡地を利用することとした。

(2) ごみの種類別の対応状況

① 普通ごみ及び粗大ごみの収集

各家庭から排出されるごみについては、基本的に普通ごみ、粗大ごみ(小型・大型)の分別区分及び平常時の収集日スケジュールに基づき収集した。

② 臨時ごみの収集及び処分

破損した家財道具などが大量にあり、一度に処分が必要な場合については、環境事業課へ事前連絡のうえ個別に対応することとした。

③ 家電リサイクル法対象品目及びパソコンの収集及び処分

破損した家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコン)及びパソコンは、国の措置に沿い、環境事業課へ事前連絡のうえ市で引き取ることとした。

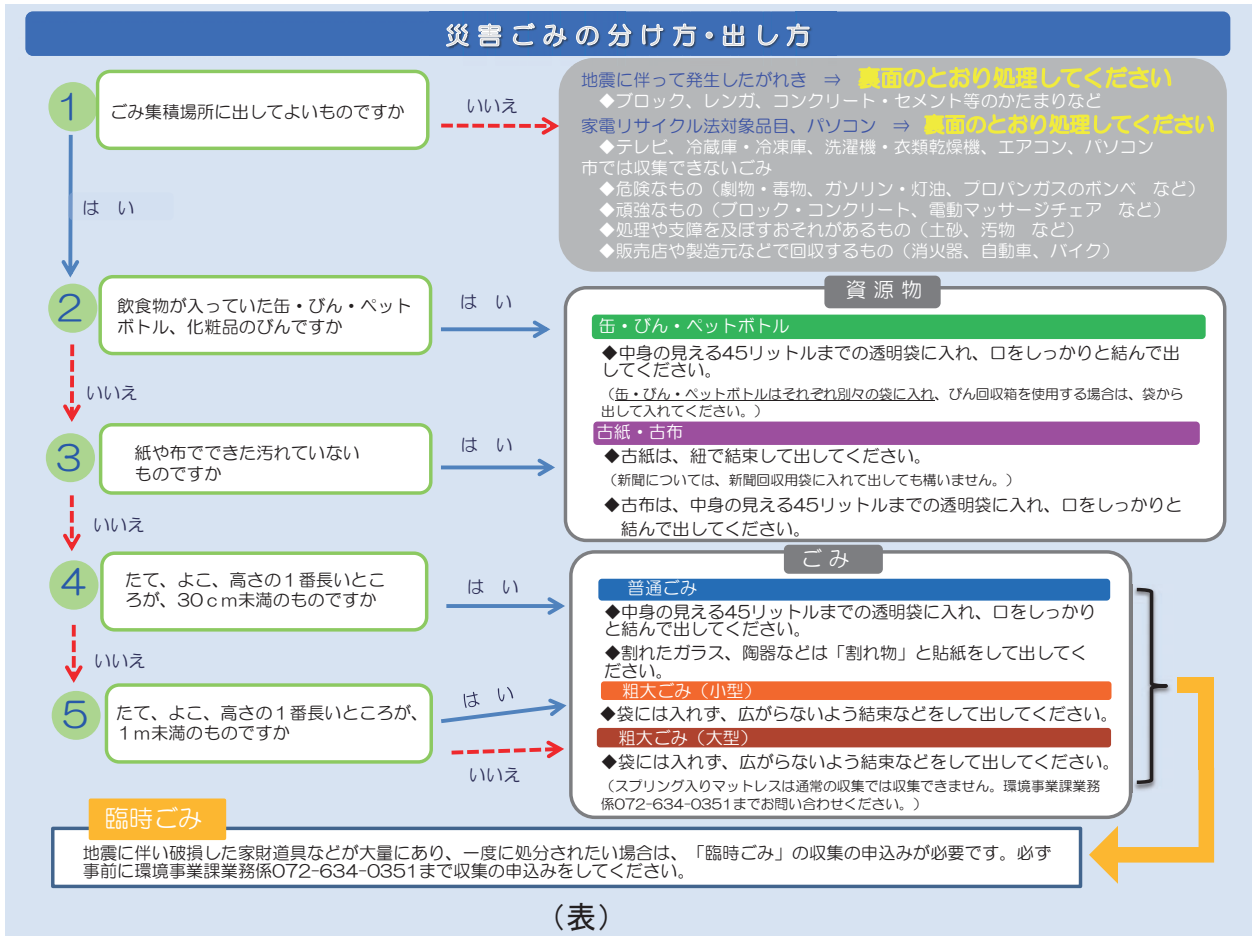
④ がれきの持込み

倒壊したブロック塀等がれきは、環境衛生センターへ事前連絡のうえ、環境衛生センターへの直接持込みの受入を実施した。

(3) 市民への広報

リーフレット「災害ごみの分け方・出し方」を作成し、市民への周知を図ったほか、市のホームページ等にも、がれきの持込みに関する情報等を掲載した。

図表 市作成リーフレット「災害ごみの分け方・出し方」



(表)

分類	普通ごみ	粗大ごみ	缶・びん・ペットボトル	古紙・古布	災害がれき
置場	地域の指定された普通ごみ置場	地域の指定された粗大ごみ置場	地域の指定された粗大ごみ置場	地域の指定された粗大ごみ置場	環境衛生センター
収集回数	週2回	各粗大 月1回	月2回	月1回	直接持ち込み
ごみ・資源物と注意点	<p>30cm未満の小さなごみ</p> <p>◎「生ごみ」「ボロ布」「小型金属」「陶器」「ガラス類」「瓦」など</p> <p>◎3袋程度ずつ小分けにして出してくださいよう、ご協力をお願いします。</p> <p>◎地震に伴い破損した家財道具などが大量にあり、一度に処分されたい場合は、茨木市環境事業課までご連絡をお願いします。</p>	<p>【小型粗大ごみ】 30cm以上1m未満のごみ</p> <p>【大型粗大ごみ】 1m以上のごみ（一辺のいずれかは1m未満）</p> <p>◎破損した「イス」「扇風機」「1m未満の木材」などは「小型粗大ごみ」</p> <p>◎「扉」「たんす」「1m以上の木材」などは「大型粗大ごみ」</p> <p>◎3点程度ずつ小分けにして出してくださいよう、ご協力をお願いします。</p>	<p>◎飲食用品の缶</p> <p>◎飲食用品のびん</p> <p>◎化粧品びん</p> <p>◎ペットボトル</p> <p>◎缶（飲料・食料品・飲み菓の缶）</p> <p>◎びん（飲料・食料品・飲み菓のびん・化粧品のびん）</p> <p>◎ペットボトル</p> <p>◎缶・びん・ペットボトルを種類ごとに分けて透明袋に入れて出してください。</p>	<p>◎新聞・雑誌・雑がみ</p> <p>◎段ボール</p> <p>◎古布・古着</p> <p>◎新聞、雑誌・雑がみ、段ボールはそれぞれ別に結束して出してください。</p>	<p>◎ブロック</p> <p>◎コンクリート</p> <p>◎レンガ</p> <p>◎石材 など</p> <p>◎倒壊したブロック塀等の処分をされる場合は、茨木市環境衛生センターに直接持ち込んでいただくことも可能ですので、必ず事前に環境衛生センターまでご連絡をお願いします。なお、修繕される場合はその業者の方に処分の依頼をしてください。</p>
対象品目	<p>家電リサイクル法対象品目、パソコン</p> <p>【対象品目】 テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン（室外機、室内機含む）、洗濯機・衣類乾燥機</p> <p>●家電4品目の処理は購入店や買替店に依頼してください。</p> <p>●購入店がわからない時や買替をしない場合はお近くの小売店もしくは環境事業課に引き取りの依頼をしてください。</p> <p>●指定引取場所を持ち込むことも可能です。</p> <p>●被災した家電4品目及びパソコンの引き取りは、環境事業課にご連絡ください。</p>		<p>市では収集・処理できないごみ</p> <p>爆発・火災の原因となるもの、人体に有害なもの、処理が困難なもの、処理に支障があるものについては、一般のごみ置場に出さないでください。</p> <p>【危険なもの】 劇物・毒物、バッテリー、塗料、ガソリン・灯油、プロパンガスボンベなど</p> <p>【頑強なもの】 ピアノ、電動マッサージチェア、耐火金庫など</p> <p>【汚物】 嘔吐物、人・動物の糞・尿</p> <p>【廃棄方法】 販売店、メーカー、許可を持った専門の処理業者などへ相談し、処理を依頼してください。</p> <p>【回収するもの】 販売店や製造元などで回収するもの 消火器、バイクなど</p>		
茨木市環境事業課：TEL. 072-634-0351	茨木市環境衛生センター：TEL. 072-634-1627				

(裏)

図表 市ホームページへ掲載した情報

<がれきの持込みに関する周知事項（市ホームページへ掲載）>

1 大量の破損した瓦、倒壊したブロック塀等のがれきを環境衛生センターに直接持ち込まれる場合は、環境衛生センターと調整が必要ですので、必ず事前に環境衛生センター（電話072-634-1627・平日：8時45分～17時15分の間）まで連絡をお願いいたします。

・がれきの持込みの受付・受入時間<平日：13時～17時>

・土曜日、日曜日、祝日の受付・受入は行っておりません。（※）

2 一般廃棄物処理手数料は条例の規定に基づき免除いたします。

3 修繕業者に依頼される場合は、撤去・運搬費用等が必要になる場合があります。

※なお、数枚程度の少量の瓦などの割れ物は、普通ごみとして収集いたします。危険のないよう新聞紙などに包み、中身が見える45ℓまでの透明袋に入れ、「割れ物」と貼紙をして出してください。3袋程度ずつ小分けにして出してください。ご協力をお願いいたします。

○必要書類

・災害廃棄物搬入申込書

・廃棄物処理依頼書

・一般廃棄物処理手数料減額・免除申請書

※平成31年3月15日（金曜日）17時をもって、がれきの受入を終了する。

※6月23日（土曜日）～7月16日（祝日）までの土曜日、日曜日、祝日はがれきの持込みの受付・受入を行った。

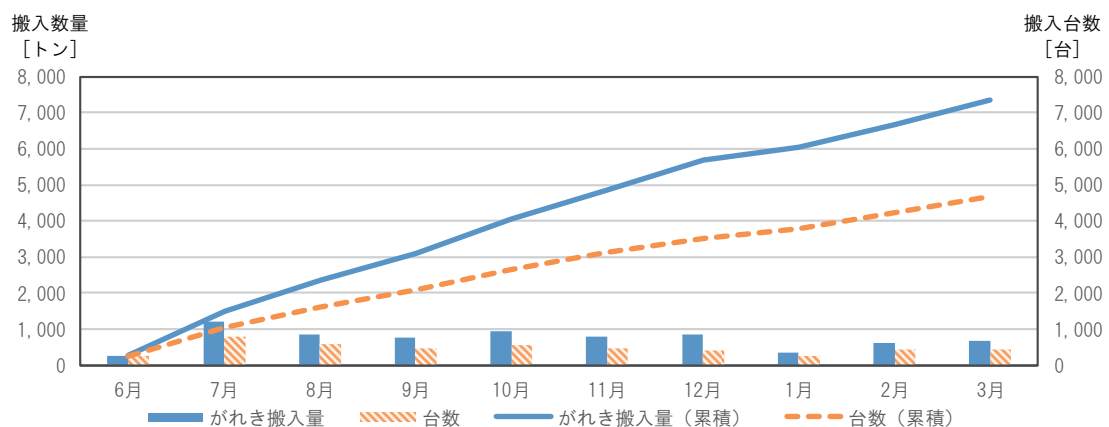
(4) がれきの処分量

市では、震災がれきの処分を順次行い、処理総量は7,364トンにのぼっている。

図表 がれきの搬入状況

平成31年3月31日時点

区 分	数 量
搬 入 数 量	7,364トン
搬 入 台 数	4,663台



2 保健・衛生活動

発災当日より、市（公衆衛生活動班）、保健所及び日本赤十字社が連携して、避難所巡回保健指導や避難所衛生管理巡回指導等を実施した。

また、こころのケアセンターを開設し被災者のケアを実施したほか、避難所の清掃事業も実施した。

図表 公衆衛生活動班の活動概要

活動概要	実施時期
日本赤十字大阪府支部の支援要請 (日本赤十字社による支援：避難所アセスメント、避難所巡回等)	6月18日～22日
避難所巡回保健指導（102回）	6月20日～27日
避難所衛生管理巡回指導（95回）	6月22日～7月27日
こころのケアセンター設置（電話相談等（54件））	6月25日～9月28日
トイレ・居室・水周り・ゴミ集積場の業者委託清掃（83回）	6月30日～7月20日

図表 日赤との連携（日赤医療チームの巡回保健指導支援等）



図表 避難所衛生管理活動（保健所と連携）

食品の取り置きはやめましょう

封をあけた食品やのみものを取り置きしたあとに食べると
食中毒のリスクが高くなります！

- 期限に関わらず、食べ物は、**できるだけ早く**食べましょう！
- 食べたときに異常を感じた場合は、すぐに周りの人に申し出てその食品を食べないようにしましょう！
- **残った食品は、ため込まずに廃棄しましょう！**

すぐに食べないものは、買わないように もらわないようにしましょう！

茨木市保健医療課 ・ 大阪府茨木保健所

避難所のトイレは清潔に使いましょう

- **感染を防止**するために下痢・嘔吐の人があったときは担当者に知らせてください
- トイレは**土足厳禁**です！トイレ用の履き物ははきましょう！（履き物を介しての感染を防止します）
- 用後は、**すぐに手洗い**をしましょう！（液体せっけんで手を洗きましょう）
- **流水**で手を洗いましょう！できないときは手指消毒薬を使いましょう！

茨木市保健医療課 ・ 大阪府茨木保健所

第9節 ライフラインの応急対策

1 上水道

(1) 被災状況

水道は、メーターを境界に1次側(市管理部分)と2次側(私管理部分)に管理区分が分かれている。1次側の被害としては、市内では、配水管漏水が6件、配水管附属設備(空気弁)漏水が8件、給水管漏水が23件発生したが、大きな被害は発生しなかった。

また、2次側では宅地内等で約600戸の漏水が発生し、市では問い合わせへの対応や修繕業者の紹介を行った。

(2) 取水調整

市の水道は、約15%を自己水、約85%を大阪広域水道企業団からの受水で賄っている。企業団からの受水は、村野浄水場(枚方市)と三島浄水場(摂津市)から送られてくるが、今回の地震では、村野浄水場からの送水経路が被災したため、十日市浄水場の自己水及び各配水池における備蓄水を活用することで対応した。この対応により村野浄水場からの送水経路が被災したことによる断水は生じなかった。

2 下水道

発災当日から市では下水道の主要幹線の点検を実施した。
地震では下水道施設への大きな被害は生じていない。

3 電力（関西電力）

地震発生直後、関西電力の北豊中変電所が全停したため、市内でも停電が発生したが、当日のうちに停電は解消された。

図表 地震による停電の発生状況

発生時刻	復旧時刻	軒数	主な停電地域	停電時間
7:58	7:59	約1,700	耳原一～三丁目、南安威二～三丁目	1分
7:58	7:59	約1,090	中穂積一～三丁目、見付山一～二丁目	1分
7:58	7:59	約1,550	紫明園、穂積台、下穂積二～四丁目	1分
7:59	10:16	約460	南安威二丁目	137分
8:00	9:23	約700	宇野辺一～二丁目、東宇野辺町	83分

(資料) 関西電力提供資料より

4 ガス（大阪ガス）

(1) 供給停止と復旧

地震発生に伴い、二次災害防止と早期復旧を図るため、感震遮断・遠隔遮断システムにより、低圧供給2ブロック等111,951戸のガス供給が停止され、市域においては64,254戸のガス供給が停止された。

当日の8時5分に、大阪ガス本社対策本部が設置され、情報収集を開始し、日本ガス協会へ救援隊の要請が行われた。

当日の20時30分に「復旧見える化システム」による復旧進捗状況の公開が開始され、22時00分移動式ガス発生設備により、重要施設への臨時供給が開始された。

市内では、主に供給停止エリアにおいて、低圧導管のねじ支管を中心に被害が発生しており、その対処を行い、発災から7日間（6月24日）で大阪ガスが訪問・開栓を一巡完了し、全市域で供給が再開された。

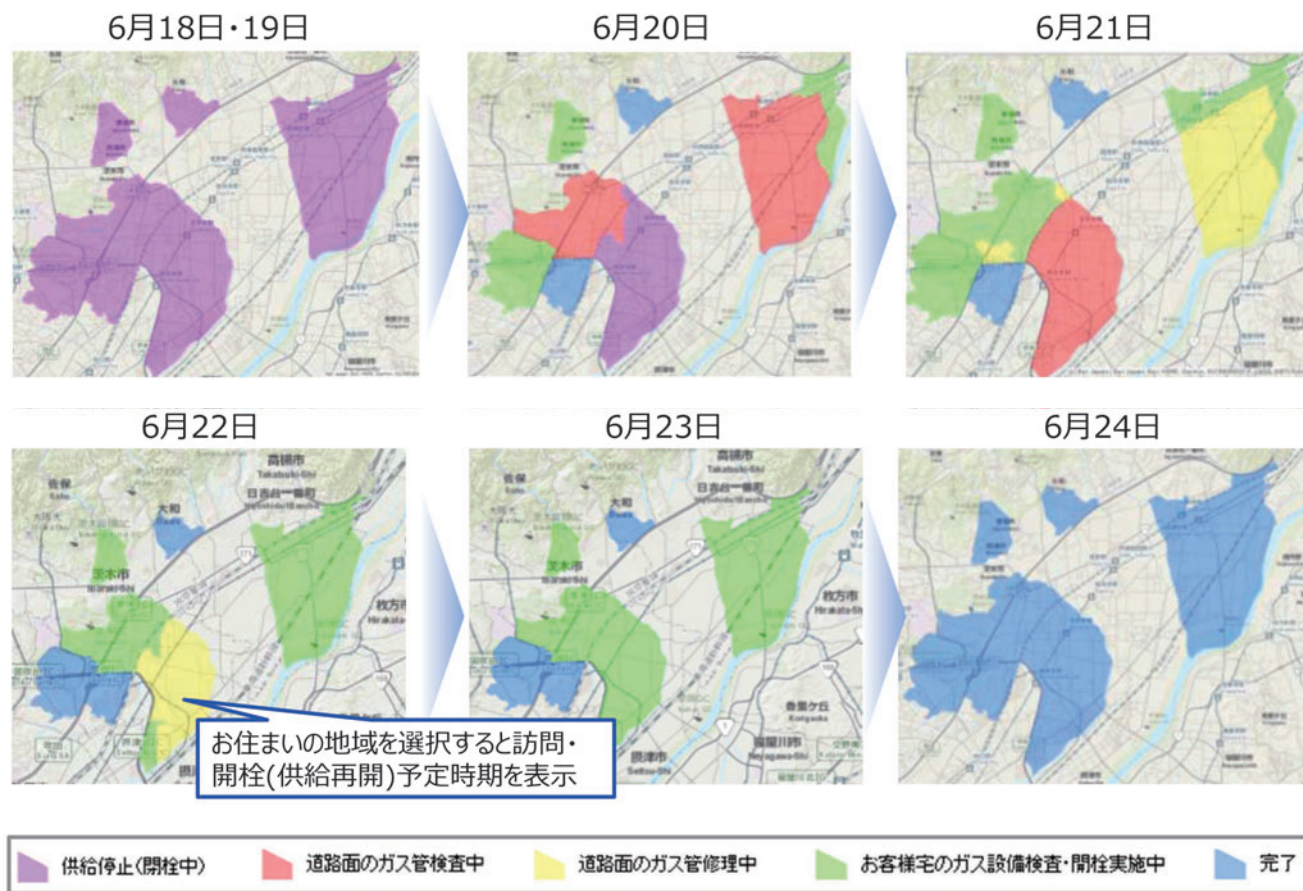
対処にあたっては、万博公園が集結基地とされ、大阪ガスと市で協議し、市内では迅速な復旧の拠点として市役所前の中央グラウンドに前線基地が設置された。

(2) ガスコンロ配布

ガスの供給停止期間の対応として、大阪ガスによって市民体育館（小川町）でガスコンロを配布する対応が行われた。

市の供給停止戸数に対し十分な数もなく（供給停止戸数64,254戸に対し用意されたガスコンロは6,600台）、また配布に関する周知も十分に行われなかったため、配布を受けることができなかった市民から市にも苦情等が寄せられる結果となった。

図表 大阪ガス「復旧見える化システム」による復旧進捗状況



(資料) 大阪ガス「大阪北部地震の対応について」より

5 通信

(1) 固定電話

地震発生直後一時つながりにくい状況が発生したが、当日のうちに発信規制等は解除された。

(2) 携帯電話等

地震の影響を受けた基地局もあったが、当日のうちにほぼ復旧が済んだサービスが多かった。

図表 通信サービスの被災状況と復旧状況

区分	事業者 (サービス名)	被災状況	
		6月18日12時	6月19日7時
固定電話	NTT東日本	・被害なし。 ※一部発信規制中	・被害なし。
	NTT西日本	・復旧済	・復旧済
	NTT コミュニケーションズ	・被害なし。 ※発信規制解除済 ※大阪方面つながりにくい状況。	・被害なし。
	KDDI	・被害なし。 ※大阪方面つながりにくい状況。	・被害なし。
	ソフトバンク	・被害なし。 ※発信規制解除済	・被害なし。
携帯電話等	NTTドコモ	・3局停波 (大阪府：2局、京都府：1局) ※エリア支障については支障なし。 ※役場エリアについては支障なし。 ※一部発信規制中。	・復旧済
	KDDI(au)	・4局停波(大阪府、兵庫県*) ※サービスエリアについては支障なし。 ※役場エリアについては支障なし。 *府県別の局数の内訳は公表されていない。	・復旧済
	ソフトバンク	【携帯】 ・14局停波 (京都府：2局、大阪府：7局、 兵庫県：4局、奈良県：1局) ※サービスエリアについては支障なし。 ※役場エリアについては支障なし。 【PHS】 ・復旧済み(大阪府) ※サービスエリアについては支障なし。 ※役場エリアについては支障なし。	【携帯】 ・3局停波 (大阪府：3局) ※サービスエリアについては支障なし。 ※役場エリアについては支障なし。 【PHS】 ・復旧済み
	UQ コミュニケーションズ	・4局停波 (大阪府：2局、兵庫県：2局) ※サービスエリア支障については確認中。 ※役場エリアについては確認中。	・復旧済
	ワイヤレスシティ プランニング	・7局停波 (大阪府：6局、兵庫県：1局) ※サービスエリアについては支障なし。 ※役場エリアについては支障なし。	・5局停波(大阪府：5局) ※サービスエリアについては支障なし。 ※役場エリアについては支障なし。

(資料) 内閣府「大阪府北部を震源とする地震に係る被害状況等について」より

第10節 文教対策

1 市立学校園所の対応

①児童・生徒の安否確認

地震の発生に伴い、市立学校園所では、児童・生徒の安否確認を実施した。

②休校園所措置と授業再開

市・市教育委員会では発災当日は休校園所措置を行い、各市立学校園所の被災状況について把握するとともに応急措置を行った。市内の市立小・中学校は6月20日に午前中のみ、21日からは通常どおり授業を再開し、市立の幼稚園・保育所は6月21日から再開した。

③指定避難所としての利用

市立小・中学校は指定避難所となっており、避難者の受入を行った。

④簡易給食による対応と給食の再開

市立小学校では6月21日からは簡易給食とし、通常の給食は6月27日から再開した。

市立の幼稚園・保育所では6月21日からの再開後、ガスの供給再開までは非常食及び備蓄食品を給食として提供した。

⑤施設の緊急点検

地震発生直後に校舎等各施設の地震による被災状況を確認したほか、敷地周囲のブロック塀等についても倒壊の危険性がないかを確認し、必要に応じて撤去する等の対応を実施した。

図表 学校ブロック塀の点検・撤去



2 社会教育施設の対応

地震の発生に伴い、市内の一部の社会教育施設では地震による被害があり、被災状況について把握するとともに応急措置を行った。

図表 社会教育施設の閉館状況

施設名	地震の影響による閉館時期	閉館日数※
茨木公民館(指定避難所)	6月18日～7月14日	23日間
春日丘公民館	6月18日～20日	2日間
中条公民館	6月18日～20日	3日間
玉櫛公民館(指定避難所)	6月18日～7月1日	12日間
安威公民館	6月18日～20日	2日間
玉島公民館(指定避難所)	6月18日～21日	3日間
福井公民館	6月18日～20日	2日間
清溪公民館	6月18日～20日	2日間
見山公民館(指定避難所)	6月18日～21日	2日間
石河公民館	6月18日～20日	2日間
太田公民館(指定避難所)	6月18日～7月21日	29日間
太田公民館分室	6月18日～20日	2日間
天王公民館	6月18日～20日	2日間
郡山公民館	6月18日～20日	2日間
耳原公民館	6月18日～20日	2日間
白川公民館(指定避難所)	6月18日～21日	3日間
西公民館	6月18日～20日	2日間
文化財資料館	6月18日～30日	13日間
キリシタン遺物資料館	6月18日～30日	13日間
上中条青少年センター	6月18日～30日	13日間
青少年野外活動センター	6月18日～30日	13日間
図書館	6月18日～30日	13日間

※閉館日数は通常の休館日は含まない

3 文化財施設等の状況

市内の文化財施設については、全壊・半壊には至らなかったものの、外壁の一部剥落や工作物等への被害が発生した。

市では、二次被害の防止のための周辺への立入規制等を実施したほか、市の所管施設については修繕等の対応を行った。

図表 市内の主な文化財の被災状況

被害物件	種別	被害状況
郡山宿本陣	史跡	母屋（大玄関、カマヤ）漆喰壁一部崩落、納屋・中蔵の壁亀裂。
石燈籠	重文（美工品）	火袋より上部ズレ。
忍頂寺 石造五輪塔（府史跡）		空風輪落下。
真宗大谷派 茨木別院 本堂及び太鼓楼、鐘楼	登録（建造物）	【本堂】北面北西の1間壁崩落（屋根直下の長押）及び全周漆喰壁揺れによる四隅破損と振れ、亀裂、部分剥落。西側軒先瓦一部落ち。 【太鼓楼】1階東壁一部崩落、1階及び2階壁亀裂多数。 【鐘楼】土台石垣ズレ及び隙間。
川本家住宅 店舗兼主屋及び離れ、倉庫	登録（建造物）	【店舗兼主屋】一部壁亀裂および割れ。 【離れ】屋根瓦落下（半崩落）、北壁大きく破損。 【倉庫】一部壁に割れ。

図表 市内の主な文化財の被災状況
（左：忍頂寺 石造五輪塔、右：茨木別院太鼓楼）



第11節 自発的支援の受入れ

1 災害ボランティアセンターの設置・運営

茨木市社会福祉協議会では、地震の発生を受け、市と社会福祉協議会が平成26年3月10日に締結した「災害時におけるボランティア活動に関する協定」に基づき、市からの要請を受けて発災の翌日から災害ボランティアセンターを設置し、市内のボランティアに対する需要を確認するとともに、市内外からのボランティアを受け付け、マッチングを行った。

図表 活動概要

平成31年3月31日現在

区 分	内 容
活動期間	平成30年6月19日～平成31年3月31日
災害ボランティアセンター設置場所	社会福祉法人 茨木市社会福祉協議会（福祉文化会館内）
ニーズ（依頼）受付件数	2,250件（参考：完了件数-2,250件 [100%]）
内 容（下表）	家具移動、部屋の片づけ、灯籠の倒壊復旧、ブルーシート張り、ゴミ出し等
ボランティア受付（登録）人数	延べ2,562人【活動者数：6,096人】 （内訳：個人1,581人、団体70団体 [981人]）
他市等社会福祉協議会から運営支援人数	延べ169人（内訳：27府市町村-大阪府、20市、5町、1村）
日本赤十字社からの運営支援人数	延べ79人（赤十字職員11人含む、29日間）
活動車両登録数	53台 （市から借用の11台 [2tダンプ1台、軽トラ5台、軽バン5台]含む）
がれき等搬送量 [平成30年7月26日現在]	111.14トン
家財等搬送量 [平成30年7月26日現在]	41.21トン
障害者移送サービス	1件（5～6回 [約2週間] 通院用）
電話受付回線	4回線
携帯電話の提供	6回線：大阪府社会福祉協議会 5回線：ソフトバンク

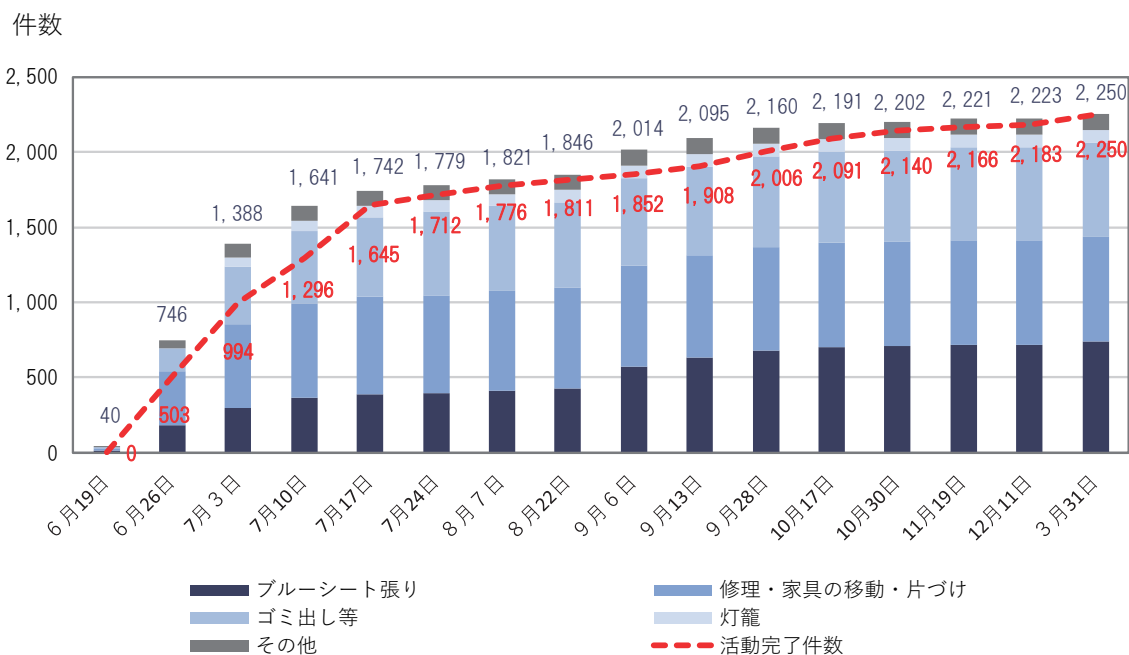
図表 活動内容（ニーズ受付件数）

①ブルーシート張り	741件
②修理・家屋の移動・片づけ	698件
③ゴミ出し等	620件
④灯籠の倒壊復旧	84件
⑤その他	107件

図表 災害ボランティアセンターの活動経緯（主な動き）

日付	活動内容
平成30年6月19日	・茨木市社会福祉協議会災害ボランティアセンターを開設 ・ボランティアの受付と民生委員へのボランティアニーズを開始
6月22日	・市内各所へボランティアニーズ作業依頼を受け付ける旨のチラシを配布開始
6月24日	・地震発生後、最初の日曜日を迎え、約350人のボランティアを受付 ・当初は、室内の片付けや家具の移動のニーズが多く、徐々に大きな家具を外へ出す、ガレキを撤去するなど、屋外作業の依頼が増加 ・その後、屋外作業等への対応のため、中央公園南グラウンドにボランティアスタッフの活動拠点を設置
7月20日	・ボランティアスタッフの活動拠点である「技術系プロボノ茨木ベース」を元豊川幼稚園跡に開設
平成31年3月31日	・茨木市社会福祉協議会災害ボランティアセンターを閉鎖

図表 災害ボランティアセンターの活動件数の推移
（申込件数の内訳と全体の活動完了件数）



図表 災害ボランティアセンターの活動に際し支援のあった団体（主なもの）

団 体 名	支 援 内 容
茨木青年会議所	運営スタッフ
OPEN JAPAN	テクニカルボランティア
風組関東	テクニカルボランティア
京都災ボラバンク縁	運営スタッフ
国際ボランティア学生協会	ポスティング、ローリング
災害NGO結～Yui～	テクニカルボランティア
震災がつなぐ全国ネットワーク	テクニカルボランティア
全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	テクニカルボランティア
ソーシャルインベーション本部	テクニカルボランティア
DRT JAPAN	テクニカルボランティア
日本警察消防スポーツ連盟	テクニカルボランティア
日本赤十字社大阪府支部	運営スタッフ
NGO めち	テクニカルボランティア
BIG UP 石巻	テクニカルボランティア
BIG UP 大阪	テクニカルボランティア
レスキューアシスト	テクニカルボランティア
ロハス南阿蘇たすけあい	テクニカルボランティア

図表 ボランティアの活動の様子



(左：活動出発前の説明、右：ボランティアセンター内の待機スペース)



(左：屋内の片づけ支援、右：ブルーシートの張り方講習)



(左：技術系プロボノ茨木ベース入口、右：茨木ベースの施設内)

図表 ボランティア活動に関するチラシ (茨木市社会福祉協議会作成)

平成 30 年 6 月 26 日

**家の片付けなど ボランティアが
お手伝いします！**

☆ **こんなお手伝いをします！** ☆

- *家の片づけ
- *がれきの運搬（車の関係がありますので少々日にちはかかります）
- *屋根へのブルーシート掛け（専門知識が必要ですので少々日にちはかかります）

☆ **援助依頼する方へ** ☆

ボランティアの皆さんは、被災者のお手伝いをしたいという気持ちから集まっています。ですが、何でも出来る訳ではないという事と、以下の点をご了承ください。

- ・専門的技術を要することや危険を伴う作業など、ご要望にお応えできない場合があります。
- ・ボランティアの参集の都合で、すぐにご要望にお応えできない場合もあります。
- ・ボランティアの活動への対価は無料です。食事の用意も不要です。
- ・独居の方で、既に各種サービスを受けておられず、協力者が近くにいらっしゃらない方を優先させていただきますのでご了承下さい。
- ・皆さんにご迷惑をかける場合もあるかもしれませんが、温かく見守ってください。

☆ **依頼方法** ☆

*来所・電話等で茨木市社会福祉協議会災害ボランティアセンターへお申し込みください。

<<お問い合わせ>>

茨木市社会福祉協議会災害ボランティアセンター
住所 茨木市駅前四丁目 7-55
電話番号：072-627-0086

問い合わせ受付時間：8：45～17：15 です。

※FAXを使われる方は、裏面の「ニーズ受付票」をお使い下さい。
FAX:072-627-0434

38

『ニーズ受付票』 FAX：072-627-0434

ニーズ受付№	受付日時			受付者氏名
	月	日()	時 分	
※ここに記載する個人情報は災害ボランティアの登録・活動以外の目的で使用しません。				
ボランティアを 必要とする方の 氏名	フリガナ 氏名	性別(男・女)	年齢(才)	依頼者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> 自治会長 <input type="checkbox"/> 大家 <input type="checkbox"/> その他()
家族構成	独居・高齢者世帯・障害者世帯・その他()			
活動場所	住所： TEL () -	携帯	-	-
連絡先	<input type="checkbox"/> 活動場所と同じ <input type="checkbox"/> 避難所(施設名) / 電話 () <input type="checkbox"/> その他(住所) / 電話 ()			
依頼内容	<input type="checkbox"/> 片付け <input type="checkbox"/> 家具の移動 <input type="checkbox"/> 引越し <input type="checkbox"/> ゴミ出し→ <input type="checkbox"/> 近隣 or 市の集積所 (資源ゴミ 雑大ゴミ ブロック等がれき 等) <input type="checkbox"/> ブルーシート(初めて・再ニーズ) <input type="checkbox"/> その他			
活動資材関係	ボランティア難が 持参する物 (活動中連絡先：) 活動場所にある物			
依頼希望人数	男性 人 / 女性 人 / 問わない 人 → 合計 人			
希望日・期間	月 日 / 希望日はない(どちらかに記入若しくは○印を) *希望日には対応できず、少しお待ちいただくかもしれません 【希望期間】 <input type="checkbox"/> 1日のみ <input type="checkbox"/> 連日(日間) <input type="checkbox"/> 期日指定(まで) <input type="checkbox"/> その他()			
特記事項	*どこでのチラシを?() () *トイレをお借りする事は?() *駐車場は使えますか?() *家の前への駐車は?()			

37